

長崎県地域防災計画

基本計画編

令和5年6月修正

長崎県防災会議

用 語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

1. 基 本 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県 防 災 計 画 長崎県地域防災計画
4. 市町村防災計画 市町村地域防災計画
5. 県 本 部 長崎県災害対策本部
6. 県 地 方 本 部 長崎県災害対策地方本部
7. 市 町 村 本 部 市町村災害対策本部
8. 県 本 部 要 員 長崎県災害対策本部の要員
9. 水 防 計 画 長崎県水防計画

目 次（基本計画編）

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
1 序説	1 総則	1 計画の目的	防災企画課		1
		2 計画の性格	防災企画課		1
		3 計画の基本理念	防災企画課		2
		4 計画の前提	防災企画課		3
	2 長崎県の概況	1 自然的条件	防災企画課		4
		2 長崎県の風水害		長崎地方気象台	10
	3 災害の概況	1 自然災害	防災企画課		36
		2 火災	消防保安室		36
	4 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 趣旨	防災企画課		37
		2 所掌事務又は業務	関係課	関係機関	37
2 災害予防計画	1 地域防災体制の確立	1 防災知識普及計画	防災企画課 消防保安室 男女参画・女性活躍推進室 教育庁	国土地理院 九州地方測量部	42
		2 防災訓練計画	防災企画課、 県民生活環境課、 交通・地域安全課、 福祉保健課、 河川課		44
		3 消防団の育成・強化	消防保安室		47
		4 民間防災組織の確立	防災企画課、 福祉保健課、 漁政課、 農政課、 教育庁	日本赤十字社長崎県支部	48
		5 自主防災活動	防災企画課、 観光振興課、 県民生活環境課 産業政策課、 男女参画・女性活躍推進室 教育庁		49
		6 男女共同参画の視点の強化	防災企画課 男女参画・女性活躍推進室		54
	2 防災業務施設の整備計画	1 気象観測施設等整備計画		長崎地方気象台	55
		2 災害通信業務整備計画	防災企画課		59
		3 水防、消防及び救助施設等整備計画	防災企画課、 消防保安室、 河川課		60

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
2 災害予防計画	3 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保	1 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画	福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、農産園芸課、畜産課、監理課、建設企画課 男女参画・女性活躍推進室	農林水産省	61
	3 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保	2 災害対策基金等管理計画	財政課、福祉保健課		64
	4 県土保全対策計画		漁港漁場課、農村整備課、森林整備室、都市政策課、港湾課、河川課、砂防課、建築課 盛土対策室		65
	5 形態別災害予防対策	1 災害危険区域の設定	農村整備課、森林整備室、砂防課、都市政策課		72
		2 火災予防計画	防災企画課、消防保安室、森林整備室、教育庁	海上保安部	75
		3 危険物等災害予防計画	防災企画課、消防保安室、県警察本部	九州経済産業局、九州産業保安監督部、長崎労働局、海上保安部、九州電力	77
		4 都市災害予防計画	都市政策課、道路建設課、道路維持課、住宅課、水環境対策課	九州経済産業局	85
		5 建築物災害予防計画	都市政策課、建築課、営繕課、教育庁		87
		6 道路災害予防計画	道路建設課、道路維持課		89
		7 防災営農指導計画	農業イノベーション推進室		90
		8 鉱山災害予防計画		九州産業保安監督部	91
	6 生活福祉に係る災害予防計画		県民生活環境課、福祉保健課、医療政策課、長寿社会課、障害福祉課、原爆被爆者援護課、こども未来課、こども家庭課、国際課		92

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画	1 活動計画	1 組織計画	広報課、 防災企画課	関係機関	96
		2 長崎県災害対策本部	防災企画課 各課		99
		3 自衛隊派遣要請計画		自衛隊	103
		4 労務供給計画	福祉保健課 雇用労働政策課		109
		5 隣保互助民間団体 活用計画	福祉保健課		110
	2 通信及び情報収集 伝達計画	1 防災気象情報の伝達 計画	防災企画課 河川課	長崎地方気象台	111
		2 通信施設利用計画	防災企画課	NTTフィールドテクノ、 九州電力、 海上保安部、 JR九州、 長崎県漁業無線協会、 非常通信連絡会	130
		3 災害情報収集及び 被害報告取扱計画	防災企画課		143
	3 災害広報計画		広報課、 防災企画課	報道機関	159
	4 公安警備計画	1 災害警備実施方針	県警察本部		161
		2 災害に備えての措置	県警察本部		161
		3 災害発生時における 措置	県警察本部		166
		4 災害復旧・復興	県警察本部		170
	5 都市災害応急対策 計画		道路維持課、 水環境対策課		171
	6 水防計画	1 総則	河川課		173
		2 水防協議会	河川課		173
		3 水防の責任、津波 における留意事項、 安全配慮	河川課		174
		4 長崎県水防本部	河川課		176
		5 水防管理団体	河川課		180
		6 指定水防管理団体	河川課		180
		7 長崎県大規模氾濫 減災協議会	河川課		180
		8 重要水防区域と重要 水防箇所	河川課		181
		9 水防警報を行う河川	河川課		182
		10 国土交通大臣が水防 警報を行う河川		長崎河川国道事務所	182

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画	6 水防計画	11 国土交通大臣と気象庁長官が共同で洪水予報を行う河川		長崎河川国道事務所 長崎地方気象台	186
		12 国土交通大臣が水位情報（到達情報）の通知及び周知を行う河川		長崎河川国道事務所	188
		13 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川	河川課		189
		14 雨量の通報	河川課		193
		15 水位の通報及び公表	河川課		193
		16 潮位の通報	港湾課		194
		17 通信連絡	河川課		195
		18 水防倉庫及び資器材の備蓄	河川課		197
		19 輸送路の確保	河川課		198
		20 水防信号、標識、身分証票等	河川課		198
		21 公用負担と費用負担	河川課		200
		22 水防活動	河川課		202
		23 水防管理団体の水防体制	河川課		202
		24 避難のための立退き	河川課		203
		25 応援及び相互協定	河川課		204
		26 自衛隊の派遣要請	河川課		204
		27 水防配備体制の解除	河川課		205
		28 水防顛末報告	河川課		205
		29 水防訓練	河川課		205
	7 土砂災害防止計画	1 総則	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		206
		2 総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		206
		3 土砂災害防止組織	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		208
		4 土砂災害における警戒避難体制	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、 観光振興課		210

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	7 土砂災害防止計画	5 土砂災害における避難に資する情報	農村整備課、森林整備室、砂防課		210
		6 土砂災害における適切な避難計画と周知	農村整備課、森林整備室、砂防課、観光振興課		223
		7 土砂災害における適切な避難場所及び避難路の選定、周知	農村整備課、森林整備室、砂防課		228
		8 避難指示等の判断・伝達	農村整備課、森林整備室、砂防課		231
		9 防災知識の普及及び防災活動の実施	農村整備課、森林整備室、砂防課 建築課		235
		10 土砂災害予防計画	農村整備課、森林整備室、砂防課		239
		11 土砂災害復旧計画	農村整備課、森林整備室、砂防課		255
	8 消防活動計画		消防保安室		256
	9 危険物災害応急対策計画		防災企画課、消防保安室、産業政策課、県警察本部	九州経済産業局、九州産業保安監督部、長崎労働局、海上保安部	260
	10 救助計画	1 救助法の適用に関する計画	福祉保健課		265
		2 避難計画	防災企画課、福祉保健課、医療政策課、観光振興課、男女参画・女性活躍推進室 教育庁、県警察本部	海上保安部	268
		3 救出計画	福祉保健課、県警察本部	海上保安部	277
		4 死体捜索及び収容埋葬計画	福祉保健課、生活衛生課、県警察本部	海上保安部、日本赤十字社長崎県支部	279
		5 食糧供給計画	福祉保健課、農産園芸課	農林水産省	282
		6 衣類品及び生活必需品供給計画	福祉保健課 男女参画・女性活躍推進室		287
		7 給水計画	水環境対策課、福祉保健課		289

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画		8 応急仮設住宅及び 住宅の応急修理計画	福祉保健課 住宅課		291
		9 障害物の除去計画	福祉保健課、 道路維持課、 河川課、 港湾課、 漁港漁場課	海上保安部	293
		10 義援金品募集配分計 画	福祉保健課	日本赤十字社長崎県支 部、 県共同募金会	295
	11 保健衛生計画	1 医療助産計画	医療政策課	日本赤十字社長崎県支 部	296
		2 防疫計画	医療政策課		298
		3 災害廃棄物処理	資源循環推進課		299
	12 貯木及び在港船舶 対策計画		港湾課、 漁港漁場課	海上保安部	302
	13 輸送及び交通対策 計画	1 輸送計画	交通政策課、 福祉保健課、 医療政策課	長崎運輸支局、 長崎空港事務所、 J R 九州	304
		2 交通応急対策計画	交通政策課、 道路維持課、 港湾課、 漁港漁場課、 県警察本部	海上保安部	308
	14 文教応急対策計画		福祉保健課、 教育庁		321
	15 公益事業施設災害 応急対策計画	1 電力施設災害応急 対策計画		九州電力 九州電力送配電	324
		2 ガス施設災害応急 対策計画		西部ガス、 九州ガス、 長崎県 L P ガス協会	327
		3 水道施設災害応急 対策計画	水環境対策課		336
		4 公衆電気通信施設 災害応急対策計画		N T T 西日本長崎支店	338
		5 鉄道施設災害応急 対策計画		J R 九州	340
		6 放送施設災害応急 対策計画		報道機関	342
	16 海上災害応急対策 計画			海上保安部	343
	17 救急医療対策計画		医療政策課		347
	18 農林水産物災害応 急対策計画	1 稲	農業イノベーション推進室		348
		2 麦	農業イノベーション推進室		351
		3 かんしょ	農業イノベーション推進室		351

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	18 農林水産物災害応急対策計画	4 ばれいしょ	農業イノベーション推進室		352
		5 園芸作物	農業イノベーション推進室		352
		6 茶	農業イノベーション推進室		355
		7 畜産	畜産課		356
		8 林木等	林政課		357
		9 藻類養殖	水産加工流通課、水産経営課		358
		10 貝類養殖	漁業振興課、水産加工流通課、水産経営課		359
		11 魚類養殖	漁業振興課、水産加工流通課、水産経営課		360
	19 公共土木施設災害応急対策計画		建設企画課、道路維持課、港湾課、砂防課、河川課、農村整備課、漁港漁場課	九州地方整備局	361
	20 空港災害対策計画		港湾課	長崎空港事務所	364
	21 漂流油による沿岸汚染対策計画		防災企画課、地域環境課、資源循環推進課、自然環境課、漁政課、漁港漁場課、県警察本部	海上保安部	369
	22 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画		防災企画課		373
	23 自発的支援の受け入れ		防災企画課、県民生活環境課、福祉保健課、医療政策課		374
4 活動火山「雲仙岳」災害対策計画	1 総則	1 総則	防災企画課		376
		2 雲仙岳の火山活動	防災企画課		376
		3 雲仙岳に係る地域	防災企画課		382
	2 各種情報の収集連絡等	1 火山現象に関する予報及び警報		長崎地方気象台	383
		2 その他の火山関係情報	防災企画課	長崎地方気象台	388
		3 火山関係情報に対する措置	防災企画課		392
		4 情報伝達・共有	防災企画課		392
		5 災害状況の収集及び被害報告の取扱	防災企画課		393

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
4 活動火山「雲仙岳」災害対策計画		6 広報	防災企画課		393
	3 組織等の確立	1 基本	防災企画課		394
		2 避難の基本的な方針	防災企画課		394
		3 災害応急対策の組織	防災企画課		395
		4 雲仙岳火山防災協議会	防災企画課		395
		5 防災関係機関の業務	防災企画課		396
	4 警戒・避難対策	1 避難指示及び警戒区域の設定	防災企画課、福祉保健課、教育庁、県警察本部	海上保安部	397
	5 災害応急対策	1 救出	福祉保健課、県警察本部	海上保安部	398
		2 消火	防災企画課、消防保安室		398
		3 給水	水環境対策課、福祉保健課		398
		4 食糧供給	福祉保健課、農産園芸課	九州農政局	398
		5 医療	医療政策課	日本赤十字社長崎県支部	398
	6 防災知識の普及	1 防災知識の普及	防災企画課		399
	7 溶岩ドーム崩壊対策	1 対応基本方針	防災企画課		400
		2 溶岩ドーム崩壊監視基準	防衛企画課		400
		3 溶岩ドーム崩壊対応基準	防災企画課		402
		4 基準超過時の対応フロー（フェーズ区分）	防災企画課		403
		5 会議等の開催	防災企画課		403
5 災害復旧計画	1 災害復旧事業の促進	1 公共土木施設災害復旧事業計画	漁港漁場課、農村整備課、森林整備室、道路維持課、河川課、砂防課、港湾課		404
		2 農林水産業施設災害復旧事業計画	水環境対策課、水産経営課、漁港漁場課、農村整備課、森林整備室		406

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
5 災害復旧計画	1 災害復旧事業の促進	3 都市災害復旧事業計画	水環境対策課、都市政策課、道路維持課、住宅課 男女参画・女性活躍推進室		406
		4 住宅災害復旧事業計画	住宅課		406
		5 公立文教施設災害復旧事業計画	教育庁		407
		6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課		407
		7 公立医療施設災害復旧事業計画	医療政策課		407
		8 その他公営企業施設災害復旧事業計画	河川課		408
		9 公用財産災害復旧事業計画	管財課		408
		10 上下水道災害復旧事業計画	水環境対策課		408
	2 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	1 法律等による一部負担又は補助等	生活衛生課、水環境対策課、資源循環推進課、福祉保健部・こども政策局全課、水産経営課、団体検査指導室、農村整備課、森林整備室、道路維持課、河川課、住宅課、教育庁		409
		2 激甚災害に係る財政援助措置	福祉保健部・こども政策局全課、産業政策課、経営支援課、水産経営課、団体検査指導室、農業経営課、農村整備課、森林整備室、河川課、教育庁		410
		3 県市町の資金計画	財政課、市町村課	福岡財務支局長崎財務事務所	415

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
5 災害復旧計画	3 金融その他の資金対策	1 農林水産業に関する金融の確保	農業経営課、水産経営課		416
		2 中小企業に関する金融の確保	経営支援課		423
		3 金融機関の災害応急対策		福岡財務支局長崎財務事務所、日本銀行長崎支店	425
	4 被災者の生活確保に関する計画	1 被災者に対する職業のあっせんに関する計画		長崎労働局	426
		2 租税の徴収猶予、減免に関する計画		税務課	426
		3 災害救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱及び援護対策		日本郵便	428
		4 生業資金の確保に関する計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課		429
		5 住宅災害の復旧対策等に関する計画	住宅課		435
		6 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	関係課		438
	5 被災者の生活再建等の支援		関係課		439

第1編 序 説

第1編 序 説

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(防災企画課)

長崎県は、その自然的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流等各種災害発生要因を内包しており、これまでも貴重な人命と多くの資産が災害のため失われてきた。

国土を保全し、地域住民の安全を確保することは、県、市町村及び地域にかかわる防災関係機関の基本的な責務であってあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、長崎県防災会議が作成するものであって災害の根絶を終局の目標とし、当面県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関が責任の所在を明確にし、その有する機能を十二分に発揮することにより、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等の諸施策を明示し、これらを総合的かつ計画的に推進することによって、本県の防災体制を確立するとともに、あわせて県民の福祉の増進と県勢の発展を期することを目的とするものである。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート特別防災区域の防災計画については、別に定め同区域について本計画から除外する。

第2節 計画の性格

(防災企画課)

長崎県地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画化したものであり、雲仙岳噴火災害を含む風水害等の自然災害や大規模事故（原子力災害を除く）に係る「基本計画編」と震災・津波災害に係る「震災対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編3編及び資料編から構成されるが、本計画は、このうちの「基本計画編」である。

この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密に連携を図ると共に、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「長崎県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図ったものである。

この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する対策と責任の所在を明らかにし、市町村が作成する市町村防災計画の指針とするものである。

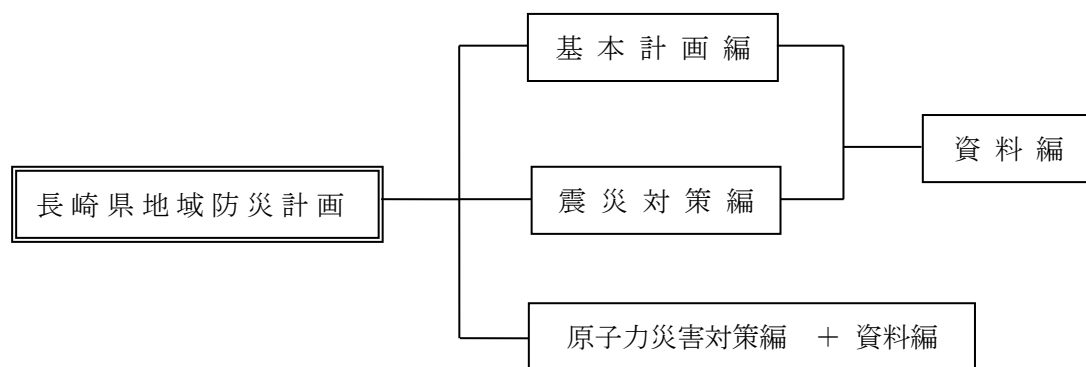
この計画は、基本法及び防災関係諸法令に基づき、長崎県の地域にかかわる防災に関する諸施策並びに計画を総合網らし、体系的に位置づけしたもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、この計画における国土強靱化に関する部分については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月11日法律第95号）に基づく国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の基本目標である

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を踏まえたものとする。

この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に伴って、合理化等の必要が生じたときは、計画を修正するものとする。



第3節 計画の基本理念

（防災企画課）

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場

における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立が必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第4節 計画の前提

（防災企画課）

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が今後県地域に発生することを想定して策定した。

- 1 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。
- 2 昭和57年の長崎市を中心とした記録的な豪雨災害は、今後とも発生することを予想する。
- 3 地すべり、山くずれ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。
- 4 有明海の異常高潮は過去における最大記録が発生することを予想する。
- 5 昭和38年1月の豪雪は今後も襲来することを予想する。
- 6 地震、津波、火山噴火等による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
- 7 局地的災害は、今後も増加するものとする。
- 8 市街密集地帯における大火災の発生を予想する。
- 9 鉱山爆発及び列車、船舶、バス等の転覆等により集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。

第2章 長崎県の概況

第1節 自然的条件

(防災企画課)

1 位置

本県は、九州の西北部に位置し、東は島原市九十九島（東経130° 23′）を境として、有明海を経て熊本県天草の島々と接している。

西南部は東シナ海に望み、西は五島市鳥島（東経128° 06′）、南は同じく五島市女島（北緯31° 59′）を境としている。

北は玄海の荒波に浮かぶ対馬市の上対馬町北ノ手（北緯34° 43′）を境として朝鮮海峡を間に韓国と相対している。

このような県境の距離は、東西213km、南北307kmときわめて広い範囲にわたる。

方 位	地 名	極 限 経 緯 度
東 端	島原市九十九島	東経 130 ° 23 ′
西 端	五島市鳥島	〃 128 ° 06 ′
南 端	五島市女島	北緯 31 ° 59 ′
北 端	対馬市上対馬町北ノ手	〃 34 ° 43 ′

2 面積

総 面 積	4, 130. 99 k m ²	令和3年1月1日現在	
市 部 計	3, 642. 01	郡 部 計	488. 96 k m ²
長 崎 市	405. 86	長 与 町	28. 73
佐 世 保 市	426. 01	時 津 町	20. 94
島 原 市	82. 96	東 彼 杵 町	74. 29
諫 早 市	341. 79	川 棚 町	37. 25
大 村 市	126. 73	波 佐 見 町	56. 00
平 戸 市	235. 12	小 値 賀 町	25. 50
松 浦 市	130. 55	佐 々 町	32. 26
対 馬 市	707. 42	新上五島町	213. 99
壱 岐 市	139. 42		
五 島 市	420. 12		
西 海 市	241. 60		
雲 仙 市	214. 31		
南 島 原 市	170. 13		

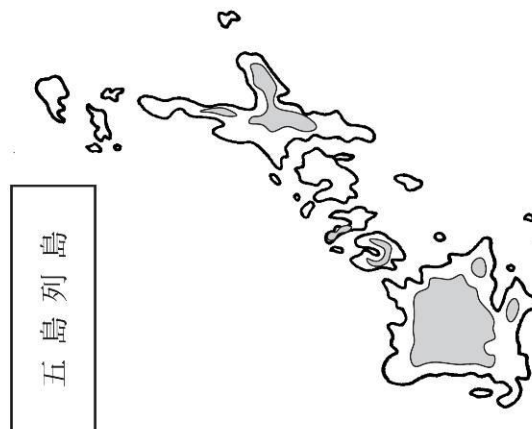
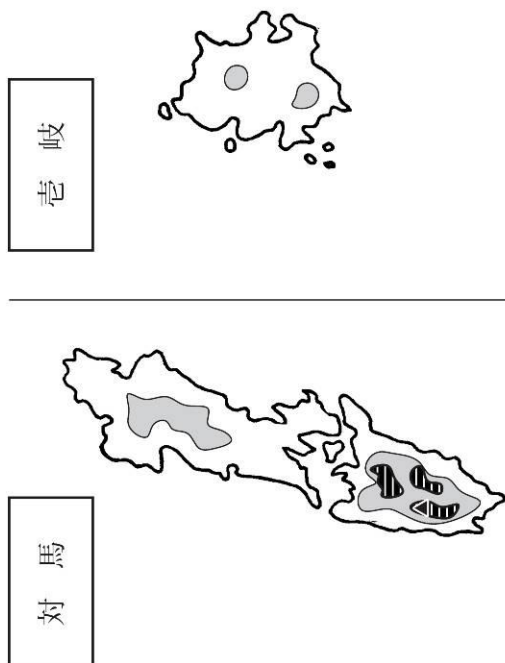
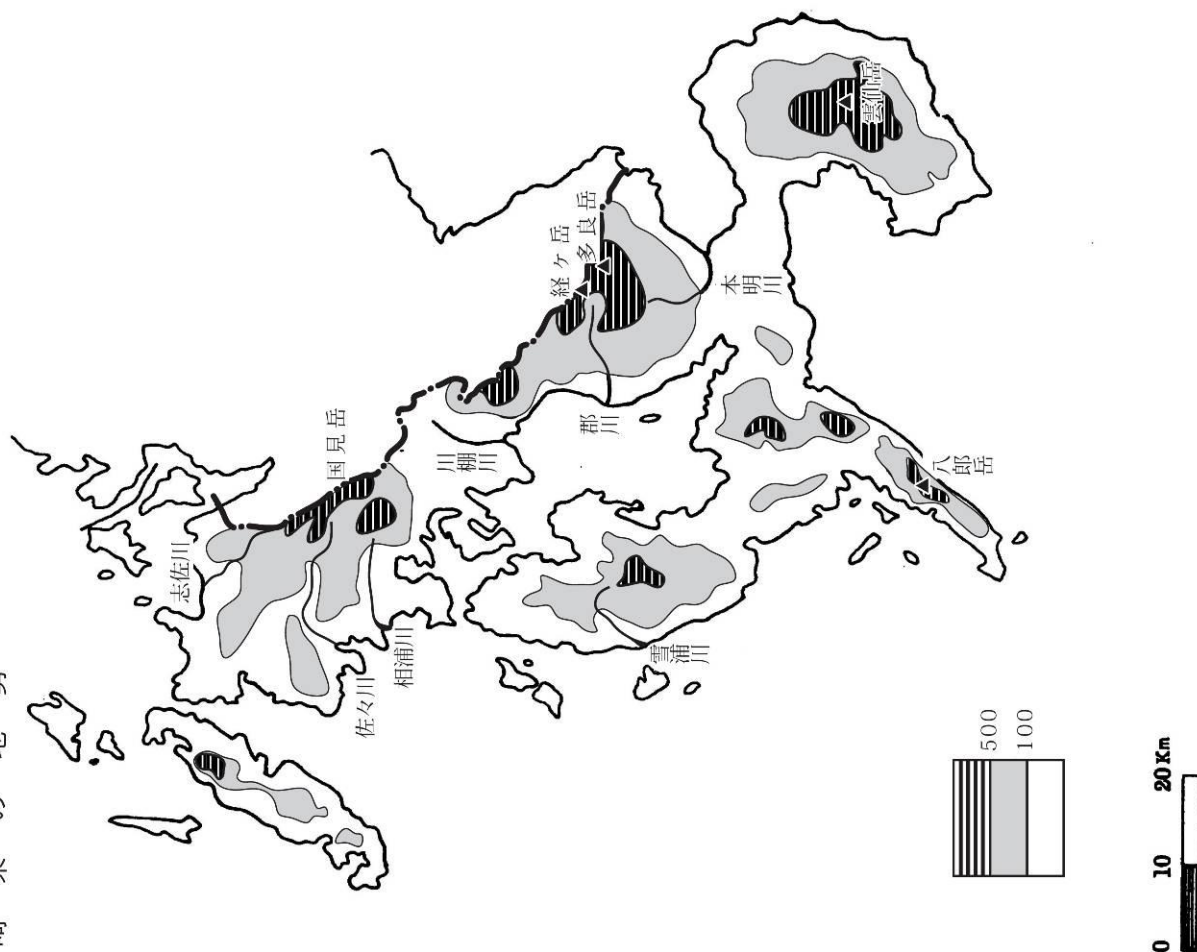
3 地勢

長崎県は、九州の西北部に位置し、地勢を概観すれば平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、また沿岸は各所に半島や岬が突出し、海岸線の屈曲は甚だしくかつ変化の多いことは本県の一大特色で、その延長は4,195kmにおよび北海道に次ぎ全国第2位の長さを誇っている。

東は島原半島が突出し、有明海を隔てて、熊本県、福岡県と接し、南は野母崎半島が天草灘にのぞみ、西海上には水路102kmを隔てて五島列島があり、西北海上には143kmを隔てて壱岐、196kmを隔てて国境の島対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

北は国見山、多良岳の山系を分水嶺として佐賀県と接している。主要山岳には雲仙岳、多良岳、経ヶ岳、国見岳、妙見岳、五ヶ原岳等があり、河川は各市郡ともにすべて海に面しているため大きなものはない。主なものとして本明川、佐々川、川棚川、相浦川がある。

長崎県の地勢



4 地質

大別すると、古生代の変成岩の存在する地域と、第3紀層及び火成岩の存在する地域と一部の沖積層平野に分けられる。

変成岩地域は片岩類、蛇紋岩等の岩石で、西彼杵半島及び野母半島の大部分をしめる。片岩類は、薄片に分れやすく、方向によっては、崩落等をおこすことがある。

第3紀層及び火成岩地域は本県の大部分をしめており、第3紀層の一部或いは全部を被覆して火成岩が噴出している。

第3紀層は広く各地に分布し、炭層を含むことが多く、西彼杵半島北西部の池島炭鉱で稼行されている。

なお、五島列島、対馬、壱岐、平戸等に層序の明確でない第3紀層が賦存している。

第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなると共に含水量が多くなり、破壊し易くなる。

また西彼杵半島北部や県北地域には、これらの第3紀層の上部に砂礫層を含むことが多く、この砂礫層は水の通路となっていることが多い。これらの固結度の低い岩石や砂礫層は、更に後述の玄武岩にも関係して、県北地域には、地すべり箇所が多い。また地形的にも上、下段が急傾斜で中段が緩傾斜をなす地すべり地形の箇所が多い。

火成岩は、玄武岩、安山岩を主として、一部に、花崗岩、石英斑岩類、流紋岩類が分布するが、第3紀層を主とする下位の層に噴出し、これらを広く覆っている。

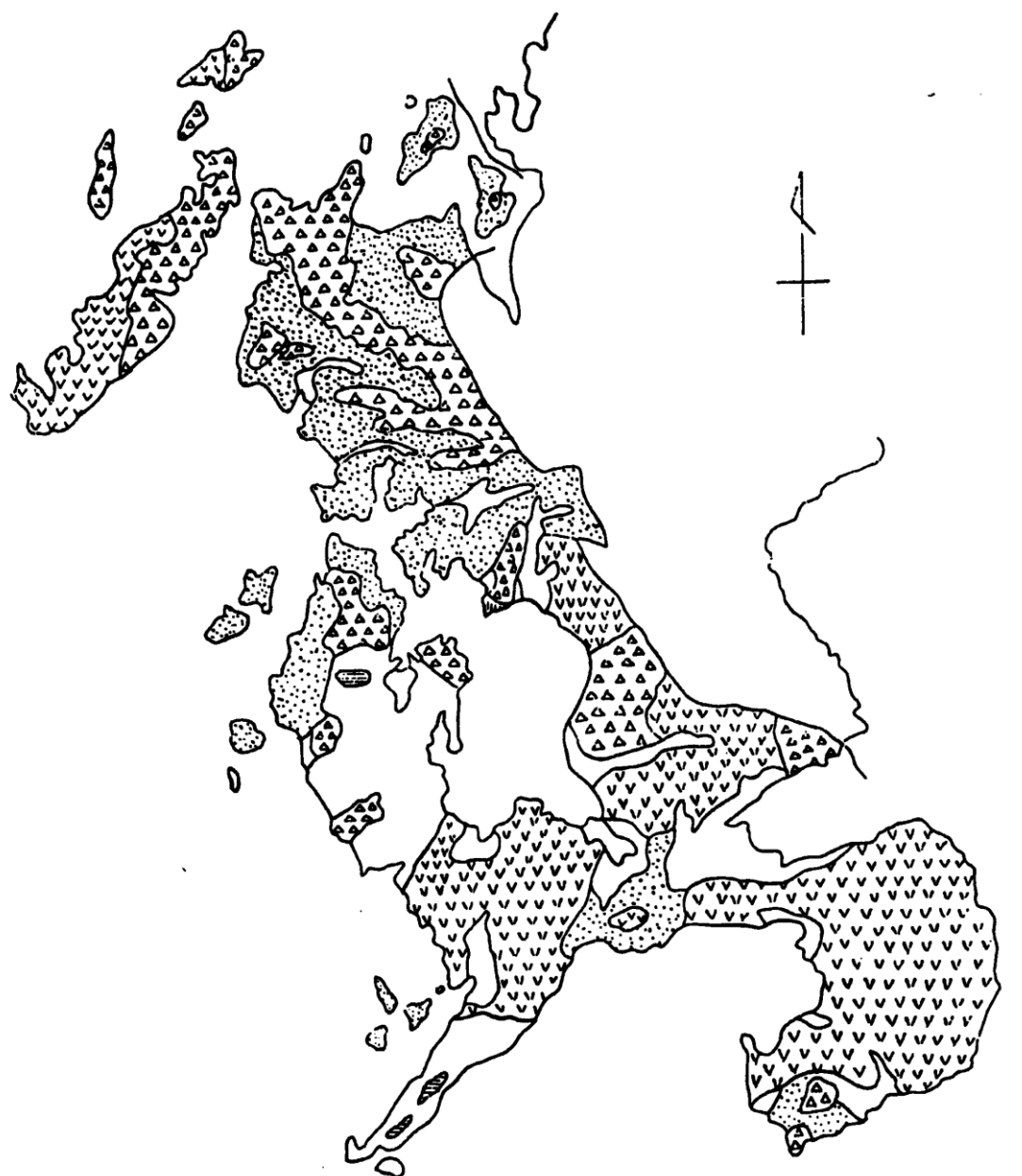
玄武岩は、県北地域を主体に賦存しており、第3紀層との接触箇所は変質して、粘度化している場合がある。

安山岩は、多良岳、雲仙岳、長崎市付近、平戸島を主体に分布し、多良岳、雲仙岳には噴出物による広いすそ野がある。

花崗岩、石英斑岩類は、五島列島や、対馬島を主に分布している。

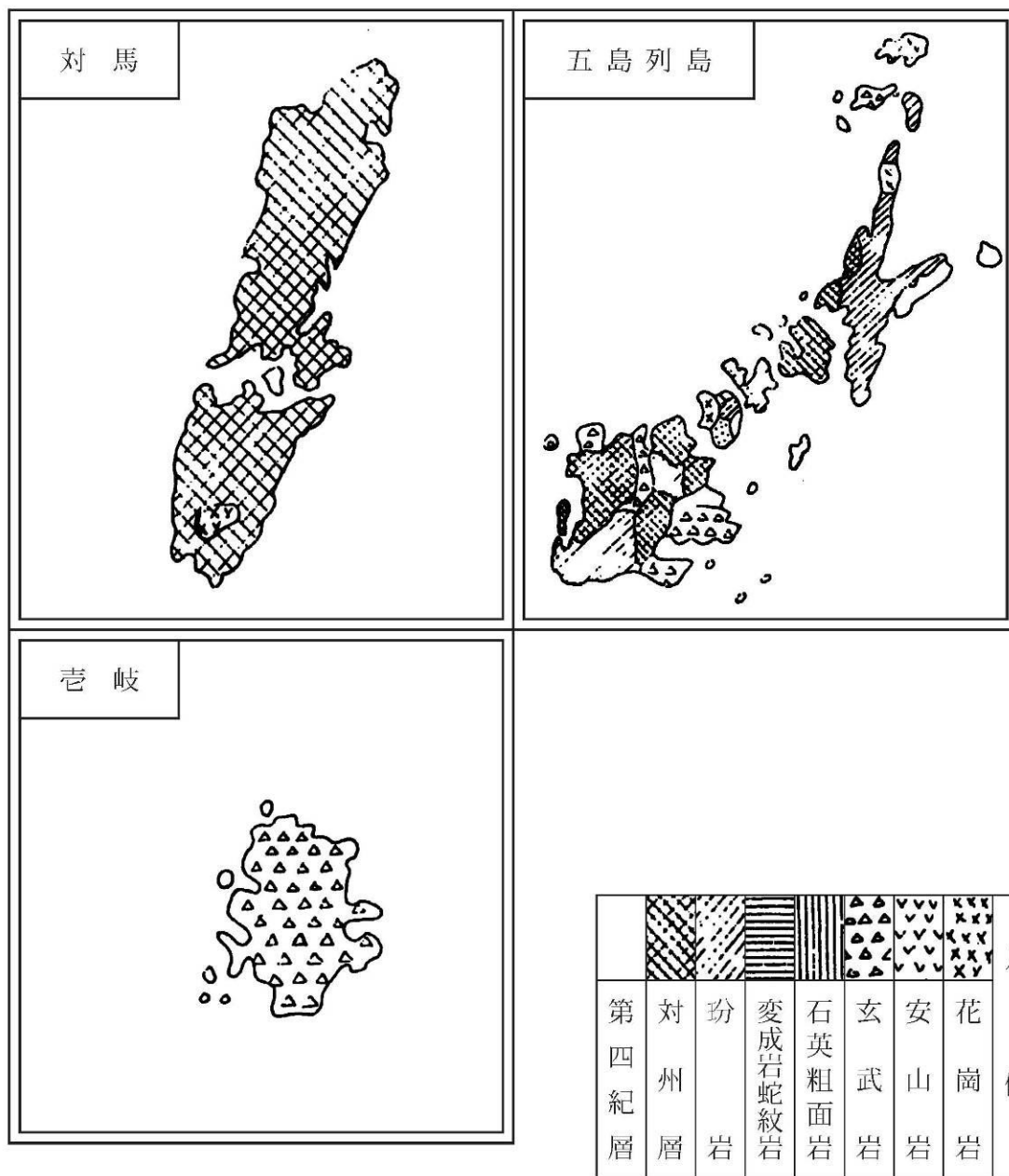
流紋岩は、東彼杵郡や佐世保市に分布している。

沖積層は、各所にあるが面積が広いものは諫早市、大村市であり農耕地が広い。



0 10 20km

							凡
第四紀層	第三紀層	変成岩蛇紋岩	石英粗面岩	玄武岩	安山岩	花崗岩	例



第2節 長崎県の風水害

(長崎地方気象台)

1 長崎県の気候と気象災害の特徴

(1) 長崎県の気候

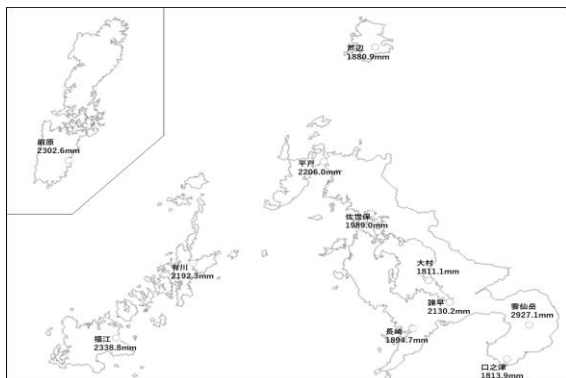
長崎県の平年値は、年平均気温が16～17℃、年間降水量が2,000ミリ前後、山岳地である雲仙岳では年平均気温が約13℃、年間降水量が約3,000ミリである。

気温は、長崎県の海岸線が複雑でその延長が長いと、海洋の影響を受けやすく、九州の他県に比べ寒暖の変化が小さい傾向がある。

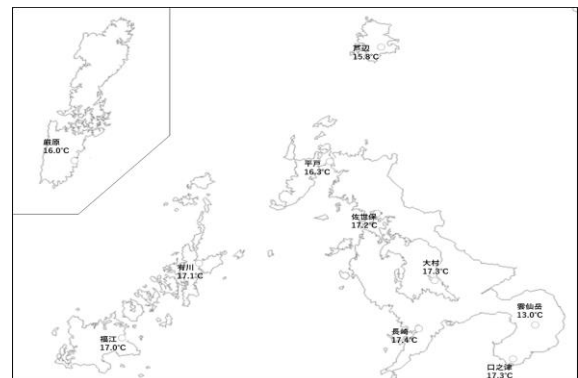
雨は、梅雨の頃(6、7月)から台風接近数の多い8、9月にかけて多く、日降水量100ミリ以上の大雨は9割近くがこの時期に発生している。

長崎県本土と比べ島嶼部(壱岐・対馬、五島)では8、9月に大雨の出現頻度が高い傾向にある。

年降水量の平年値分布図(長崎県)



年平均気温の平年値分布図(長崎県)



資 料：地域気象(雨量)観測所の統計値
統計期間：1991—2020年

(2) 台風による災害

① 台風による強風

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近に近いほど強い傾向がある。このため、台風が接近すると強風によって建造物や樹木の倒壊を引き起こしたり、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えることがある。一般に台風の進行方向の右側は左側より風が強い。このため、長崎県の各地域において台風の進路の右側にあたる場合には、特に注意を要する。また、台風が長崎県の各地域の西側に位置する場合には南よりの風が吹き、東側に位置する場合には北よりの風が吹く。台風の目に入った場合、一旦風が弱まるが、台風の進行とともに吹き返しの風が吹くことを忘れてはならない。

② 台風による大雨

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害を発生させることがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることがあり警戒を要する。

九州北部から対馬海峡にかけて前線が停滞し台風が九州の南海上にあると、台風からの暖かい湿った空気の流入で、前線の活動が活発化し大雨を降らせることがある。このような場合では、台風がはるか遠くにあっても注意を要する。

③ 台風による高潮や高波

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は上昇する（吸い上げ効果）。また、強風が湾の奥に向かって長時間吹き付けると海水が吹き寄せられ湾内の海面はさらに上昇する（吹き寄せ効果）。これらの効果によって海面が上昇し、陸地に浸水して被害が発生することがある。

台風の中心付近は気圧が低いため吸い上げ効果が強い。また、強風を伴うため風上に開いた湾では吹き寄せ効果も加わり潮位がさらに高くなる。台風接近時にはこれらの効果が強まるため、満潮時でなくとも高潮災害が発生するおそれがあるので警戒を要する。

また、台風接近時には6メートルを超える高波が発生することがあり、高潮と重なり、海水が防潮堤を乗り越え、時には破壊して浸水害を増大させる。

（３） 大雨による災害

長崎県の過去の水害事例における気象要因の多くは前線活動の活発化に伴うことが多い。特に、梅雨前線が本県付近に停滞、または前線を伴った低気圧が通過する場合には、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むため大雨となることが多い。

一般に、降り始めからの降水量が100ミリを超えるときや1時間に30ミリを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生するおそれがあり、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。降り始めからの降水量が200ミリを超えたときや1時間に50ミリを超す非常に激しい雨が降るときは、大きな土砂災害が発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

2 長崎県内気象官署の気象観測記録

(1) 月及び年平均気温の平年値(統計期間:1991年~2020年) (単位:℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23.0	26.9	28.1	24.9	20.0	14.5	9.4	17.4
福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17.0
厳原	6.0	6.9	10.0	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8.0	16.0
佐世保	7.0	7.8	11.0	15.3	19.7	23.0	26.8	28.0	24.8	20.0	14.4	9.2	17.2
平戸	7.0	7.6	10.3	14.2	18.0	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3

(2) 月及び年降水量の平年値(統計期間:1991年~2020年) (単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	63.1	84.0	123.2	153.0	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7
福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8
厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68.0	2302.6
佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989.0
平戸	84.9	93.6	148.7	189.0	198.4	319.0	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206.0

(3) 日降水量100mm以上の日数の合計と平均(統計期間:1991年~2020年) (単位:日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	2	1	12	19	11	7	2	1	0	55
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.8
福江	合計	0	1	1	6	6	17	19	6	17	6	5	2	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.6	0.2	0.2	0.1	2.9
厳原	合計	0	0	1	9	14	16	26	23	9	4	2	1	105
	平均	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.5	0.9	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	3.4
佐世保	合計	0	0	0	2	3	17	27	10	8	2	1	1	71
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
平戸	合計	1	0	0	6	5	18	20	14	13	4	4	1	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.7	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	2.9

(4) 日最大風速 10m/s 以上の日数の合計と平均 (統計期間: 1991 年～2020 年) (単位: 日)

		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年
長 崎	合計	34	44	47	42	9	25	25	15	18	9	21	41	330
	平均	1.1	1.5	1.6	1.4	0.3	0.8	0.8	0.5	0.6	0.3	0.7	1.4	11.0
福 江	合計	57	69	87	79	31	40	43	50	50	35	28	56	625
	平均	1.9	2.3	2.9	2.6	1.0	1.3	1.4	1.7	1.7	1.1	0.9	1.9	20.9
厳 原	合計	104	103	130	149	119	102	137	88	44	51	68	113	1208
	平均	3.5	3.4	4.3	5.0	4.0	3.4	4.6	2.9	1.5	1.7	2.3	3.8	40.3
佐世保	合計	80	73	116	104	41	48	68	62	70	58	43	93	855
	平均	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5
平 戸	合計	69	52	65	40	15	16	23	28	47	42	28	67	492
	平均	2.3	1.7	2.2	1.3	0.5	0.5	0.8	0.9	1.6	1.4	0.9	2.2	16.4

(5) 日最大風速 15m/s 以上の日数の合計と平均 (統計期間: 1991 年～2020 年) (単位: 日)

		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年
長 崎	合計	0	0	0	1	0	0	1	1	5	0	0	0	8
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
福 江	合計	0	0	0	0	1	2	3	10	14	6	1	0	37
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0	0.0	1.2
厳 原	合計	0	2	9	8	2	4	10	7	14	7	1	1	65
	平均	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3	0.2	0.5	0.2	0.0	0.0	2.2
佐世保	合計	1	1	3	4	0	2	2	6	16	5	1	2	43
	平均	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	1.4
平 戸	合計	0	2	0	0	0	1	2	6	10	4	0	0	25
	平均	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.8

(6) 日最大1時間降水量の極値・順位値

(単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1897/4～ 2023/03	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
福 江 1962/5～ 2023/03	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
厳 原 1904/1～ 2023/03	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
佐世保 1946/11～ 2023/03	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
平 戸 1940/1～ 2023/03	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15

(7) 日降水量の極値・順位値

(単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2023/03	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28
福 江 1962/5～ 2023/03	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18
厳 原 1886/9～ 2023/03	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ 2023/03	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平 戸 1940/1～ 2023/03	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	329.5 1980/8/29	315.5 1949/8/17

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値

(単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2023/03	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
福 江 1962/5～ 2023/03	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳 原 1888/1～ 2023/03	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11～ 2023/03	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平 戸 1940/1～ 2023/03	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値

(単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2023/03	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
福 江 1962/5～ 2023/03	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
厳 原 1886/9～ 2023/03	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11～ 2023/03	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
平 戸 1940/1～ 2023/03	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向

(単位: m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2023/03	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
福 江 1962/5～ 2023/03	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
厳 原 1886/9～ 2023/03	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11～ 2023/03	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
平 戸 1940/1～ 2023/03	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向

(単位: m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1951/9～ 2023/03	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
福 江 1962/5～ 2023/03	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳 原 1918/10～ 2023/03	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ 2023/03	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平 戸 1940/1～ 2023/03	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

3 長崎県における近年の主な風水害の事例

(1) 2021 年(令和3年)8月11日から19日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨

① 気象概況

2021 年(令和3年)8月11日から19日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となった。

このため、長崎県では8月11日から15日にかけて記録的な大雨となり、3市3町に大雨特別警報を発表した。

その後も8月19日にかけての梅雨前線の影響により断続的に大雨となり、長い間、土砂災害の危険度が高い状態が続いた。

② 大雨の状況

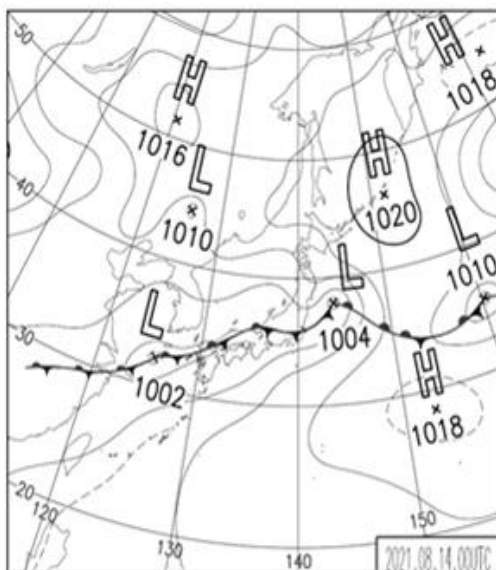
8月11日から降り続く雨が、14日未明には南部、北部を中心に猛烈な雨となり、2時15分に東彼杵町、川棚町、波佐見町に警戒レベル5相当情報の大雨特別警報を発表した。その後も地域が拡大し、5時5分には佐世保市(宇久地域を除く)、西海市(江島・平島を除く)、長崎市に大雨特別警報を発表した。

また、8月14日2時21分に北部、2時49分に南部・北部、5時59分に南部・北部に顕著な大雨に関する気象情報が発表された。

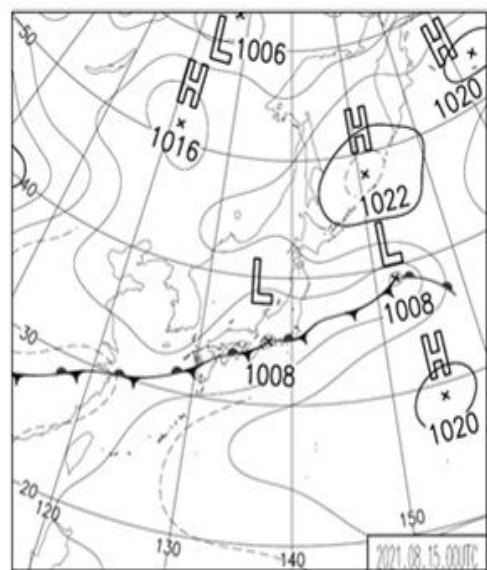
大雨特別警報は、8月15日6時10分に大雨警報に切り替わり、8月19日13時38分に大雨注意報に切り替わった。

8月11日3時から19日14時までの降水量は、雲仙岳で1,291.5ミリ、長浦岳で1,159.5ミリを観測し、8月の月降水量1位を更新した。また、8月の月降水量平年値の2~3倍をこえる記録的な大雨となった。

地上天気図(令和3年8月14日9時)



地上天気図(令和3年8月15日9時)



2021 年(令和3年)8月11日から19日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨の被害状況

(令和3年8月25日まとめ)

人的被害	死者	5名
	重傷者	1名
住家被害	全壊	5棟
	一部損壊	4棟
	床下浸水	16棟
非住家被害	全壊	1棟
	一部損壊	1棟
その他の被害	地すべり	1箇所

(2) 令和2年7月豪雨

① 気象概況

2020年(令和2年)7月6日から8日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となった。このため、長崎県では7月6日から8日にかけて記録的な大雨となったところがあった。

その後も梅雨明けの7月30日ごろにかけて、断続的に梅雨前線の活動が活発となり、9日から14日、23日から24日、26日から30日にかけて大雨警報等を発表する大雨となった。

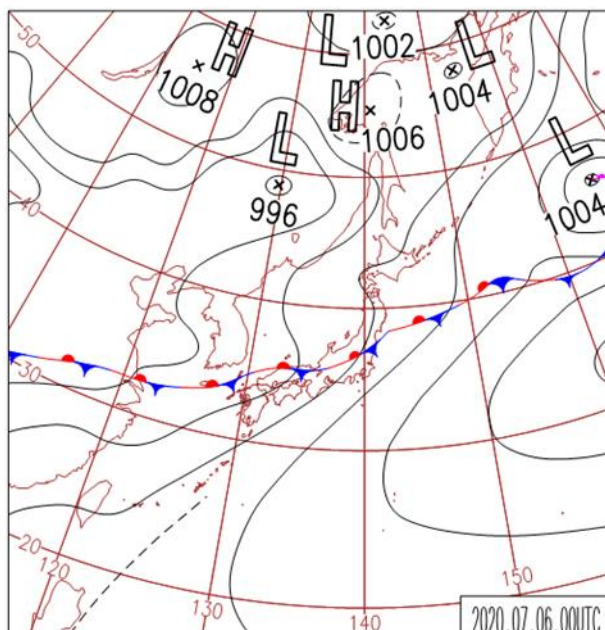
② 大雨の状況

長崎県では、7月6日から8日にかけて局地的に猛烈な雨となり、6日15時20分に大村市付近で約110ミリ、6日15時30分に東彼杵町付近で約110ミリを解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。

6日16時30分に、長崎市、諫早市、大村市、西海市(江島・平島を除く)、長与町、時津町及び東彼杵町に警戒レベル5相当情報の大雨特別警報を発表し、7日11時40分には大雨警報に切り替えた。

6日0時から8日9時までの総降水量は長崎市長浦岳566.0ミリ、大村502.5ミリを観測した。また、大村では6日の日降水量357.0ミリ、日最大1時間降水量94.5ミリを観測し観測史上1位を更新した。

地上天気図(令和2年7月6日9時)



令和2年7月豪雨の被害状況

(令和2年8月7日まとめ)

人的被害	死者	3名
	重傷者	1名
住家被害	全壊	1棟
	半壊	1棟
	一部損壊	4棟
	床上浸水	115棟
	床下浸水	108棟
非住家被害	全壊	2棟
	一部損壊	3棟
	その他	70棟

(3) 2009年(平成21年)7月24～25日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨

① 気象概況

平成21年7月24日から25日にかけて、対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。

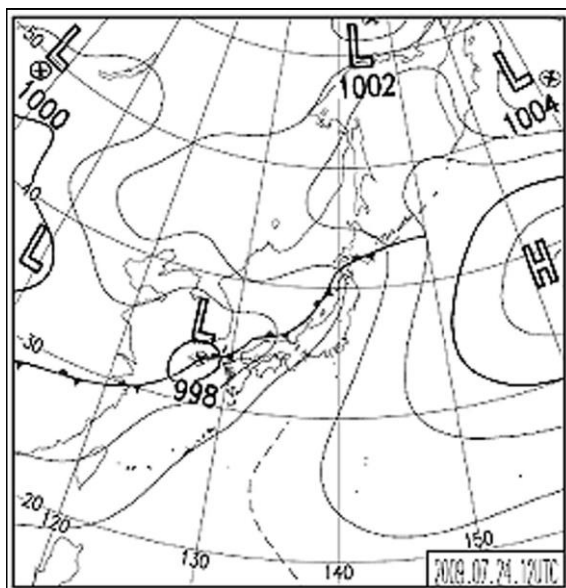
② 降雨の状況

長崎県壱岐市では、7月24日13時頃から18時頃にかけて猛烈な雨が降った。

7月24日16時32分までの1時間に芦辺で103ミリ、16時55分までの1時間に石田(壱岐空港)で111ミリの記録的な雨が降り、また、芦辺では17時までの3時間雨量が201.5ミリに達した。長崎県北部・南部・五島では、24日の夜遅くから25日の朝にかけて断続的に激しい雨が降り、佐世保では7月25日01時47分までの1時間に79.5ミリの非常に激しい雨が降った。

24日0時から25日12時までの総雨量は、芦辺で313.5ミリ、石田(壱岐空港)で271.5ミリ、諫早で264.5ミリ、有川で240.5ミリ、佐世保で238.5ミリなどとなった。

地上天気図(平成21年7月24日21時)



被害一覧表

死者(人)	1
家屋一部損壊(棟)	8
床上浸水(棟)	1
床下浸水(棟)	21
落雷による火災(件)	2
がけ崩れ(件)	48

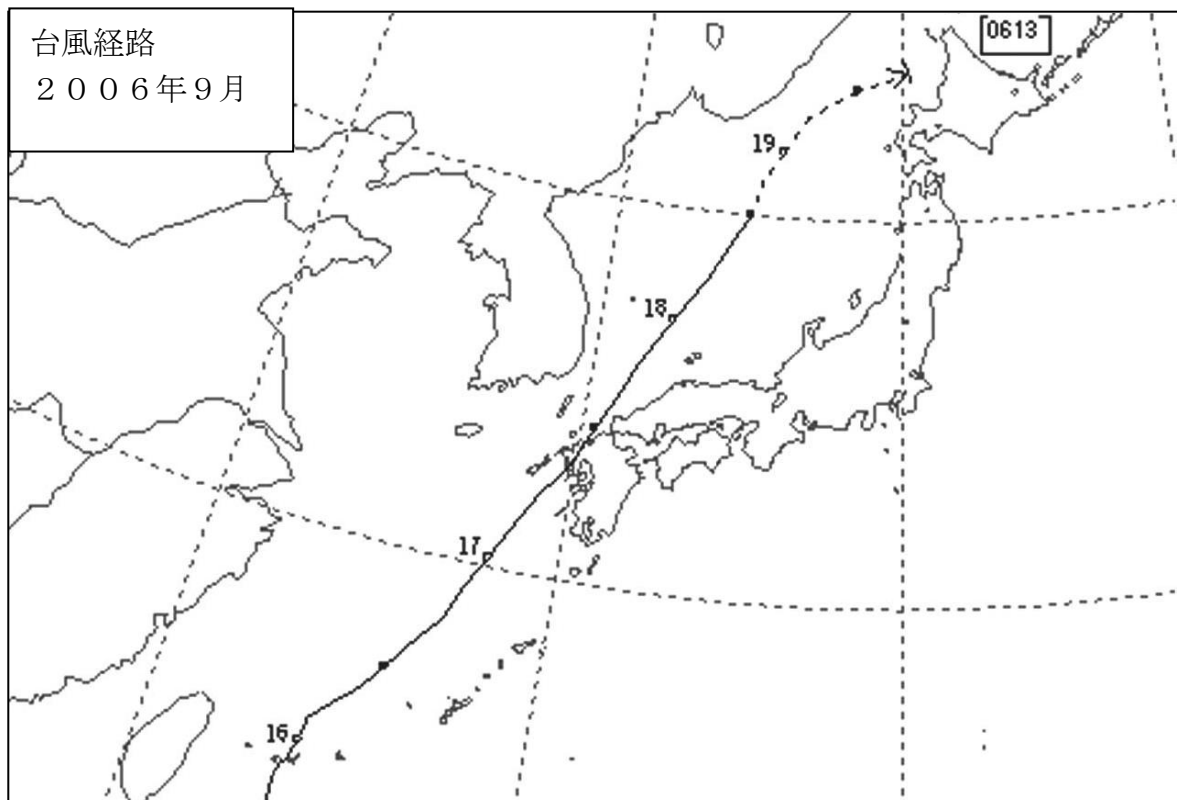
(4) 2006年(平成18年)9月17日の台風第13号

① 気象概況

平成18年9月10日21時にフィリピンの東海上で発生した台風第13号は、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進んだ。15日には北寄りに向きを変え、先島諸島に接近、16日早朝に石垣島付近を通過し、東シナ海を北上した。17日には九州に接近し、18時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、佐賀県、福岡県を通過し、日本海に進んだ。佐世保市上陸時の勢力は中心気圧950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。この台風は平成3年の台風第19号と似た経路を辿り、県内は暴風に見舞われ、雲仙岳で58.1m/s、五島市福江で53.4m/sの最大瞬間風速を観測した。

また、16日～18日にかけての総降水量は、平戸市297ミリ、佐世保市国見山278ミリ、対馬市厳原276ミリ、五島市福江269ミリを観測した。長崎県南部では農作物や電線に塩害が発生した。

平成18年の台風第13号の経路図



県内気象官署の最大風速（m／s）と最大瞬間風速（m／s）及び風向（16方位）

気 象 官 署	最大風速（m／s）		最大瞬間風速（m／s）	
厳 原	1 6 . 2	NW	3 5 . 4	NNW
平 戸	2 0 . 6	N	3 6 . 9	N
佐 世 保	2 2 . 0	NE	4 3 . 5	NE
長 崎	1 5 . 8	WNW	4 3 . 5	ESE
雲 仙 岳	3 4 . 9	ESE	5 8 . 1	ESE
福 江	2 6 . 0	NNW	5 3 . 4	N

一般被害等

人 的 被 害	重 傷	7 名
	軽 傷	61名
住 家 被 害	全 壊	3 棟
	半 壊	73棟
	一 部 破 損	5, 079棟
	床 上 浸 水	58棟
	床 下 浸 水	354棟
非住家被害		480棟

(5) 1999（平成11）年7月23日の諫早の大雨

① 気象概況

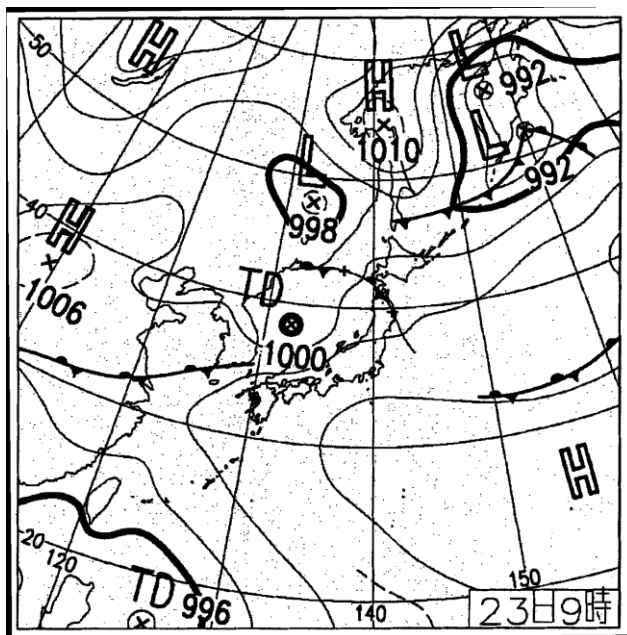
九州付近は太平洋高気圧の周辺部にあたり、弱い熱帯低気圧が日本海西部を北東に進んだ。このため九州北部付近は大気の状態が非常に不安定であった。

② 降雨の状況

22日夜、九州北部地方にあった雨雲は長崎県北部からゆっくり南下して、23日明け方までに平戸・松浦・国見山・佐世保で1時間に30ミリ以上の雨を降らせている。一方、諫早付近では23日02時頃から雨雲が発達し始め、05時までの1時間で36ミリの雨を降らせている。

その後長崎県北部から南下してきた雨雲は諫早付近の雨雲と合流し、23日08時から11時頃まで諫早付近に停滞し大雨を降らせた。諫早では10時までの1時間に101ミリの大雨が降り、観測統計開始以来の最大値を観測した。さらに11時までの1時間に93ミリの降水量を観測した。

地上天気図（平成11年7月23日09時）



被害一覧表

死者（人）	1
家屋全壊・流失 （棟）	1
半壊・破損（棟）	3
床上浸水（棟）	47
床下浸水（棟）	106
山がけ崩れ（件）	32

(6) 1991(平成3)年9月27日の台風第19号

① 気象概況

平成3年9月13日9時、マーシャル諸島の東で発生した弱い熱帯低気圧は西へ進みながら次第に発達し、16日9時に台風第19号となった。

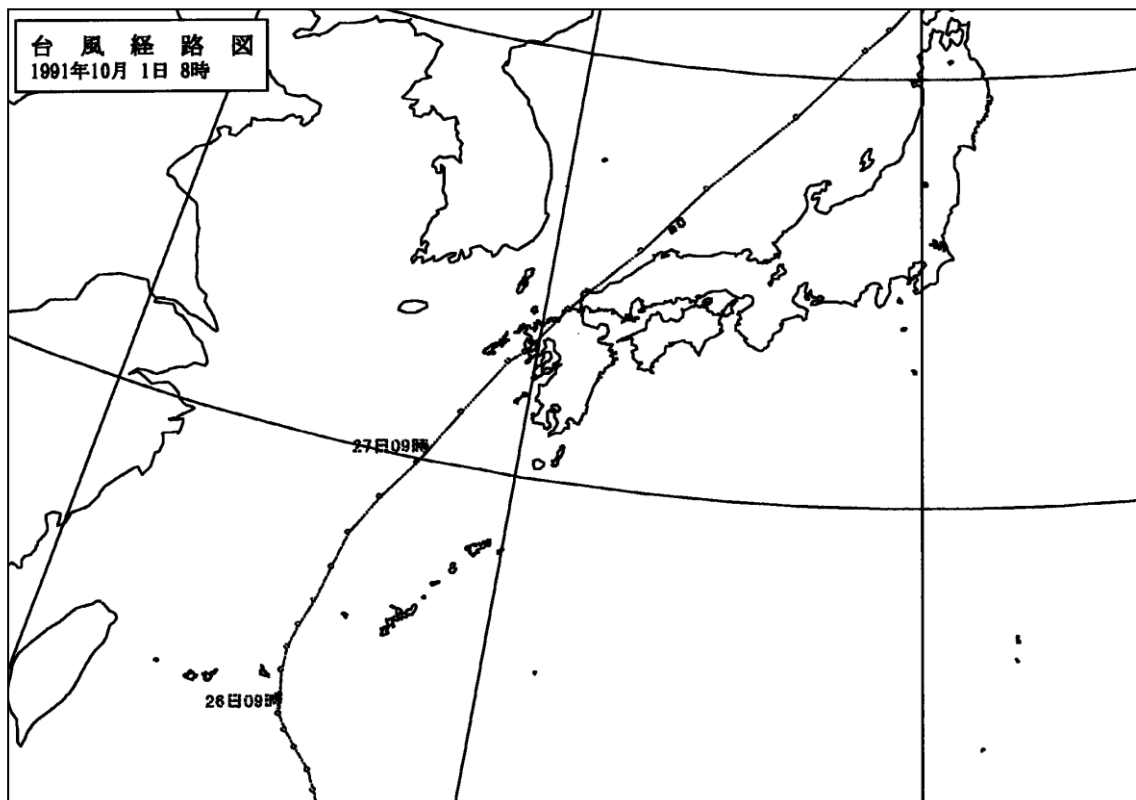
台風は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。

3日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル(大型で非常に強い勢力)と最も発達した。

台風は27日3時に奄美大島の西約300kmの海上に達し、加速しながら北北東へ進み、さらに九州の西の海上を北北東へ進み、大型で非常に強い勢力(中心気圧940hPa、中心付近の最大風速50メートル、風速25メートル以上の暴風域の半径300km)を保ったまま16時過ぎに長崎県佐世保市の南に上陸した。台風は上陸後、17時頃佐賀県中央部、18時頃北九州市付近を通過し、さらに進行速度を速めながら北東進し日本海へ進んだ。その後台風は日本海を毎時50km以上の速度で北上し、28日8時前に北海道へ再上陸、北海道を横断してオホーツク海へ進み、15時には千島近海で温帯低気圧に変わった。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

平成3年の台風第19号の経路図



県内気象官署の最大風速（m/s）と最大瞬間
風速（m/s）及び風向（16方位）

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
長 崎	25.6	W	54.3	SW
平 戸	26.8	NW	49.5	NW
佐世保	17.6	E N E	42.1	W
厳 原	22.5	NNW	42.6	NNW
福 江	24.7	NNW	47.5	NNW

被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死 者	人	5	0	11
	行方不明	〃	0	0	0
	負 傷	〃	257	86	765
建 物	全 壊	棟	158	23	263
	半 壊	〃	2453	673	4042
	流 失	〃			
	全 焼	〃			
	半 焼	〃			
	床上浸水	〃	61	0	58
	床下浸水	〃	138	6	99
	一部損壊	〃	87955	34208	177064
	非住家被害	〃	11964	17807	45782
道 路 損 壊		箇所	159	71	647
橋 梁 流 失		〃	0	1	17
堤 防 決 壊		〃	104	54	118
山・崖崩れ		〃	11	0	31
鉄軌道被害		〃	0	0	8
船 舶 被 害		隻	81	0	7

(7) 1987(昭和62)年8月31日の台風第12号

① 気象概況

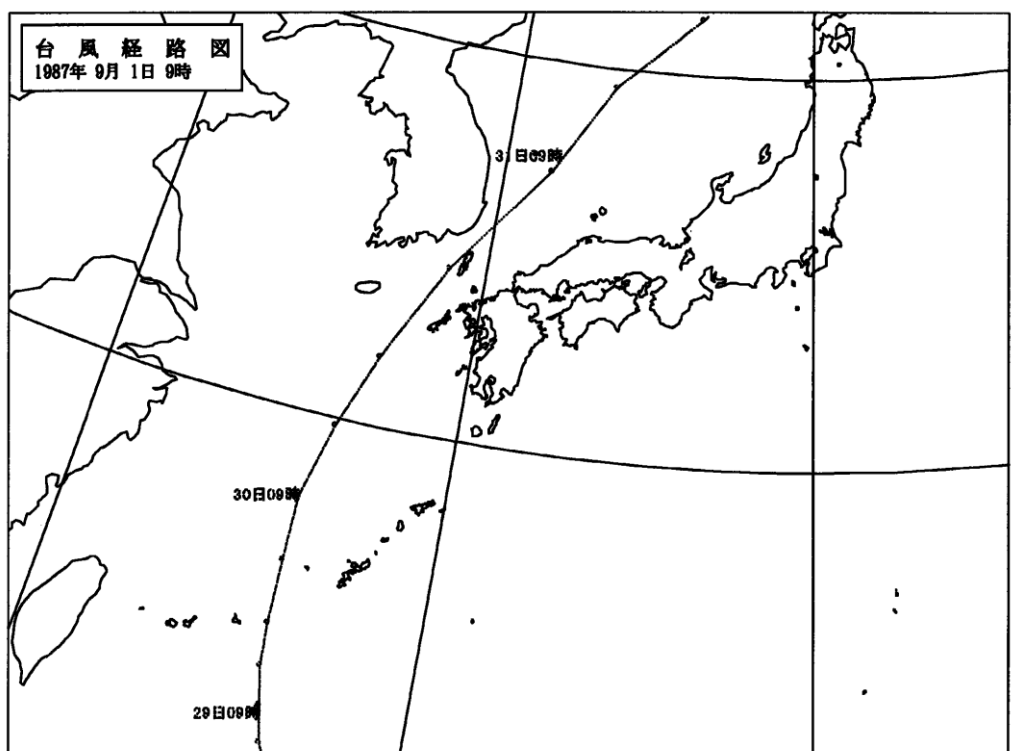
台風第12号は8月22日09時、グアム島のはるか南海上の北緯11度00分、東経145度40分で発生した。

台風は25日フィリピンの東海上に達し、その後やや速度を落とし、北西進しながらさらに発達して、26日21時には中心気圧が915hPa、中心付近の最大風速50メートルと大型で非常に強い台風に発達した。

その後も大型で非常に強い勢力を保ちながら東シナ海を北上し、30日09時には奄美大島の西海上約350kmを北上し、30日15時過ぎに北緯30度を通過した。台風は北緯30度を通過した後、毎時35kmと加速しながら北北東に進み31日00時には福江市の西約90kmの海上を通過して、31日04時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。その後、日本海を北東に進んで、31日21時に秋田沖に達し温帯低気圧に変わった。

福江の最大風速は31.3メートル、最大瞬間風速は55.6メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は21.8メートル、最大瞬間風速は52.1メートルを観測した。

昭和62年の台風第12号の経路図



県内気象官署の最大風速（m/s）と最大瞬間
風速（m/s）及び風向（16方位）

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
長 崎	14.3	W S W	31.9	S S W
平 戸	27.0	S S E	53.2	S E
佐世保	12.3	S E	37.5	S E
厳 原	21.8	S E	52.1	S E
福 江	31.3	S	55.6	S

被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死 者	人	2	0	0
	行方不明	〃	0	1	0
	負 傷	〃	44	24	2
建物	全 壊	棟	17	0	0
	半 壊	〃	37	1	0
	流 失	〃	0	0	0
	全 焼	〃	0	0	0
	半 焼	〃	0	0	0
	床上浸水	〃	70	0	0
	床下浸水	〃	54	28	2
	一部損壊	〃	7751	7	5
	非住家被害	〃	224	1	14
道 路 損 壊		箇所	47	0	0
橋 梁 流 失		〃	0	0	0
堤 防 決 壊		〃	8	0	0
山・崖崩れ		〃	12	0	0
鉄 軌 道 被 害		〃	0	3	0
船舶	沈 没	隻	57	19	0
	流 失	〃	0	1	0
	破 損	〃	239	11	1
	櫓 櫓 等	〃	0	0	0

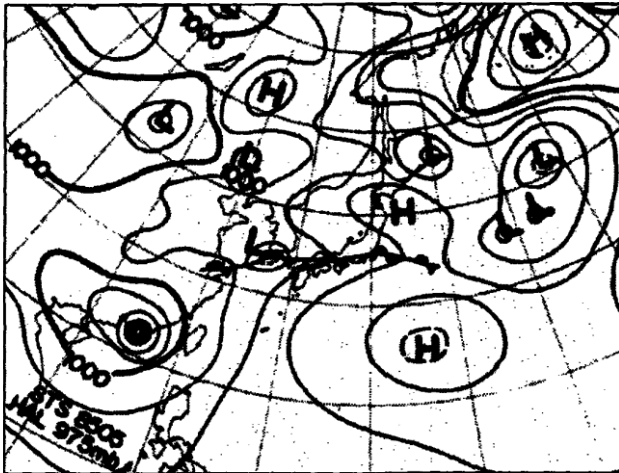
(8) 1985(昭和60)年6月の対馬の大雨

① 気象概況

太平洋高気圧の勢力が強まり、梅雨前線が対馬海峡まで北上して停滞し、台風第5号の影響で南からの暖かい空気が流れ込み梅雨前線の活動が活発となった。

長崎県地方は21日からまとまった雨が降り、特に対馬地方では大雨となった。厳原の日降水量を見ると23日349ミリ、24日242ミリ、27日258ミリとなり、6月22日から28日までの一週間で1037ミリと一年間の降水量(平年値)のおよそ半分の降水量となった。

地上天気図(昭和60年6月24日09時)



被害一覧表

	長崎県	熊本県	福岡県
死者(人)	1	4	3
負傷者(人)	1	5	9
建物全壊(棟)	3	1	4
半壊(棟)	3	2	26
床上浸水(棟)	88	106	104
床下浸水(棟)	439	554	1017
道路損壊(箇所)	55	47	84
橋梁流失(箇所)	1	2	2
堤防決壊(箇所)	1	6	4
山がけ崩れ(箇所)	318	118	236

(9) 1982(昭和57)年7月の長崎豪雨

① 概 要

6月13日に九州北部地方で梅雨入りしたものの、6月の九州北部地方は佐賀、福岡、下関でこれまでの少雨の記録を更新するほど降水量が少なかった。この傾向は7月はじめまで続いたが、7月10日夜からようやく雨が降り始めた。

11日には九州北部で梅雨前線の活動が活発となり各地で大雨が降った。その後、九州北部を中心に20日まで断続的に大雨が降りこれまでの水不足は解消された。21日に天気は一旦回復したが、23日になって梅雨前線は九州北部で再び活発になった。23日午後から長崎県北部に大雨をもたらした雨雲が南下して長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

② 気象概況

7月23日9時、黄海にあった低気圧はやや発達しながら東進してきたため九州地方は南よりの著しく湿った空気が流入した。15時、低気圧はチェジュ島の西海上に達したが速度はかなり遅くなった。21時には低気圧はチェジュ島付近で998hPaとなった。

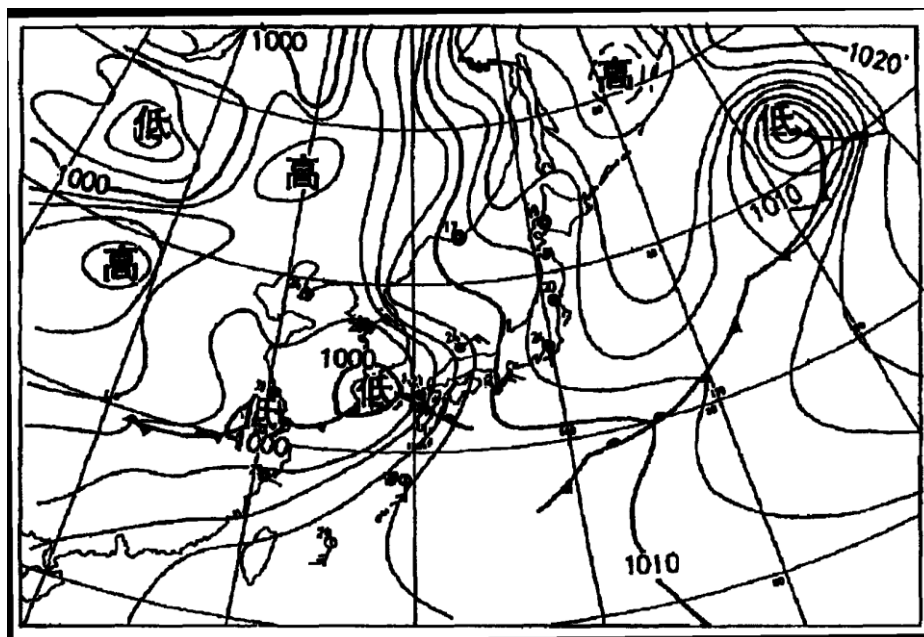
この低気圧に伴う梅雨前線は9時頃九州南海上から北上し、低気圧の速度が遅くなった15時には九州北部に停滞して活動が活発になった。

③ 降雨の状況

23日から25日にかけて断続的に雨が降ったが、長崎市周辺に集中して降ったのは23日17時から24時までの7時間である。長崎地方气象台ではこの7時間に447ミリの激しい雨が降り、これは長崎の6月の降水量(平年値)を超す大雨がわずか7時間で降ったことになる。

また、3時間降水量の最大値を見ると長崎市の東に位置する矢上団地で360ミリを超えたほか、長崎地方气象台で313ミリ、西彼杵半島の中央部から西部にかけて300ミリを超えた所が多い。なお、長与町役場では19時からの1時間に187ミリの日本歴代1位となる記録的な大雨を観測した。

地上天気図（昭和57年7月23日21時）



被害一覧表

			長崎県	(長崎市)	熊本県
死	者	人	294	257	24
行方不明		〃	5	5	
重傷者		〃	16	13	44
軽傷者		〃	789	741	
全壊家屋	棟		584	447	41
半壊	〃	〃	954	746	179
床上浸水		〃	17909	14704	3871
床下浸水		〃	19197	8642	11351
田流失・埋没	ha		860.09	189.5	635
畑	〃	〃	431.85	130.2	
道路	カ所		4969	1113	155
橋	〃		116	51	23
河川	〃		4190	1163	
山崖くずれ	〃		4457	583	333
学校	公立	件	85	32	
	私立	〃	45	33	

(10) 1967（昭和42）年7月9日の佐世保の大雨

① 気象概況

台風第7号は6日9時に最も発達し中心気圧980hPaとなり、最盛期は7日3時頃まで続いた。その後次第に勢力は弱まり8日9時には沖縄本島の西約250km付近の海上に達して弱い熱帯低気圧となり、9日9時五島列島付近に達しさらに衰弱して温帯低気圧となった。

6日頃から、西日本―太平洋側沿岸には梅雨前線が停滞していたが、弱い熱帯低気圧の接近に伴って前線も九州中部付近へ北上し、前線へ向かって湿った気流が流入し、北九州から瀬戸内にかけて8日朝から大雨となった。9日9時に台風から変わった低気圧は梅雨前線上を東北東に進んだため五島列島から北九州にかけて、雷をともなった集中的な大雨が降った。

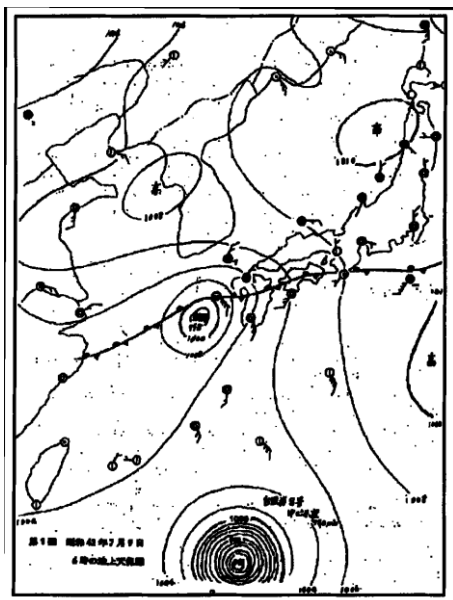
② 降雨の状況

8日早朝西日本で梅雨前線が活発となり、北九州から近畿にかけて強い雨が降り、この雨は昼頃まで続いた。

佐世保では8日9時ごろを中心に数時間で100ミリ以上の雨があった。9日早朝前線は再び活発となり、福江で明け方から昼前にかけて、最大1時間降水量は113.5ミリ、9時～12時の3時間に176ミリの記録的な大雨が降った。昼過ぎには福江の強雨域は東へ移り、天候は急速に回復したが、佐世保から福岡県西部にかけて12時～14時に再び局地的な大雨となった。佐世保では13時までの1時間に125.1ミリを観測し、佐世保測候所開設以来の最大の観測記録となった。

被害一覧表

	長崎県	佐賀県	福岡県	広島県
死 者 (人)	44	26	1	154
行方不明者 (人)	6	8	1	5
負 傷 者 (人)	144	41	2	126
全 壊 家 屋 (棟)	258	49	1	246
半 壊 家 屋 (棟)	456	83	1	261
床 上 浸 水 (戸)	7299	7478	276	3926
床 下 浸 水 (戸)	13772	9783	5598	18284
道路損壊 (ヶ所)	353	135	52	392
橋 梁 流 失 (ヶ所)	50	86	15	80
山がけ崩れ (ヶ所)	652	291	94	703



地上天気図

(昭和42年7月9日06時)

(11) 1957（昭和32）年7月の諫早豪雨

① 気象概況

7月20日頃、朝鮮半島中南部付近を南北に振動していた梅雨前線は、沿海州付近にあった寒冷高気圧が南西に張り出してきたため、21日には北九州まで、さらに22日から23日にかけては九州南部まで南下した。その後24日までは九州付近は寒冷高気圧に覆われ、時ならぬ涼しさに見舞われた。

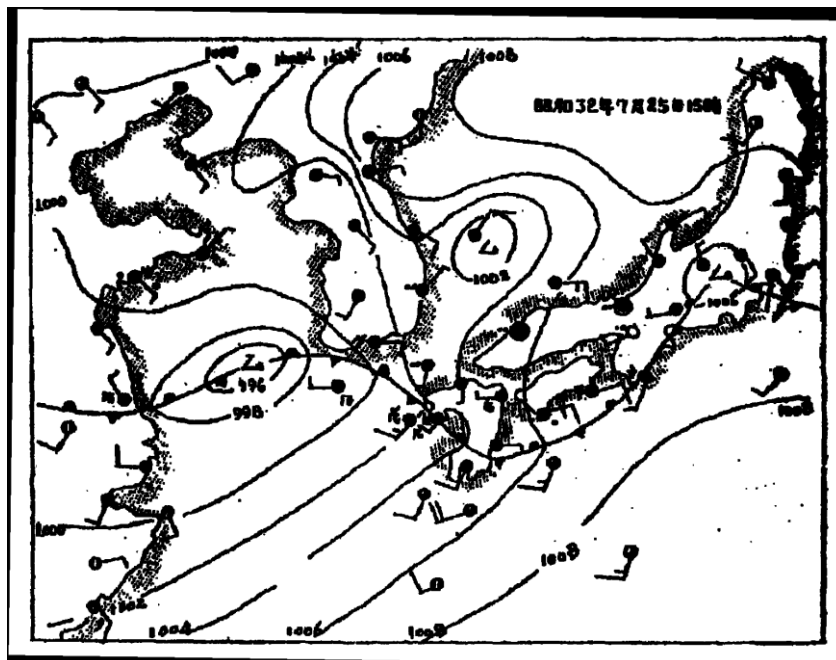
24日夜から25日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、前線は再び北上を始めた。これに伴い梅雨前線は次第に活動が活発となり、25日9時には黄海南部の低気圧からチェジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チェジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。その後梅雨前線は26日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、雷を伴った記録的な大雨が降った。

② 降雨の状況

この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約20km、長さ約100kmの細長い帯状の地域に集中した。

この大雨の中心部である雲仙岳北斜面の西郷では日降水量1109.2ミリの記録的な降水量を観測したが、この地域から約20kmの距離にある雲仙岳南斜面の口之津では、わずかに86ミリで約1000ミリもの差がある。また、多雨域が沿岸部にあり、山岳方面の降水量が少ないこともこの大雨の特徴である。

地上天気図（昭和32年7月25日15時）



被害一覧表

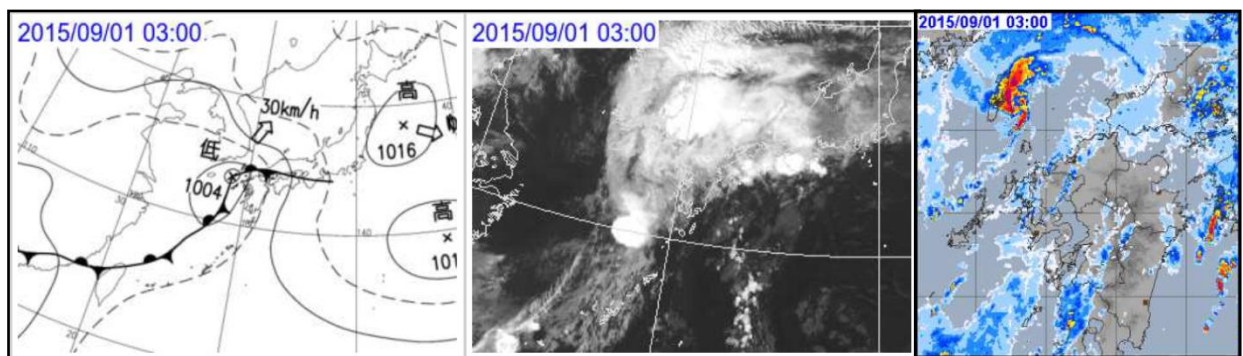
被害種別 \ 郡市別	諫早市	大村市	島原市	佐世保市	(旧) 南高来郡	(旧) 北高来郡	その他の 地域	総 計
死 者 (人)	519	19	12	5	46	74	30	705
行方不明者 (人)	67	-	1	-	3	6	-	77
負 傷 者 (人)	3500	14	1	5	107	38	70	3735
住家全壊 (棟)	391	52	14	25	120	140	57	799
〃 半壊 (人)	1113	97	17	7	117	110	1195	2656
〃 流失 (人)	313	15	30	-	72	43	28	501
床上浸水 (人)	2301	1876	2500	252	2115	867	844	10755
床下浸水 (人)	2332	2993	3254	2162	4007	1266	3795	19809
道路損壊 (ヶ所)	650	116	115	17	150	318	185	1551
橋 流 失	370	65	31	-	83	101	80	730
堤 防 決 壊	306	60	41	-	79	190	89	765
山(崖)くずれ	400	84	20	128	181	747	410	1970

4 長崎県におけるその他の災害事例

(1) 2015（平成27）年9月の突風

前線を伴った低気圧が北東に進みながら9月1日3時には対馬海峡に達していた。この低気圧や前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったことに伴い発達した積乱雲が発生したため、9月1日3時までの1時間に対馬市美津島付近では約110ミリの猛烈な雨が解析された。

長崎県や山口県の沿岸海域では、発達した積乱雲の影響と見られる突風の発生によって、長崎県対馬沖で5隻、山口県角島沖で1隻の漁船が転覆し、乗組員10名のうち5名が死亡、1名が行方不明となった。



平成27年9月1日03（日本時）の気象状況

【左】地上天気図、【中】気象衛星、【右】気象レーダー

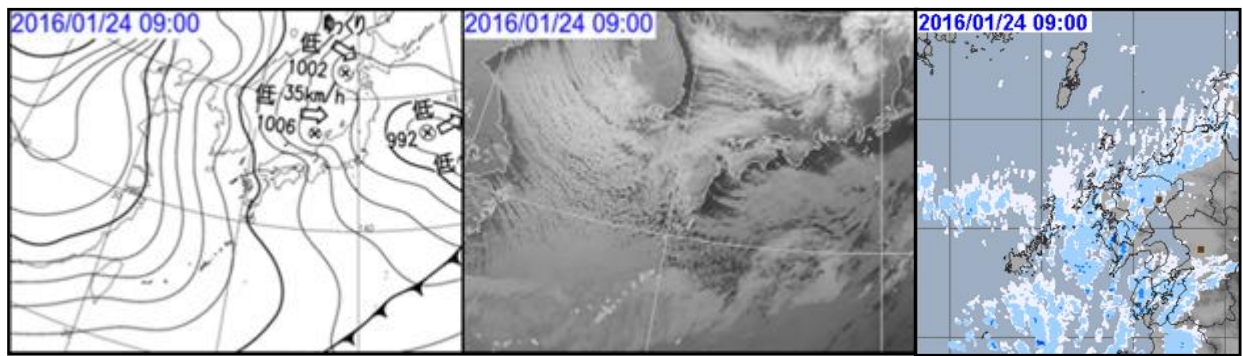
(2) 2016（平成28）年1月の大雪と低温

1月23日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となり、九州北部地方の約1500メートル上空には氷点下15度以下の寒気が流れ込んだ。

このため、海上を中心に北西の風が非常に強くなり、24日から25日にかけて各地で大雪となった。長崎市南山手町では、24日22時に17cmの積雪を観測し観測史上1位の値となった他、佐世保で17cm、五島市三井楽で10cm、雲仙岳で20cmの積雪を観測した。

また、24日から26日朝にかけて厳しい冷え込みとなり、アメダスの観測では、日最高気温と日最低気温共に、低い方からの値が観測史上1位を更新した地点が多く、24日は県内各地で日最高気温が0℃未満の真冬日となるなど、記録的な寒さとなった。

この大雪と低温によって、県内では6名の負傷者があったほか、水道管の破裂等により広い範囲で断水（約55,000戸）が発生した。



平成 28 年 1 月 24 日 09（日本時）の気象状況

【左】地上天気図、【中】気象衛星、【右】気象レーダー

観測史上 1 位の値 更新状況（1 月 23 日～25 日）

日最深積雪（年間を通じての値）

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	cm	観測日時	cm	年月日	
長崎	17	24 日 22 時	15	1967/1/17	1906 年

降雪の深さ日合計（年間を通じての値）

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	cm	観測日	cm	年月日	
長崎	18	24 日	13	1967/12/29	1953 年

日最低気温の低い方から（年間を通じての値）

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	℃	観測日時	℃	年月日	
小値賀	-3.8	24 日 13 時 44 分	-2.6	2004/1/22	2003 年
頭ヶ島	-4.1	24 日 13 時 49 分	-3.2	2012/2/2	2003 年
上大津	-4.4	24 日 16 時 51 分	-2.7	2011/1/14	2003 年
野母崎	-3.9	24 日 19 時 08 分	-2.8	2012/2/2	1991 年
大村	-6.2	25 日 00 時 41 分	-5.5	2016/1/24	1996 年
島原	-6.2	25 日 03 時 05 分	-5.4	2012/2/3	2006 年
口之津	-6.2	25 日 01 時 42 分	-5.2	2016/1/24	1976 年

日最高気温の低い方から（年間を通じての値）

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	℃	観測日時	℃	年月日	
鰐浦	-2.3	24 日 22 時 38 分	-1.9	2012/2/2	1995 年
美津島	-2.1	24 日 22 時 17 分	-1.5	2012/2/2	2003 年

石田	-0.4	24 日 24 時 00 分	0.3	2004/1/22	2003 年
小値賀	0.9	24 日 22 時 37 分	1.3	2004/1/22	2003 年
頭ヶ浦	0.8	24 日 23 時 45 分	1.5	2012/2/2	2003 年
大村	-0.9	24 日 00 時 02 分	0.6	2004/1/22	1996 年
島原	-0.4	24 日 00 時 04 分	2.7	2012/2/2	2006 年
上大津	-0.2	24 日 24 時 00 分	0.9	2012/2/2	2003 年
野母崎	0.0	24 日 00 時 32 分	0.6	2001/1/15	1991 年

※統計期間 10 年以上の観測点が対象

積雪の状況（1 月 23 日～25 日）

長崎では、24 日 22 時に 17cm の日最深積雪を観測（これまでの 1 位の値は、1967 年 1 月 17 日に観測した 15cm）

日付	23 日			24 日			25 日		
時刻	9 時	15 時	21 時	9 時	15 時	21 時	9 時	15 時	21 時
長崎	—	—	—	11	15	16	13	9	6
佐世保※			— (22:00)	9	17 (16:00)	15 (22:00)	14		
三井楽※			1 (22:00)	5	10 (16:00)	6 (22:00)	7		
雲仙岳※			1 (22:00)	3	11 (16:00)	12 (22:00)	20		
大村※				17	16		13		

注 1 ※は委託観測所を示す。9 時・15 時・21 時以外の観測については、観測値の下に観測時刻を記載している。

注 2 空欄は観測値がないことを示す。

注 3 「—」は積雪がないことを示す。

第3章 災害の概況

第1節 自然災害

(防災企画課)

1 概況

本県の災害は、豪雨・台風・火山噴火等のいわゆる自然の異常現象並びに火災等によりもたらされているものである。

そのうち、本県における最も代表的なものは、豪雨及び台風来襲に伴う暴風雨、火山噴火による災害であり、地すべり、山くずれ、火砕流、土石流等多発して大災禍に見舞われている。

特に、昭和57年7月23日の長崎大水害をはじめ、昭和32年7月25日の諫早大水害等、集中豪雨による局地的災害と平成3年6月3日の雲仙岳の大火砕流、平成3年6月30日の雲仙岳の大規模土石流による災害は代表的なものである。

こうした連年の災害は、民生と産業に大きな影響を与えており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6月、7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全県的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。

また、8月、9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

雲仙岳の火砕流災害は季節に関係なく発生し、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。

第2節 火災

(消防保安室)

1 火災発生の推移

令和4年中の火災の発生件数は507件、損害額約6億7千万円であり5年前の平成29年と比較してみると、件数は28件の増加、損害額は1億4千万円の減となっている。

2 火災の種別

火災の種別をみると例年建物火災が最も多く、令和4年中においては、全体の40.6%を占め、林野火災6.9%、車両火災6.5%で残り46.0%は船舶火災及びその他の火災となっている。

3 出火の原因

令和4年の出火原因をみると、たき火が第1位で158件、次いで第2位がコンロで25件、第3位がたばこの32件、第4位が放火（放火の疑いを含む。）の15件、第5位が電気機器等の配線の12件となっており、これらで全体の45.8%を占めている。

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 趣旨

(防災企画課)

長崎県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第2節 所掌事務又は業務

(関係課：関係機関)

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出に関すること (4) 災害時における電気通信の確保に関すること (5) 非常通信の統制、監理に関すること (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
長崎労働局	工場、事業場における労働災害の防止
九州農政局	(1) 被害状況の把握・報告に関すること (2) 応急用食料の調達・供給に関すること (3) 一般食料の安定供給対策に関すること (4) 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること (5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること (6) その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	所 掌 事 項
九州森林管理局	(1) 国有林野等の森林治水事業等の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
九州経済産業局	(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保
九州地方整備局	(1) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること (2) 直轄河川の水防に関すること (3) 直轄国道の防災に関すること (4) 港湾、海岸災害対策に関すること (5) 高潮、津波災害等の予防に関すること (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと
九州運輸局 (長崎運輸支局(東長崎庁舎))	(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州運輸局 (九州運輸局、 長崎運輸支局(本庁舎)、 佐世保海事事務所)	(1) 災害時における海上運送の調査並びに指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
大阪航空局 長崎空港事務所	(1) 長崎空港及びその周辺(福江空港及びその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む)における航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索及び救難活動
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	所 掌 事 項
第七管区海上保安本部 (長崎海上保安部)	災害時における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理に関すること (2) 環境監視体制の支援に関すること (3) ペットの救護等に係る支援に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
陸上自衛隊第16普通科連隊、 陸上自衛隊対馬警備隊	災害時における人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

3 県

機 関 名	所 掌 事 項
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

4 市町

機 関 名	所 掌 事 項
市 町	(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防水防その他の応急措置 (4) 市町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (7) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

5 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金等の募集業務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路㈱ (長崎高速道路事務所)	有料道路及び施設の保全防災対策
九州旅客鉄道㈱ (長 崎 支 社)	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話㈱ (長 崎 支 店)	電気通信設備の保全と災害時における非常通話の確保
日 本 郵 便 ㈱ (長崎中央郵便局)	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱い及び援護対策
日本通運株式会社 (長 崎 支 店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力株式会社 (長 崎 支 社)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
西部ガス株式会社 (長 崎 供 給 部)	(1) 都市ガス施設等の災害防止対策 (2) 災害時における都市ガス施設等の応急対策及び復旧対策

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動 (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
鉄 道 軌 道 機 関	(1) 鉄道、軌道施設の設備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
バ ス 機 関	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

水 防 管 理 団 体	水防施設、資材等の設備及び水防活動
報 道 機 関	災害状況及び災害対策に関する報道
(一社)長 崎 県 医 師 会	災害時における被災者の救助活動
(一社)長崎県歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(公社)長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
(一社)長崎県L Pガス協会	災害時におけるL Pガスの供給

第2編 災害予防計画

第 2 編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目標としている。

第 1 章 地域防災体制の確立

第 1 節 防災知識普及計画

(防災企画課：消防保安室：男女参画・女性活躍推進室：教育庁
：国土地理院九州地方測量部)

防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意する。

また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

- 1 防災知識の普及は災害予防又は災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ普及を要する要項について行うものとする。
- 2 防災知識の普及は、市町、関係機関、大学等と協力して、次の方法で行うものとする。
 - (1) ラジオ、テレビ又は新聞、広報誌、インターネットによる普及
 - (2) 広報車の巡回及び映画、スライド等による普及
 - (3) その他講習会、専門家の派遣等による普及
- 3 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。
 - (1) 防災気象知識及び危険物に関する知識
 - (2) 地域防災計画の概要
 - (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得

オ 農作物の災害予防事前措置

カ 船舶等の避難措置

キ その他

(4) 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等

エ 災害時の心得

(ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法

(イ) 停電時の照明

(ウ) 非常食糧、見廻り品等の整備及び貴重品の始末

(エ) 屋根、雨戸等の補強

(オ) 排水溝の整備

(カ) 避難に関わる用語の意味と内容

(キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法

(ク) 火気の始末

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(6) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4 普及の時期

防災知識の普及時期はその内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。学校における、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育も効果的である。

第 2 節 防災訓練計画

(防災企画課：県民生活環境課：交通・地域安全課：福祉保健課：河川課)

訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。なお、訓練区分は次のとおりとする。

- 1 総合防災訓練
- 2 図上訓練
- 3 避難救助訓練
- 4 水防訓練
- 5 消防訓練
- 6 非常無線通信訓練

また、訓練内容は、次のとおりとする。

1 総合防災訓練（資料編 7 長崎県総合防災訓練実施要綱）

(1) 訓練参加機関（順序不同）

主な訓練参加機関は以下のとおりであるが、その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民の参加も広く呼びかけるものとする。

- ア 長崎県
- イ 自衛隊長崎地方協力本部
- ウ 陸上自衛隊
- エ 海上自衛隊
- オ 航空自衛隊
- カ 九州管区警察局長崎県情報通信部
- キ 長崎県警察
- ク 海上保安部
- ケ 第七管区海上保安本部
- コ 日本赤十字社長崎県支部
- サ 市町
- シ 消防本部
- ス 市町消防団
- セ 市町赤十字奉仕団
- ソ 防災関係機関

(2) 訓練項目

- 非常無線通信訓練
- 水防団の水防工法訓練
- 赤十字奉仕団の炊出訓練
- 避難訓練
- 救出訓練

- 救護訓練
- 漂流者発見訓練
- 航空機による偵察及び救助訓練
- 艦艇による救助物資輸送訓練
- 自衛隊による架橋及び輸送訓練
- その他

(3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

2 図上訓練

図上訓練は、災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

3 避難救助訓練

避難訓練は、避難勧告、避難所の開設等に伴う計画及び実施については市町が行う。しかし、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察においても実施する。

4 水防訓練

水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、主として次の事項について訓練を実施し、訓練の方法は 1 の総合訓練又は単独に行う。

(1) 訓練項目

- 観測訓練
- 通報訓練
- 動員訓練
- 輸送訓練
- 工法訓練
- 桶門等の開閉操作訓練
- 避難訓練
- その他

5 消防訓練

消防訓練は、市町で行う自主的訓練と地域的に行う総合訓練に区分して行う。

(1) 自主的訓練

- 非常招集訓練
- 消火訓練
- 避難訓練
- その他

(2) 総合訓練

- 応援出動訓練
- 通信、情報、連絡各訓練
- 避難・救助訓練

(3) 訓練細目

- 消防用機械器具操作法訓練

- 消防用機関運用訓練
- ポンプ操法
- 操縦訓練
- 非常招集訓練
- 人命救助訓練
- 飛火警戒訓練
- 通信連絡訓練
- 破壊消防訓練
- 出動訓練
- その他

6 非常通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が充分効果をあげられるよう、平素から長崎地区非常通信連絡会（37機関）が策定する非常通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期又は臨時に実施する。

- （１）総合訓練は、地方若しくは地区ごとに同一免許人若しくは異なる免許人所属の数局が参加して実施する訓練又は数地方若しくは数地区と東京との間に行う訓練をいう。
- （２）各個訓練は、常用通信系による訓練及び同一免許人又は異なる免許人所属無線局相互間の新規連絡であって、個々の無線局が行う訓練をいう。
- （３）訓練の方法等

定期訓練については、年間を通して時間ごとの感度、空中状態等を記録する。

- 1 回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了する。
- 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」を表示して差出すものとする。
- 訓練終了後は、空電、混信、受信感度、その他参考事項を相互に通報する。

第 3 節 消防団の育成・強化

(消防保安室)

1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 学校における防災教育

学校において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を行うにあたり、使用する教材などの情報の提供に努める

第 4 節 民間防災組織の確立

(防災企画課：福祉保健課：漁政課：農政課：教育庁：日本赤十字社長崎県支部)

1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市町等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会、青年団等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に県防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 農業団体

災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため県下各農業協同組合、長崎県農協中央会、農林中央金庫長崎支店、JA全農・JA共済連の各長崎県本部と長崎県農業信用基金協会及び長崎県畜産協会等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

3 水産業団体

災害時において、被災水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため、県内各漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県信用漁業協同組合連合会、長崎県漁業共済組合、長崎県漁業信用基金協会、長崎県漁船保険組合、全国共済水産業協同組合連合会長崎県事務所等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

4 赤十字奉仕団

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長を図るものとする。

5 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青年団体、少年団体等の育成指導を行う。

第5節 自主防災活動

(防災企画課：観光振興課：県民生活環境課：産業政策課：教育庁)

1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。その際、女性の参画の促進を求める。

市町にあっては、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、県や市町と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- ① 災害情報の正確な把握
- ② 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
- ⑤ 初期の救出、救助
- ⑥ 適切な避難
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 自主防災組織の組織化

令和5年4月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は74.3%にとどまっている。県は、市町に対して、組織化促進に向けて強力に働きかけていくものとする。

組織化に関しては、全市町に対して目標値を設定し、県全体として令和7年度には80%台の組織率となることを目途として推進していく。

市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。(資料編6 長崎県内の自主防災組織状況)

(4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル(令和4年3月)」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター(市町社会福祉協議会)との役割分担をあらかじめ定めておく。

(5) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市町が住民と協議して実施するものとする。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(6) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、県、市町は情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

- ① 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

県は、市町と連携して、広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市町職員に対する講習会の開催等によりその取組みを支援する。

(7) 地域防災リーダーの育成

県、市町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

- ① 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- ② 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- ③ 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

(8) 自主防災組織の活動

- ① 防災知識の普及・啓発活動

市町は、住民一人ひとりが正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする

普及・啓発事項としては次のようなことを行う。

- 風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- 災害危険箇所の把握
- 情報の収集、伝達体制
- 初期消火、出火防止対策
- 救出救護対策
- 避難誘導対策
- 避難行動要支援者対策

② 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- 広報伝達班
- 消火防火班
- 避難誘導班
- 救出救護班
- 生活物資供給班

③ 防災訓練の実施

市町は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に十分配慮した訓練内容とする。

- 情報の収集及び伝達の訓練
- 出火防止及び初期消火の訓練
- 避難訓練
- 救出及び救護の訓練
- 炊き出し訓練

④ 防災資機材の定期点検の実施

市町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

⑤ 地域内の他組織との連携

各自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

⑥ 自主防災組織の活動拠点の整備

市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2 県、市町の指導・助成

県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

(1) 自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は、1 (3) の組織化計画に沿って推進する。市町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

(2) 自主防災組織研修会

県は、地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象に定期的に研修会を開催する。開催にあたっては、概ね県下の地方本部を一単位として開催するものとする。

3 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、事業所は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を抑えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区にお

ける防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 6 節 男女共同参画の視点の強化

(防災企画課：男女参画・女性活躍推進室)

- 1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化
 - (1) 県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。
 - (2) 県及び市町は、平常時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第2章 防災業務施設の整備計画

第1節 気象観測施設等整備計画

(長崎地方気象台)

1 気象観測施設等

気象・地象・水象を観測するため、長崎県内につぎの観測施設を整備・配置し維持に努めている。

- (1) 気象観測施設
- (2) 地震・津波観測施設（震災対策編参照）
- (3) 火山観測施設

2 情報伝達装置

長崎地方気象台が発表する防災気象情報を気象業務法及び災害対策基本法等の関連法令に基づき、県内の防災機関及び報道機関等へ迅速かつ的確に伝達するため、防災情報提供システム等を整備している。

3 気象庁以外の気象観測施設

長崎県内で気象庁以外の機関が設置した気象の観測施設を対象に、観測環境や観測精度の維持などについて必要な助言・指導を行っている。

長崎県内の気象観測施設一覧表（気象庁関係）

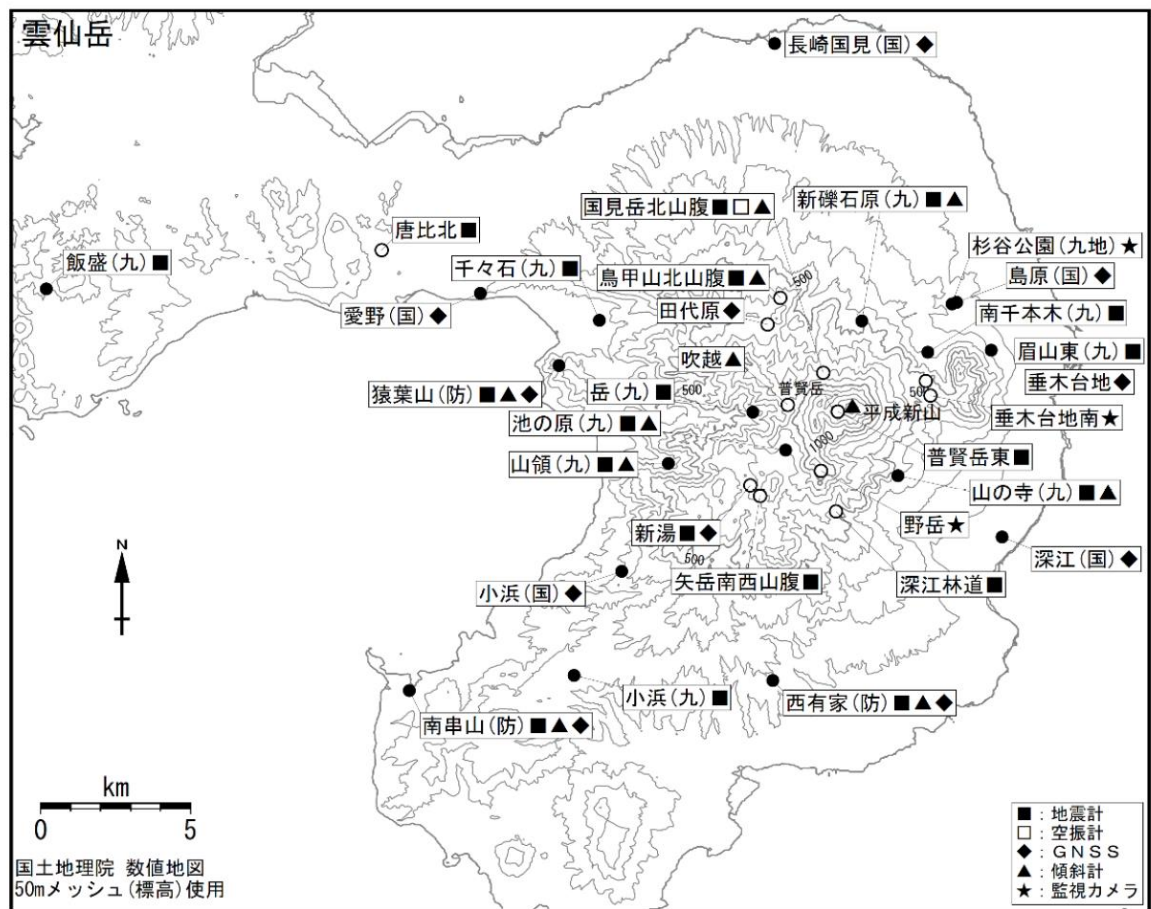
観測所名	所在地	観 測 要 素					
		降水量	気温	風	日照	積雪	その他
鰐 浦	対馬市上対馬町鰐浦	○	○	○			○
厳 原	対馬市厳原町東里（厳原特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
美 津 島	対馬市美津島町鶏知乙（対馬空港）	○	○	○			
芦 辺	壱岐市芦辺町国分東触	○	○	○			○
石 田	壱岐市石田町筒城東触（壱岐空港）	○	○	○			
平 戸	平戸市岩の上町（平戸特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
松 浦	松浦市志佐町里免字辻ノ尾台	○	○	○			○
佐 世 保	佐世保市干尽町（佐世保特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
有 川	南松浦郡新上五島町有川郷字上原	○	○	○			○
西 海	西海市西海町中浦南郷	○	○	○			○
長 浦 岳	長崎市神浦北大中尾町	○					
大 村	大村市箕島町（長崎空港）	○	○	○			
諫 早	諫早市馬渡町	○					
長 崎	長崎市南山手町（長崎地方気象台）	○	○	○	○	○	○
雲 仙 岳	雲仙市小浜町雲仙（雲仙岳特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
島 原	島原市新湊（新湊町集合避難施設）	○	○	○			○
福 江	五島市木場町（福江特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
上 大 津	五島市上大津町（福江空港）	○	○	○			
口 之 津	南島原市口之津町丁	○	○	○			○
脇 岬	長崎市脇岬町	○	○	○			○

観測要素	観測所名	所在地
波浪の高さ・周期	生月島沿岸波浪計	平戸市生月町御崎
潮位	長崎検潮所	長崎市松が枝町
	口之津検潮所	南島原市口之津町
	福江検潮所	五島市東浜町
	対馬比田勝観測点	対馬市上対馬町
最大 12km 程度までの 上空の風向・風速	厳原ウィンドプロファイラ観測局	対馬市厳原町内山
	平戸ウィンドプロファイラ観測局	平戸市岩の上町

雲仙岳に係わる火山観測施設一覧表(気象庁関係)

火山性震動観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
新湯	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44.28′	130° 15.75′	678
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46.31′	130° 17.31′	834
矢岳南西山腹	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44.09′	130° 15.96′	769
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石	32° 47.66′	130° 16.39′	655
深江林道	長崎県南島原市深江町甲	32° 43.81′	130° 17.58′	579
唐比北	長崎県諫早市森山町唐比北	32° 48.52′	130° 07.87′	66
普賢岳東	長崎県雲仙市小浜町	32° 45.61′	130° 17.62′	1,340
傾斜計観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石	32° 47.66′	130° 16.39′	655
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46.31′	130° 17.31′	834
吹越	長崎県雲仙市小浜町	32° 45.73′	130° 16.55′	885
空振計観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46.31′	130° 17.31′	834
遠望観測装置観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
野岳	長崎県南島原市深江町字	32° 44.54′	130° 17.26′	1,120
垂木台地南	長崎県島原市安中	32° 45.90′	130° 19.60′	467
GNSS観測装置観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
新湯	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44.28′	130° 15.75′	678
垂木台地	長崎県島原市南千本木町甲	32° 46.16′	130° 19.50′	586
田代原	長崎県雲仙市国見町八斗木名 平石	32° 47.18′	130° 16.12′	640

雲仙岳に係わる火山観測施設配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の観測点位置を示しています。
(国): 国土地理院、(九): 九州大学、(防): 防災科学技術研究所、(九地): 九州地方整備局

第2節 災害通信業務整備計画

(防災企画課)

1 災害通信網の整備

長崎地方気象台より発表される注意報、警報等の防災気象情報は、直ちに所管の伝達系統によって有線あるいは無線通信施設を利用して下部機関にすみやかに気象状況の伝達をはかるとともに、災害が発生すると被害情報収集及びその対象について緊密な連絡を行っている。また通信による連絡施設（公衆、専用）も被災して、無線通信が途絶した場合は、長崎地区非常通信連絡会（会長 危機管理課長）は「非常通信」の発動を要請して、非常通報を取扱うことにしている。

第3節 水防、消防及び救助施設等整備計画

(防災企画課：消防保安室：河川課)

1 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のう工10mに必要な資器材

種 類	単位	数量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢（大型ハンマー）	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

2 消防関係

県内の消防力は、3年毎に実施される市町村消防施設整備計画実施調査によると、令和4年4月1日現在、消防ポンプ自動車にあつては、署所管理分、団管理分を合算した充足率は98.2%となっているが、消防水利の充足率は77.3%となっており、市町の年次計画に基づく計画的な整備が必要である。

第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保

第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画

(福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：農産園芸課：畜産課：監理課：
建設企画課：男女参画・女性活躍推進室：農林水産省)

1 主要食糧の確保

災害救助法が発動され、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保

(1) 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等

災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。

なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31策定)に基づき定めるものとする。

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
長崎港小ヶ倉 柳ターミナル ビル	長崎市小ヶ倉町3丁目76-107 (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、 ブルーシート、標識ロープほか
県央振興局	諫早市栄田町26-49 (県央保健所企画調整課 TEL 0957-26-3304)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
島原振興局	島原市城内1丁目1205 (島原振興局総務課 TEL 0957-63-5036)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ紙おむつ、生理用品
県北振興局	平戸市田平町里免1126-1 (県北保健所企画調整課 TEL 0950-57-3933)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
五島振興局	五島市福江町7-2 (五島保健所企画保健課 TEL 0959-72-3125)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
五島振興局 上五島支所	南松浦郡新上五島町有川郷578-2 (五島振興局上五島支所総務課 TEL 0959-42-1141)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触570 (壱岐振興局総務課 TEL 0920-47-4396)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
対馬振興局	対馬市厳原町宮谷224 (対馬振興局総務課 TEL 0920-52-1206)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、 簡易トイレ、紙おむつ、生理用品

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 医薬品

災害のため医療が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医療品等については迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともに、その流通状況を把握しておくものとする。

また、災害時における防疫措置の徹底をはかるため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。

九州各県の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に各県が相互支援を行いやすくするための体制作りに努める。

災害用衛生材料セット

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
医療政策課	長崎市尾上町3-1 TEL095-895-2461	・ガーゼ・包帯・三角巾・ ガウンほか
西彼保健所	長崎市滑石1-9-5 TEL095-856-0691	同 上
県央保健所	諫早市栄田町26-49 TEL0957-26-3304	同 上
県南保健所	島原市新田町347-9 TEL0957-62-3287	同 上
県北保健所	平戸市田平町里免1126-1 TEL0950-57-3933	同 上
五島保健所	五島市福江町7-2 TEL0959-72-3125	同 上
上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17 TEL0959-42-1121	同 上
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5 TEL0920-47-0260	同 上
対馬保健所	対馬市厳原町宮谷224 TEL0920-52-0166	同 上

災害用備蓄医薬品・医療機器等

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
藤村薬品(株)	長崎市田中町2022 TEL095-839-3232	・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか
東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目1318-1 TEL0956-41-0777	同 上
(株)宮崎温仙堂 商店島原支店	島原市上の町900 TEL0957-62-2201	同 上
(株)宮崎温仙堂 商店大村支店	大村市松山町265-1 TEL0957-53-2163	同 上

3 種子、飼料等の確保

(1) 種子もみ、種子麦

災害による生産者の種子もみの不足に対処し、再生産の確保を図るため種子もみ備蓄に努めるものとする。

連 絡 先 ・ 住 所		内 容
(一社) 長崎県米麦改良協会	長崎市出島町1-20	種子もみ、種子麦

(2) 飼料

災害のため、飼料の供給が困難な地域にあつては、全国農業協同組合連合会長崎県本部等に委託して必要量の確保に務める。

ア 供給期間災害発生の日から20日以内

イ 飼料品目および基準所要量

飼 料 別	家 畜 別	1 日 1 頭当り所要量 (kg)
配 合 飼 料	乳牛	経産牛 10.00
	肉用牛 (肥育)	和牛肥育 7.71
	〃	乳雄肥育 8.66
	〃 (繁殖)	経産牛 1.00
	豚	肥育豚 2.44
	採卵鶏	成鶏 0.11
	ブロイラー	仕上げ期 0.23
乾 草	乳牛	経産牛 9.4
	肉用牛 (肥育)	和牛肥育 1.29
	〃	乳雄肥育 1.29
	〃 (繁殖)	経産牛 4.38

注) 算出根拠：長崎県農林業基準技術、日本飼養標準等

4 土木建築資材の確保

(1) 工事用特殊車両や復旧資材

工事用特殊車両や復旧資材等を迅速に確保できるよう、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等との連絡体制を整備する。(資料編に大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等を掲載)

(2) 水防資器材 (土のう袋、鋼杭)

応急対策資材となる土のう袋、鋼杭の水防資器材については、第3編第6章第17節水防倉庫及び資器材の備蓄に記載

第2節 災害対策基金等管理計画

(財政課：福祉保健課)

本計画は、災害発生に際し、県が災害対策に要する経費及び災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害基金及び災害救助基金の積立を行い適切な管理運用を図るものである。

1 災害基金

県は、地方自治体及び地方財政法の規定により、長崎県災害基金条例（昭和32年条例第43号）を定め、災害基金を設置し、基金の確保及び的確な運用にあたっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 基金の積立額

毎年度予算で定める額

(2) 基金の管理

基金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ又は確実かつ効果的な方法により運用する。

(3) 基金の処分

災害の復旧又は災害復旧費の償還に要する経費、その他災害に関連する経費の財源にあてるときに処分することができる。

なお、「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源」として長崎県財政調整基金条例（昭和35年条例第35号）に基づく基金からあてることができる。

2 災害救助基金

(1) 基金の積立額

救助法第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

各年度における災害救助基金の法定最小額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とする。

(2) 基金の運用

ア 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

(ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

(イ) 国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入れ

(ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

イ 災害救助基金から生じる収入並びに救助法に基づく国庫負担金の超過額は、災害救助基金に繰入れなければならない。

第4章 県土保全対策計画

(漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：都市政策課：港湾課：河川課：
砂防課：建築課：盛土対策室)

1 治山事業

本県は、60%が森林で占められ、県土の保全上、森林の役割は極めて大きい。又、地質的特性は、大部分が第三紀層と第三紀火山岩類で占められていることである。

特に北松地域は全国有数の地すべり地帯を形成し、島原半島は風化し流出し易い安山岩類、西彼杵、野母崎半島は、はく離し易い片岩類、対馬・五島地域は風化し易い粘板岩等、災害の発生し易い地質から成っている。

近年の集中豪雨は、諫早水害を始めとして、昭和57年7月の長崎大水害、平成元年の五島・平戸災害、平成2年の県北地方の災害、平成3年の雲仙・普賢岳の火山災害等により、多数の尊い犠牲者を出すとともに、各地に山地の荒廃をもたらし、災害多発県として治山事業の必要性、緊急性を高めている。

(1) 主な治山事業

ア 一般治山事業

(ア) 山地治山事業

① 復旧治山

山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。

② 緊急予防治山

地域における減災に関する取り組みと併せて行う水源の涵養及び山地災害の未然防止のため、荒廃山地の崩壊等の予防を図る。

③ 予防治山

山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。

④ 地域防災対策総合治山事業

荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域における山地災害の未然防止や、荒廃地等の緊急的な復旧整備を実施する。

(イ) 防災林整備事業

① 保安林整備（保安林改良、保育等）

保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を実施する。

② 保安林管理道整備

治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の開設・改良を実施する。

③ 防災林造成

風倒木、山火事等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施

する。

また、海岸から飛砂、潮風、強風とによる被害から人家、農地等を保護するため潮工・防風工・植栽工等を実施する。

(ウ) 水源地域等保安林整備事業

① 水源地域整備

水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的に実施する。

② 共生保安林整備統合補助（生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然景観保全治山）

快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るため、防災機能発揮が必要とされる地域における森林の総合的な整備を実施する。

イ 災害関連緊急治山等事業（災害関連緊急治山、災害関連緊急地すべり防止）

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復旧整備を実施する。

ウ 林地崩壊防止事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する。

エ 地すべり等防止事業

地すべり等による山地、農地、河川、公共施設等の被害を防止、軽減するために防止工事を行う。

(2) 治山事業実施計画

令和元年度を初年度とする森林整備保全事業計画（令和元年度～5年度）に基づき実施する。

2 治水事業

(1) 本県の河川の概要

本県の法定河川数は376河川で、その延長は1,162kmに及んでいる。しかし1級河川は本明川1水系だけで、2級河川が浦上川外340河川、区間延長1,026kmを占めるが、ほとんどが中小河川であり、山から海までの距離が短く、しかも勾配が急であるため洪水時には激流となって流下し、氾濫やがけ崩れ、土石流といった災害がしばしば発生し、一瞬にして貴い人命や貴重な財産を奪うなど、治水、利水対策上、不利な地形、地理的状況を呈している。

(2) 河川改修事業

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。特に、宅地開発等都市化に伴う都市河川の重点整備に努める。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

(3) ダム建設事業

洪水調節及び流水の正常な機能維持により、流域の治水安全度の向上を図るため治水

ダムの建設を行う。

令和2年度末の河川改修率

区分	水系数	河川数	延長	要改修延長	改修済延長	改修率
一級河川	1	35	136.2 km	83.1 km	47.5 km	57.2 %
二級河川	210	341	1026.1	770.4	439.9	57.1
計	211	376	1162.3	853.5	487.4	57.1

※ 一級河川の「要改修延長」「改修済延長」「改修率」は指定区間の数値

3 砂防事業

本県は地質的に、また地形的に土石流発生危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

特に本県では昭和32年7月の多良山系を中心とした死者、行方不明者782人も犠牲者をもたらした未曾有の諫早水害を始め昭和42年7月の県北及び五島地域の梅雨前線豪雨災害、さらには昭和57年7月の長崎豪雨（長崎大水害）等多数の死傷者を出す激甚な災害履歴を数多く有する。

一方、火砕流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの、依然として山麓に約1.7億 m^3 の火山堆積物、山頂に約1億 m^3 の溶岩ドームが存在し、大規模土石流の発生や溶岩ドーム崩壊の懸念がある。早期復興に向けた砂防えん堤、導流堤等の砂防工事は令和3年3月に概成し、令和3年4月より国による管理を開始している。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、えん堤工、階段ダム工、貯砂ダム工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で砂防対策が実施されてきたものの、その整備率は全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を重点的に進めていく必要がある。

今後も強力にハード面の施設による土砂災害防止対策を実施するとともに、本県の情報基盤緊急整備計画により整備される降雨等の情報収集処理システムとして長崎県河川砂防情報システムの構築や土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域等の指定など、地域住民の自主避難や市町村が持つ警戒・避難体制の確立等に役立つ情報として、土砂災害に関する警戒情報の提供・伝達を実施するなど、県民を土砂災害から守るためハード・ソフト両面から安全・安心対策を実施している。

4 海岸保全施設整備事業（国土交通省水管理・国土保全局所管）

本県は、佐賀県との隣接部分を除いて四方を海に囲まれた、島しょと半島の多い複雑な地形となっている。そのため、海岸線の総延長は、4,195kmでこれは全国総延長の12%にも達し、全国第二位の長さを有している。そのうち、2,100kmが国土交通省河川局所管のうち16%の340kmが海岸保全区域に指定されている。その状況もリアス海岸が主体で、海蝕、風蝕、潮流などの自然の侵食作用により変化に富んだ複雑なものとなっている。

また、同じ海岸でも、外海と内海ではその趣きを異にし、前者は主として天然の断崖で侵食作用が著しく、後者は有明海、大村湾に見られる堆積海岸で、農業・工業などの重要な立地基盤を提供している。

このように、海とのつながりの深い本県の特性上、海と陸の接する海岸の保全並びに維持管理は、きわめて重要である。

なお、海岸事業は、国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域における高潮被害地区を重点的に整備し、県土の保全、民生の安定に努める。

令和3年度末の国土交通省水管理・国土保全局海岸の改修率

海岸保全指定済延長	要整備延長	整備済延長	整備率
327km	165.8km	93.6km	56.5%

5 海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管）

県土の保全、災害の防除等を目的に次の事業を行う。

（１） 高潮対策

高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の施設または改良を行う。

（２） 侵食対策

波浪による海岸の浸食または災害を防除するため、海岸保全施設の新設または改良を行う。

（３） 老朽化対策

経年変化、波浪等の影響により老朽化した施設において、防護機能の確保や長寿命化を目的として、海岸保全施設の補修を行う。

（４） 海岸環境整備事業

県土の保全、防災とあわせて、環境との調和を図り、海浜の利用を増進させることを目的として、人工ビーチの造成、遊歩道、植栽等の整備を行う。

6 地すべり、山崩れ等災害予防対策

（１） 地すべり、山崩れ対策

長崎県は北松地域を中心として、全国有数の地すべり地帯を有し、特に昭和26年調川町白井岳の地すべり以降、世人の関心が高まってきた。その後27年佐賀県境の石倉山、28年長串、長田代の地すべり等が相次いでいる。最近において鷲尾岳、吉井町高峰、東彼杵町中尾、生月町、潜龍ボタ山地すべり等がある。また、昭和57年7月長崎大水害により、滑石外6地区で地すべりが発生し、昭和61年7月には佐世保市小舟地区で、平成2年には石倉、鷲尾岳で大規模な地すべりがあった。

地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通、林野、耕地で防止対策を進めているが、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のた

めのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。

山崩れにおいては、極めて突発的であること、分布が広域に及びことと個々の山崩れは大方小規模で公共性に乏しいこと等諸般の事情が地すべりに対する以上に対策を難解にしている。

(2) 宅地造成対策

ア 平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。（昭和41年3月20日から適用）。

また、宅地造成工事規制区域外においても、地震等による地震災害が懸念される一団の造成宅地について、同法に基づく造成宅地防災区域を指定することができるとされている。

イ 不良宅地の現地調査をなし、宅地造成等規制法の工事規制区域及び造成宅地防災区域内においては、宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、その他の土地の区域においても、建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

7 農地防災事業

(1) 農地防災事業

ア 洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、
湛水防除事業………湛水被害を生じる恐れのある地域で、これを防止するため
に行う排水機場、樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

イ 脆弱した農業用施設による周辺農地等の被災の防止として、
ため池等整備事業………かんがい用ため池で、老朽化し補強の必要なものは逐次事業を実施する。

(2) 農地保全事業

ア 地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、
地すべり対策事業………防止工事………地すべり活動の防止、その原因の除去、地すべり地域の保全等に必要な工事で、地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等を実施する。
関連工事………地すべり防止工事と関連して行う区画整理、暗渠排水、農道、ため池、灌漑排水施設等の整備。

(3) 農村環境保全対策事業

ア 農村地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、
農村災害対策整備事業…農村地域において、防災・減災対策のため農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

(4) 海岸保全施設整備事業

ア 高潮、波浪、津波、侵食等による海岸保全施設、農地などの被災を防止するために、
高潮対策事業………津波、高潮、波浪等から農地を防護するための堤防、消波

- 工等の新設、改修を行う。
- 侵食対策事業……………農地の侵食を防止するための護岸、突堤、離岸堤等の新設改良を行う。
- 老朽化対策緊急事業……………海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画に基づき、施設の機能強化や回復を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う。
- イ 周辺の公園等と一体として海岸保全施設の整備若しくは汚濁の著しい海域のヘドロ等の除去を行う。
- 海岸環境整備……………周辺に公営のレクリエーション施設のある地域において、総合的に機能を発揮するために各種施設の新設改良を行う

8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業

海で囲まれた我が県では、その地理的、気象的条件から常に災害を受け易い環境に置かれているが、中でも県下に散在する漁港は毎年のように台風、季節風等により大きな被害を被っている。このため漁港地区内に海岸保全区域を設定し、海岸保全基本計画に基づき漁業集落の人命や資産の安全を確保するとともに、防波堤等の被災に起因する定期船就航や漁業活動への影響をなくすため、長崎漁港等県営50漁港において、施設の安全性検証に必要となる海象条件の再設定を行い、下記事業により災害予防対策の促進を図る。

(1) 高潮対策事業

高潮、津波、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、過去における高潮、津波、波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(2) 侵食対策事業

海岸侵食による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、侵食の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(3) 耐震対策緊急事業

堤防・護岸の耐震対策を緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図る事業。

(4) 老朽化対策緊急事業

海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う事業。

(5) 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて、海岸部において、より海浜利用が増進される機能の整備を図る事業。

(6) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を目的とし、一連の防護区域を有する

海岸において、

- ・水門の自動化・遠隔操作 ・津波防災ステーションの整備
- ・堤防護岸の破堤防止 ・津波情報提供施設の設置
- ・避難用通路の設置

等の対策を総合的に推進する事業である。

(7) 水産基盤整備事業

高潮や波高の増大に対して、施設の安全性を確保するため、必要な機能強化、防護対策の推進等を図る事業。

9 盛土対策

県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第5章 形態別災害予防対策

第1節 災害危険区域の設定

(農村整備課：森林整備室：砂防課：都市政策課)

1 危険区域設定の目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、火災その他の異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

2 危険区域の設定

(1) 水防上重点をおくべき区域

県内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

諫早平野においては、多良岳山系よりの流水を中心として本明川を幹川とする各支川からの流れこみがあり、洪水時には増水して有明海に注いでいる。また、蛇行性が甚だしく洪水等の水災に対する悪条件が重なっている。

県北部及び県南部にあつては、東彼杵郡の経が岳、北松浦郡の国見岳、西彼杵郡の八郎岳等各山系よりの流水があり、各河川とも河巾が狭く洪水時には流勢が激しく、加えて水と共に多量の土砂礫を流出させる状態にある。

また、離島の壱岐、対馬、五島にあつては、同じく地勢が急峻で河巾も狭く、海までの距離が甚だ短く、そのため最近では台風以外の集中豪雨によって災害が発生している。

また、海岸線には屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

(2) 地すべり等危険区域

地すべり等防止法の指定地域は325箇所であるが、そのうちほとんどが県北地域の第3紀層地帯の丘陵地に分布し、その他は一部東彼杵郡及び県南部の地域にも及んでいる。

(3) 宅地造成工事規制区域

ア 区域設定の基準（宅地造成等規制法第3条）

宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を知事（長崎市及び佐世保市においては市長）が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行う。

イ 規制基準の概要

1 知事等の許可を要するもの

(1) 土地の形質の変更（2mをこえる切土、1mをこえる盛土、2mをこえる切盛土）をする場合

(2) 土地の形質の変更に該当しないが、切土又は盛土があり、その土地の面積が500㎡をこえる場合

2 切土、盛土をしたがけ面は、高さ、土質及び勾配に応じた擁壁を要する。

3 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。

4 区域指定の概要

現在長崎市内に3,127ha、佐世保市内に2,356ha指定されている。

(4) 造成宅地防災区域

ア 区域設定の基準（宅地造成等規制法第20条）

宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域以外の土地であって、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれ大きい一団の造成宅地の区域を知事（長崎市及び佐世保市においては市町）が指定し、災害の防止のために必要な規制を行う。

イ 区域指定の要件（宅地造成等規制法施行令第19条）

1 盛土した土地の区域であって、安定計算によって地震力及び盛土の自重によって当該盛土自体が滑り出す力が、滑り面における最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもので次のいずれかに該当するもの

- ・盛土をした土地の面積が3,000㎡以上であり、盛土部分の内部に地下水が浸入しているもの
- ・盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度であり、当該盛土の高さが5mを超えるもの

2 切土又は盛土をした後、地盤の滑動や造成工事により設置された擁壁の沈下及び崖の崩落その他これらに類する事象が生じているもの（現在県内において、指定された区域はない。）

(5) 建築基準法第39条に規定する災害危険区域

ア 区域設定の基準

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を地方公共団体の条例で定める。

イ 区域指定の概要

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

2 上記1に準ずる危険の著しい区域又は土石流、津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域として知事が指定する区域

(6) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等及び危険区域等の指定とソフト対策

本県は急峻な地形により急傾斜地域が多く、そのため土砂災害の危険度も高く、土砂災害危険箇所数では全国の上位に位置している。

更に、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備とともに著しい土砂災害が発生するおそれがある区域には一定の開発の制限と建築物の構造規制も行っている。土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設は避難確保計画の策定と避難訓練が義務付けられている。

また、人家の多い地域や要配慮者施設を有する地域については、法律に基づき危険区域等の指定を行なうと共に防止施設の整備を実施している。

一方、雨量局の整備と共に長崎県河川砂防情報システムの構築により、土砂災害警戒情報の提供等、県内各地域の警戒避難に活用されるようソフト面の整備も実施している。

(7) 山地災害危険地

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。

危険地区を調査した結果に基づき、各市町村に対し、当該市町村の区域に係る山地災害危険地区を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。

なお、山地災害危険地区数は、平成29年度末現在で山腹崩壊危険地1,642箇所、崩壊土砂流出危険地1,245箇所、地すべり危険地181箇所となっている。

(8) 洪水浸水想定区域

本県では、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（L2）を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表することとしており、令和3年度末時点で、29河川を公表している。

また、当該河川の水防警報に関する計画の基本となる降雨（L1）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域についても、29河川を公表している。また、県は、その他の河川についても、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定を提供するよう努める。

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。本県では、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（L2）を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表することとしており、令和元年度末時点で、15河川を公表している。

また、当該河川の水防警報に関する計画の基本となる降雨（L1）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域については、18河川を公表している。

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第2節 火災予防計画

(防災企画課：消防保安室：森林整備室
：教育庁：海上保安部)

- 1 本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

(1) 火災予防運動

毎年一斉に春秋2回火災予防運動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓蒙する。

このため、新聞、ラジオ、テレビ、広報車等による広報の徹底を期するとともに、県下市町村もそれぞれ火災予防の行事計画に基づいて、重点事項をとりあげ啓発するよう指導する。

(2) 予防査察の強化

市町の消防機関が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

(3) 消防設備並びに防火管理

ア 公共建築物、興業場、事業所、高層ビル等不特定多数の出入りする建物に対する消火設備警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ 防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ 関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

(4) 消防力の強化

ア 消防力劣弱市町に対する整備促進

イ 消防水利の整備促進

ウ 消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望にもとづき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ 民間防火組織の育成推進

オ 消防用通路の確保促進

カ 通信施設の整備促進

(5) 危険物の規制

「第2編第5章第3節 危険物等災害予防計画」参照

(6) 火災気象通報

「第3編第8章6 火災気象通報の取扱い」参照

- 2 海上における火災等については、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

(1) 危険物積載船舶等

「第2編第5章第3節6 危険物積載船舶等の災害予防対策」参照

(2) 船舶の火災予防運動

消防庁の行う火災予防運動とあわせ、火災予防思想の高揚に努めると共に重点事項を取り上げ指導する。

(3) 臨船指導の強化

巡視船艇を積極的に臨船せしめ、船舶火災予防に関する指導及び関係法令の励行の徹底を図る。

(4) 危険物及び特殊貨物

危険物及び特殊貨物については、取扱適正な積付、保管及び防火対策等の知識の向上を図る。

3 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図る。

(1) 境界防火線等の整備状況（R3.3.31現在）

地区名	防火線延長	地区名	防火線延長
長崎市	23,639m	松浦市	2,550m
佐世保市	13,447m	対馬市	—
諫早市	3,950m	佐々町	600m
大村市	3,130m	新上五島町	17,000m
五島市	27,470m	計	91,786m

(2) 山火事防止のための啓発活動

山火事防止のための火災の危険の大きい地区について、標板等を設置して山火事防止の注意を喚起する。

(3) 空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用については次のとおり。

ア 資機材

ヘリコプター用消火バスケット2個、消火剤100缶

イ 保管場所

長崎県消防学校及び長崎県防災航空センター

ウ 運用

- ・自衛隊の災害派遣要請については自衛隊派遣要請計画による。
- ・要請市町村は、自衛隊等の行う空中消火活動が迅速かつ効果的に行われるよう、ヘリポートの確保、人員の配置等について万全の措置を講ずる。
- ・地上における資機材の輸送及び操作並びに消火薬剤散布溶液の調整等の作業は原則として要請市町村において行う。

4 文化財の火災予防対策

「第2編第5章第5節3 文化財の災害予防対策」参照

第3節 危険物等災害予防計画

(防災企画課：消防保安室：県警察本部：九州経済産業局
：九州産業保安監督部：長崎労働局：海上保安部：九州電力)

1 危険物の災害予防対策

危険物の範囲

危険物とは消防法別表の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものであるが、本県における貯蔵取扱の実態は第4種（石油類）が99%を占めている。

(1) 危険物施設保安対策

ア 危険物施設の立入検査を実施し、所有者等に対しその維持、保安管理について指導を行う。

イ 危険物大量消費工場、製造所等の規制の適正化指導を行う。

(2) 危険物災害予防対策

ア 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。

イ 危険物取扱者に対し保安教育の徹底を図る。

(3) 危険物輸送対策

ア タンクローリー、ドラム運搬車両の立入検査を実施し、車輛の保安管理、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

イ 車輛火災、交通事故予防のため関係機関と連携をとり、運行管理、労務管理指導を行う。

(4) 特殊火災対策

ア 長崎市・木鉢地区、佐世保市沖新干尽地区の大量石油貯蔵基地の貯蔵及び荷役施設の立入検査を行わせ、消火薬剤の備蓄並びにオイルフェンスの設置の推進を図る。

イ 消火薬剤の緊急輸送対策として消防機関、関係事業所等における消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、石油基地火災発生時の緊急輸送体制の確立を図る。

2 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）

(1) 火薬類の範囲（法2条）

ア 火薬－黒色火薬、無煙火薬、その他

イ 爆薬－雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

ウ 火工品－工業・電気・銃用及び信号雷管、実包、信管、導火線、煙火、その他

エ がん具煙火

(2) 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

ア 保安教育計画の策定（法29条、施行規則67条の2～7）

製造業者、販売業者及び知事が指定する消費事業者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

イ 保安責任者の職務（法30条、32条、施行規則68条～70条の6）

製造業者は製造保安責任者を、火薬庫の所有者や火薬類の大口消費者は取扱保安責任者をそれぞれ選任し、同責任者は、製造、貯蔵、消費に係る保安職務を適切に実施し、あるいは監督する。

ウ 保安検査の実施（法35条）

知事又は指定保安検査機関は、火薬類の爆発その他災害が発生するおそれがある製造施設及び火薬庫について、製造、貯蔵の技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行う。

エ 立入検査等の実施（法43条）

経済産業大臣及び知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官にそれぞれ立入検査等を行わせ、火薬類の保管、管理、消費等の状況を検査する。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2、施行規則67条8～11）

製造業者又は、火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設又は火薬庫について、定期的に年2回以上自主検査を実施する。

カ 危害予防規程の設定（法28条）

製造業者は、保安の確保のための組織及び方法に関する危害予防規程を定め、同規程を遵守する。

3 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

（1） 高圧ガスの範囲（法2～3条、施行令1～2条）

ア ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス。

イ 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。

ウ 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス。

エ ア、イ、ウに掲げるものを除く外、温度35℃において圧力0パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの。

（2） 災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、保安に関する自主的活動の促進を図り高圧ガスによる災害の防止につとめる。

ア 危害予防規程の作成、届出（法26条）

第1種製造者（法5条第1項）は、危害予防規程を作成し、県知事に届け出るとともに、同規程の遵守を図る。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（第27条）

（ア）第1種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

（イ）高圧ガス保安協会は、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画の基準書を定め、保安教育実施の基準となる事項を作成する。

（ウ）第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を実施する。

ウ 保安統括者等の選任（法27条の2～28条、液化石油ガス法19条）

高圧ガスの製造事業者や販売事業者などは、災害を防止し、保安業務を適切に行うために、次の保安統括者等を選任する。

種別	選任及び任務	届出先
保安統括者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を統括管理する。	知事
保安技術管理者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安統括者を補佐、保安に関する技術的な事項を管理する。	〃
保安係員	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安に関する技術的事項を管理する。	〃
保安主任者	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安技術管理者を補佐、保安係員を指揮する。	〃
保安企画推進員	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、危害予防規程の立案等を行う。	〃
販売主任者	販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガス消費者が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
業務主任者	一般消費者用向けLPガス販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	知事又は大臣

エ 保安検査の実施（法35条）

知事又は、高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設で高圧ガス設備、高圧ガスの配管、機器等について製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を実施する。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2）

第1種製造者又は特定高圧ガス消費者は、法で定められた製造又は、消費のための施設について、年1回以上定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存する。

カ 立入検査の実施（法62条）

（ア）県職員の行う検査

公共の安全の維持又は災害発生の防止のために、高圧ガスの製造、保管、消費施設等

への立入検査を実施する。

(イ) 警察官の行う検査

警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立入り、関係者に質問することができる。

キ 消費設備等の調査（液化石油ガス法27条）

L Pガス販売事業者及び認定保安機関は、一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査し、不備があれば遅滞なく、その旨を通知する。

ク 基準適合命令（液化石油ガス法35条の5）

知事は、一般消費者のL Pガス消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造又は移転することを命ずることができる。

ケ 移動時の措置（法23条）

高圧ガスの運搬、輸送時の事故に共同して対処するため、第1種製造者等は、防災協議会を組織し、現場支援のための防災事業所の指定を行う。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水等により非常災害が予測される箇所については、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

ア 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特殊性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信の確保のため設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及びダムの上下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁
- d 水位計

(イ) 送電設備

- a 架空電線路 土砂崩れ、洗堀などが起こる恐れのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

ｂ 地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造又は防水壁等を組み合わせて対処する。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(イ) 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(ウ) 変電設備

活線がいし洗浄設備により、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩用がいしの採用や機器の密閉化による碍子レス化等の対策を実施して塩害防止に努める。

(エ) 配電設備

耐塩形がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備に予防計画目標を設定し、必要箇所に角落しあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

水害についても必要に応じ、これに準じて行う。

オ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔にはオフセット（上中下腕金幅の隔差）を採用し、電線への着雪防止対策を行うなどにより災害の防止に努める。

(イ) 配電設備

配電線の太線化、縁回し線の支持がいし増加、支線の強化等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

キ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス取締法等に基づき設備ごとに所要の

対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

- (ア) 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規定作成による管理体制の確立
- (イ) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展開船など防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置
- (ウ) 連絡通報体制その他防災体制の確立

ク 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

ケ 地震対策

(ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理設備等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(イ) 火力発電設備

機器の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(ウ) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

(エ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動のなどを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(オ) 配電設備

架空配電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(カ) 通信設備

機器の耐震設計は、地震動時に傾斜・倒壊しないよう機械的強度をもった設計とする。

5 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

(1) 放射線障害予防規定の設定

ア 規程の届出

使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ること。

イ 規定の内容

(ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織

(イ) 装置の使用

(ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄

(エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存

(オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練

(カ) 障害を発見するために必要な措置

(キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置

(ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存

(ケ) 危険時の措置

(コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ 規程の変更

文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。

(2) 取扱の制限

何人も18才未満の者又は精神障害者に放射性物質又は、これによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。

(3) 立入検査等の実施

文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

6 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

(1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と

指導を行う。

- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第4節 都市災害予防計画

(都市政策課：道路建設課：道路維持課：住宅課：水環境対策課：九州経済産業局)

〔災害予防〕

1 都市の防災構造化の推進

(1) 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

ア 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進するものとする。

イ 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保するものとする。

ウ 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を推進する。

エ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備するものとする。

オ 防火地域等の活用を図るとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。

カ 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。

キ 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、電力・通信等のライフラインの確保、電柱倒壊による道路の寸断防止に努め、道路の防災機能向上を図る。

2 避難地・避難路の確保・整備

(1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。

(2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。

3 防災拠点の確保・整備

- (1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

4 公共下水道等の排水施設等の災害予防対策

- (1) 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなかった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては関係市町の長に通知するものとする。

第5節 建築物災害予防計画

(建築課：営繕課：教育庁)

1 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い建築物及び人命等の事前防災を期す。

2 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

3 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導～県教育委員会、市町教育委員会

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

4 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

(ア) 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

(イ) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

5 県内における体制の整備

県と市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

第6節 道路災害予防計画

(道路建設課：道路維持課)

1 道路整備事業

(1) 道路の現況

本県の道路現況は、令和4年4月1日時点で高規格幹線道路2路線88km、一般国道17路線948km、主要地方道53路線826km、一般県道120路線862km、市町道34,500路線15,390kmが供用中である。

西日本高速道路(株)により、長崎自動車道47km、西九州自動車道25km、国道34号の長崎バイパス15kmが管理されており、すべて有料道路である。西九州自動車道16km及び国道34号、35号、57号、205号の4路線160kmについては国土交通省が管理しており、国道202号を始めとする他の一般国道13路線760km及び県道173路線1,686kmを長崎県が管理している。さらに、長崎県道路公社が管理する有料道路の4路線15kmが供用中である。市町道は各々の市町が管理している。

また、国土交通省管理の国道については、全線改良舗装済みであり、県管理の国道は改良率97%、舗装率99%、主要地方道は改良率83%、舗装率96%、一般県道は改良率75%、舗装率95%、市町道は改良率52%、舗装率92%となっている。

(2) 基本対策

ア 道路網の根幹となる高規格道路の整備促進に努める。

イ 隘路の解消など、緊急輸送道路の通行確保のために必要な道路整備を進める。

ウ 緊急活動や迅速な復旧を支えるための信頼性の高い生活幹線道路の整備に努める。

エ 災害危険箇所の解消に努める。

(資料編8 道路災害予防計画)

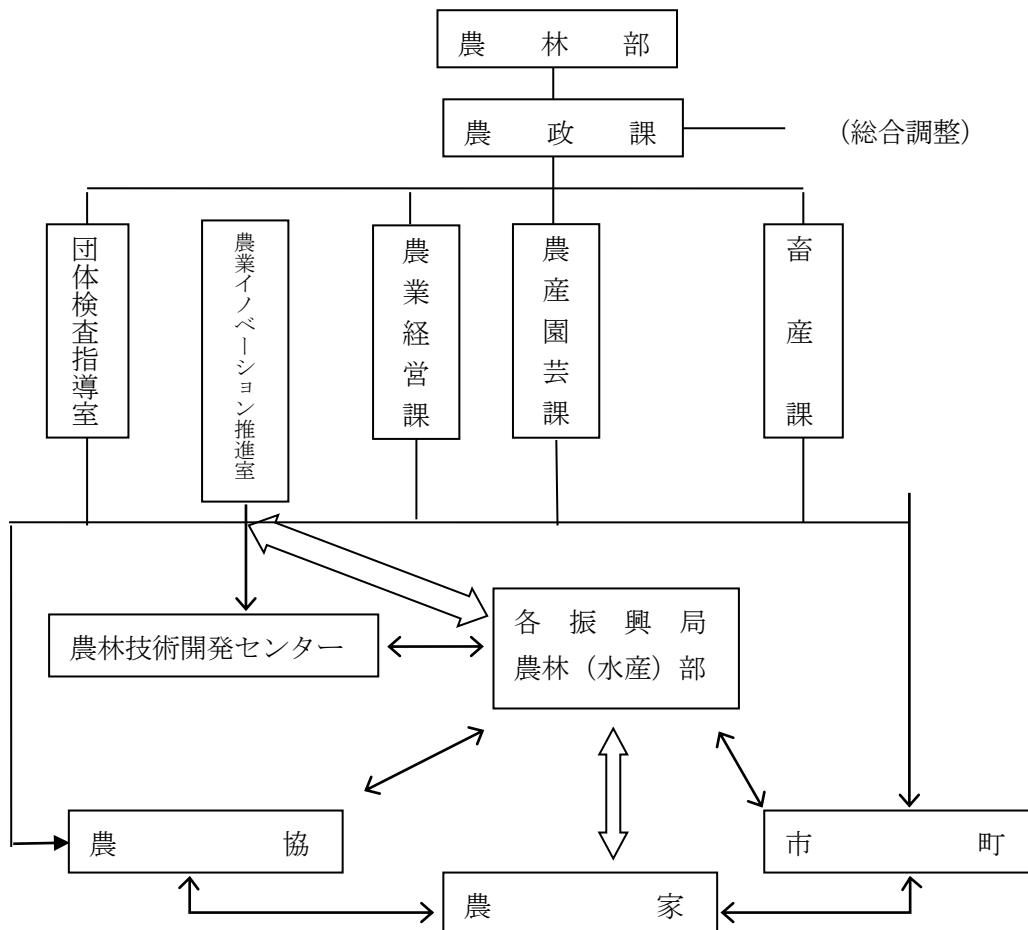
オ 平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保を図るため、重要物流道路の整備促進に努める。

第7節 防災営農指導計画

(農業イノベーション推進室)

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害対策のため、農林部各課、農林技術開発センター、各振興局農林（水産）部等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。



2 指導対策

- (1) 各種の災害が発生した場合には、技術普及・高度化支援班員は、専門事項（水稻、麦、果樹、茶、野菜・花き、畜産、病虫害など）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、各振興局農林（水産）部に対し周知徹底の指示を行う。
- (2) 農林部各課並びに農林技術開発センターは、長崎県農林部災害対策本部要領及び農林部災害対策執務要領に基づき県出先、市町に対して予想される被害の技術対策について指導を行う。（資料編1－(4)③、④ その他）

3 防災営農方式の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、花き、飼料作物、畜産など商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

第8節 鉱山災害予防計画

(九州産業保安監督部)

1 監督官署による予防計画

(1) 災害の防止

鉱業労働災害防止計画及び鉱山保安監督実施要領に基づき、自主保安体制の確立に重点をおき、災害防止の推進を図る。

(2) 鉱害の防止

ぼた山、捨石、表土、鉱さい及び沈澱物の集積場、坑廃水、鉱煙及びばい煙、粉じん、騒音、振動等の鉱害防止を重点的に推進する。

2 監督指導及び助成

(1) 監督指導

鉱山の自主保安体制を確認する保安検査を定期的を実施するとともに、鉱山が有するリスクに応じて、鉱害等検査及びその他検査を実施する。

(2) 助成等

金属鉱山等の休廃止鉱山について、鉱害及び危害防止対策を図るため、「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金」制度により、捨石、鉱さい集積場の整形覆工植栽、坑廃水の処理及び坑口閉そく工事を実施する。

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

(県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課
：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課)

1 市町民生部局の防災体制の整備

- (1) 市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。
- ① 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
 - ② 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。
 - ③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立する。
 - ④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 県は、市町民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 県及び市町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
- ① 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保する。
 - ② 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行う。
 - ③ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。
 - ④ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努める。
 - ⑤ 県、避難対象市及びその他市町と連携し、災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を策定する。
- (2) 県及び市町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3 地域における避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

② 個別避難計画の作成

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

③ 事前の名簿情報の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

④ 事前の個別避難計画の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

⑤ 避難行動要支援者への配慮

市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が

円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑥ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑦ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

⑧ 情報伝達体制の確立

市町は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

⑨ 避難行動支援に係る共助力の向上

市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

（２） 社会福祉施設等における安全確保

市町及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ア 市町は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

① 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

② 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

③ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

④ 施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。

（３） 観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

① 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

- ② 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。
- ③ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(4) 外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- ① 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- ② 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 県及び市町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。
- (3) 災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っており、引き続き、登録推進を図っていく。
- (4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。（県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部県民生活環境課）
 - ① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会）
 - ② 災害時のボランティアの窓口となる災害ボランティアセンターの設置・運営（市町社会福祉協議会）市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際してその機能を有効適切に発揮し、県民の安全と被災者の救護を図ることを目的としている。

第1章 活動計画

第1節 組織計画

(広報課：防災企画課：関係機関)

1 防災組織

(1) 防災会議

基本法第11条、第14条及び第16条の規定に基づき、防災行政の総合的、計画的な運用を図るため、国の段階においては、中央防災会議、県の段階においては、県防災会議、市町の段階では市町防災会議が設置される。

ア 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、基本法第12条第5項に規定する指定行政機関の長及び学識経験者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災基本計画及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進するとともに内閣総理大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項について審議すること等を任務とする。

イ 長崎県防災会議

知事を会長とし、基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本県における防災に関する基本方針及び県防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに市町防災会議に意見を述べ、または勧告することを任務とする。

(資料編1－(1) 防災会議)

ウ 市町防災会議

市町長を会長とし、その組織及び所掌事務については、本県防災会議の組織及び所掌事務の例に準ずるものである。

(2) 災害対策本部等

基本法第23条（災害対策本部）、第24条（非常災害対策本部の設置）及び第107条（緊急災害対策本部）の規定に基づき、災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、県及び市町においては、それぞれ災害対策本部を設置する。

ア 非常災害対策本部（緊急災害対策本部）

災害発生時において、国務大臣を本部長とし、所部の職員のうちから任命した者をもって構成される。

イ 長崎県災害対策本部

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に知事を本部長として、県の職員（県教育委員会、県警察を含む）で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、災害警備、その他の災害応急対策活動を実施する。

また、これらの活動を円滑に実施するため、県災害対策地方本部を設置し、それぞれ県本部の事務を分掌させるものとする。

ウ 長崎県災害警戒本部

災害発生のおそれのある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるとき、県内で震度 4 の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災体制の一層の確立を図るため「長崎県災害対策本部」設置前の段階として「長崎県災害警戒本部」を設置する。

また、関係各地方機関にあつては管内地域の実情に応じ「県災害警戒地方本部」を設置する。

（資料編 1－（3）災害警戒本部）

エ 特殊重大災害対策本部

県は航空機災害、船舶災害、列車・自動車災害、火災災害、爆発災害、雑踏災害等の特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、直ちに危機管理監を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。なお、災害が拡大し、統括的かつ統一的に処理する必要があると知事が認めたときは、「特殊重大災害対策本部」を「災害対策本部」に切り替えるものとする。

（資料編 1－（4）その他①）

オ 市町災害対策本部

市町長を本部長として、市町の職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動を実施する。

2 長崎県の災害対策系統

- （1）長崎県災害対策本部と防災関係機関との協力系統、長崎県の地域に災害が発生し、又は、災害発生のおそれがある場合、長崎県災害対策本部と長崎県防災会議を構成する関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

協 力 系 統 図

長崎県災害対策本部 (本 部 室)		電 話
		代095(824)1111
構 成	知 事 部 局 教 育 庁 警 察 本 部	} 代095(824)1111 代095(820)0110

第1章 活動計画

機関名		電話	機関名		電話
指定 地方 行政 機関	九州管区警察局	092 (622) 5000	指定 （地 方） 公 共 機 関	日本銀行長崎支店	095 (820) 6110
	九州総合通信局	096 (326) 7334		日本赤十字社長崎県支部	095 (846) 0680
	福岡財務支局長崎財務事務所	095 (827) 7095		日本放送協会長崎放送局	095 (821) 1115
	九州厚生局	092 (707) 1115		西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	0957 (26) 0011
	長崎労働局	095 (801) 0020		九州旅客鉄道(株)長崎支社	095 (827) 4050
	九州農政局	096 (211) 9111		西日本電信電話(株)長崎支店	095 (893) 8059
	九州森林管理局	096 (328) 3500		日本郵便(株)長崎中央郵便局	095 (822) 1500
	九州経済産業局	092 (482) 5405		日本通運(株)長崎支店	095 (846) 2111
	九州産業保安監督部	092 (482) 5924		九州電力(株)長崎支店	095 (864) 1810
	九州地方整備局	092 (471) 6331		(一社)長崎県医師会	095 (844) 1111
	九州運輸局長崎運輸支局	095 (822) 0010		(一社)長崎県歯科医師会	095 (848) 5311
	大阪航空局長崎空港事務所	0957 (53) 6151		(公社)長崎県看護協会	0957 (49) 8050
	国土地理院九州地方測量部	092 (411) 7881		西部ガス(株)供給本部長崎 供給部	095 (827) 8808
	長崎地方気象台	095 (811) 4861		(一社)長崎県L Pガス協会	095 (824) 3770
	長崎海上保安部	095 (827) 5134		(一社)長崎県バス協会	095 (822) 9018
	九州地方環境事務所	096 (322) 2400		(公社)長崎県トラック協会	095 (838) 2281
	九州防衛局	092 (483) 8816		島原鉄道(株)	0957 (62) 2231
陸上自衛隊第16 普通科連隊		0957 (52) 2131		松浦鉄道(株)	0956 (25) 3900
市町 村及 び消 防機 関	長崎県市長会	095 (811) 4955		九州商船(株)	095 (822) 9151
	長崎県町村会	095 (827) 5511		長崎放送(株)	095 (824) 3111
	長崎市消防局	095 (822) 0119		(株)テレビ長崎	095 (827) 2111
	佐世保市消防局	0956 (23) 5121		長崎文化放送(株)	095 (843) 1000
	(公財)長崎県消防協会	095 (824) 3597		(株)長崎国際テレビ	095 (820) 3000
				(株)エフエム長崎	095 (828) 2020
				(株)長崎新聞社	095 (844) 2111

(2) 長崎県災害対策本部と長崎県水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、洪水、高潮、火山活動、地震、津波等（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として、基本法に基づく長崎県災害対策本部と主として水防に対処するための水防法に基づく長崎県水防本部とがあるが、県災害対策本部を設置した場合は、水防本部の組織は、県本部の組織に包括されるものとする。

第 2 節 長崎県災害対策本部

(防災企画課：各課)

1 組織及び編成

長崎県災害対策本部の組織及び編成等は、「長崎県災害対策本部条例」及び「長崎県災害対策本部規程」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

(資料編 1－(2) 災害対策本部)

(1) 系統

長崎県災害対策本部 (長崎県庁内) 長崎県現地災害対策本部 長崎県災害対策地方本部	名称	位置	所管区域
	長崎地方本部	長崎振興局	長崎市、西彼杵郡
	県央 〃	県央 〃	諫早市、大村市
	島原 〃	島原 〃	島原市、雲仙市、南島原市
	県北 〃	県北 〃	佐世保市、平戸市、松浦市、 西海市、東彼杵郡、北松浦郡
	五島 〃	五島 〃	五島市、南松浦郡
	上五島 〃	五島振興局 上五島支所	南松浦郡
	壱岐 〃	壱岐 〃	壱岐市
	対馬 〃	対馬 〃	対馬市

(2) 設置基準

県災害対策本部、県現地災害対策本部及び県災害対策地方本部の設置基準は次によるものとする。

ア 県災害対策本部

(ア) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とするとき。

(イ) 前記(ア)ほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

イ 県現地災害対策本部

災害地が、県本部から遠隔の場合又は県本部と県地方本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて主要災害地に設置する。

ウ 長崎県災害対策地方本部

(ア) 県本部長が設置の指示をした場合

(イ) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、県地方本部長は、県地方本部を構成する機関の長と設置について協議するものとする。

なお、県地方本部を設置したときは、県地方本部長はすみやかに県本部に報告するも

のとする。なお、解散したときも同様とする。

エ 県本部の解散

県本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと県本部長が認めたとき解散する。

(3) 組織及び分掌事務

県本部、県現地災害対策本部、県地方本部の組織及び分掌事務は資料編のとおりである。
(資料編1－(2)－④、⑤ 災害対策本部)

2 動員

(1) 県本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとする。ただし、本部長又は各部長は災害の状況に応じて、臨機応変に動員する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

(2) 各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、知事（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

県地方本部においても県本部に準じて、それぞれの地方本部の構成する機関の地域条件等を考慮して実情に即した方法で配備計画を定めておかなければならない。

(3) 県本部が設置されると「長崎県災害対策本部事務処理要領」に基づいて事務を処理する。

災害対策本部、災害警戒本部体制

設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県災害警戒本部	警戒配備	・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時	・震度4発生 ・津波注意報発表	・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する警戒態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
長崎県災害対策本部	第1配備	・重大な災害が起こるおそれが著しく大きい各種気象特別警報の発表時 ・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報発表 ・大雨特別警報	・噴火警報（居住地域）レベル4（高齢者等避難）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・大津波警報発表	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表 ・噴火警報（居住地域）レベル4（高齢者等避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する応急対策を実施する態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき	・県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員

第 1 章 活動計画

	特別 配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認める とき	—	—	・本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員
--	----------	--	---	---	----------------------------------	---------------

第3節 自衛隊派遣要請計画

(自衛隊)

1 自衛隊の活動の内容

(1) 一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 救援物資の輸送
- d 道路の応急啓開
- e 応急の医療防疫
- f 給水入浴支援及び通信支援
- g 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- a 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- b 人員、救援物資等の緊急輸送
- c 状況偵察及び被害の調査
- d 船舶火災及び油の排出に対する救援
- e 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- d 通信支援
- e 航空機による被災地の偵察
- f 海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助
- g 航空機による急患搬送

ウ 受入側市町村長等の要請上の留意事項

(ア) 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

(イ) 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。

(ウ) 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

(エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市町村当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領の大綱は次のとおり

ア 小規模な災害に対しては各地に駐とんする、もよりの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、もよりの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海自衛隊各駐とん部隊及び航空自衛隊との総括的な調整の窓口は、第16普通科連隊長又は、対馬警備隊長が担当する。

2 県内自衛隊の配置及び管轄区域

（資料編9－（1）県内自衛隊の配置及び管轄区域）

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 災害派遣要請手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、長崎県全域（対馬市を除く。）への災害派遣要請については、陸上自衛隊第16普通科連隊長に、また、対馬市への災害派遣要請については、陸上自衛隊対馬警備隊長へ要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

① 災害の状況及び派遣を必要とする理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

エ 要請系統（資料編9－（2）派遣要請の系統）

(2) 派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ 救援物資の無償貸与又は譲与

コ 危険物の保安及び除去

サ その他知事が必要と認める事項

(3) 市町長等の災害派遣要請の依頼手続き

ア 市町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に(1)の①から③の事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

イ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 市町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

(4) 自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

(ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方協力本部より、又、離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市町長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

5 派遣を受ける市町村の態勢及び準備

(1) 資材、器材等の準備

市町側において準備すべき資材及び器材等については、資料編9－(3)市町側において準備すべき資材及び器材等について

(2) 連絡調整員の指定

市町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

(3) 宿营地等の手配

受入市町は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設、又は野営施設の準備をするものとする。

(4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受入市町側において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

(1) 市町長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mの⊕を図示し風向の吹流し又はT字型（風向→┣）で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた市町側の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

(1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）（資料編9－(4)

災害派遣対象器材)等の購入借上げ又は修理費。

- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。
- (4) 無作為による損害補償。

9 ヘリコプター離着陸地

- (1) 派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は資料編5－(1)離着陸場一覧表のとおりとする。
- (2) 甚大な災害が発生し、また万一上記(1)の離着陸地が使用不能の場合は、資料編5－(2)離着陸適地一覧表に掲げる適地(離着陸地)の使用について、当該市町長等と協議のうえ、使用するものとする。

第4節 労務供給計画

(福祉保健課：雇用労働政策課)

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定めるものである。

1 技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとし、県の防災機関の要請に応じて、これらの者の供給あつせんを行うものとする。

2 技術者等の確保対策

(1) 確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求めるものとする。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあつせんを求めるものとする。

(2) 強制確保

県は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第71条又は救助法第7条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図るものとする。

3 労務者の確保対策

(1) 確保方針

市町及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市町内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請するものとする。

(2) 輸送及び賃金

労務者の輸送は、汽車、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

4 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給

オ 救助物資の整理、輸送及び配分

カ 死体の搜索

キ 死体の処理（埋葬を除く）

ただし、特殊な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

（ア）死体の埋葬

（イ）炊き出し

（ウ）避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

（2） 賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

（3） 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第5節 隣保互助民間団体活用計画

（福祉保健課）

災害時における民間団体（青年団、婦人会、日赤奉仕団）の活用計画は本節の定めるところによる。

1 実施期間

- （1）民間団体の活用は、市町長又は市町教育委員会が、当該市町民間団体の協力を求めて実施するものとし、当該市町で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。
- （2）大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、或いは当該市町において処理できない場合において、当該市町長又は当該市町教育委員会から要請があった場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

2 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、おおむね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- （1）炊出しその他災害救助の実施
- （2）清掃及び防疫の実施
- （3）災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- （4）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- （5）上記作業に類した作業の実施
- （6）軽易な事務の補助

第2章 通信及び情報収集伝達計画

第1節 防災気象情報の伝達計画

(防災企画課：河川課：長崎地方気象台)

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

第2章 通信及び情報収集伝達計画

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

警報・注意報発表基準一覽表

(长和岭版区和国和)

令和4年11月24日現在

長野地方気象台					
其所属					
	南部		北部		
	長岡地区	諫早・大村地区	西彼半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区
一次観測区域	島原半島				
二次観測区域					
市町村等をまとめた地域					
気象要素					
大雨	雨				
洪水	洪水				
暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s
暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う
大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ10cm				
波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m
竜巻	区域内の市町村で別添3の基準に到達することが予想される場合				
洪水	区域内の市町村で別添3の基準に到達することが予想される場合				
強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s
强風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 外海 12m/s 有明海 12m/s 雪を伴う
大雪	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ50cm				
波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	2.5m
濃霧	区域内の市町村で別添5の基準に到達することが予想される場合				
霜	降雪等により被害が予想される場合				
霧					
霧(4級程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m
乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%				
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の晴天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ300cm以上				
低温	夏期 平年より平均気温が4℃以上低い日が続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期 最低気温が-3℃以下				
雪	夏期 平年より平均気温が5℃以上高い日が9日間続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期 最低気温が-3℃以下				
降水・霜害	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下 大雪は農耕・畜産の条件下で、気温が-2℃～-7℃で湿度90%以上				

110mm

夏期 平年より平均気温が5℃以上高い日が9日間続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合
冬期 最低気温が-4℃以下

11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下

大雪は農耕・畜産の条件下で、気温が-2℃～-7℃で湿度90%以上

* 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、25 m/sを目安とする。

*² 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、17 m/sを目安とする。

府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

別表1 大雨警報・注意報発表基準

令和4年11月24日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
島原半島	島原市	25	203	15	119
	雲仙市	20	194	13	114
	南島原市	22	178	12	105
長崎地区	長崎市	29	164	19	96
	長与町	29	181	19	106
	時津町	29	167	18	98
諫早・大村地区	諫早市	21	188	13	110
	大村市	28	176	18	103
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	27	201	16	118
平戸・松浦地区	平戸市	27	170	13	100
	松浦市	23	207	13	122
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	23	155	15	91
	東彼杵町	22	205	15	120
	川棚町	22	208	17	122
	波佐見町	21	213	14	125
	佐々町	22	209	15	123
壱岐	壱岐市	25	168	15	99
上対馬	上対馬	19	197	10	116
下対馬	下対馬	14	179	9	105
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	183	16	107
	西海市(江島・平島)	27	192	16	113
	小値賀町	27	187	16	110
	新上五島町	27	187	13	110
下五島	五島市	30	196	19	115

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別表2 洪水警報発表基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水 予報による基 準
島原半島	島原市	湯江川流域=11.8, 西川流域=9.2, <u>大手川流域=5.7</u> 水無川流域=11.9	—	—
	雲仙市	湯田川流域=6.6, 山田川流域=9.4, 西郷川流域=9.4, 神代川流域=10.5, 土黒川流域=12.1, 千々石川流域=18.2, 境川流域=9.6, 多比良川流域=3.1	多比良川流域= (10, 3.1)	—
	南島原市	深江川流域=11.1, 有家川流域=15.2, 大手川流域=5.1, 有馬川流域=9.7, 堀川流域=10.5	—	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=9.8, 神浦川流域=14.4, 出津川流域=8, 浦上川流域=18.5, 中島川流域=13.7, 鹿尾川流域=12.8, 大川流域=9.8, 八郎川流域=17.1, 大井手川流域=7.5	—	—
	長与町	長与川流域=15.1	—	—
	時津町	時津川流域=7.4	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.5, <u>仁反田川流域=5.1</u> , 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, 江ノ浦川流域=12.3, 半造川流域=17.3	福田川流域= (12, 5.2), 仁反田川流域= (16, 3.2), 東大川流域= (12, 13.9), 江ノ浦川流域= (12, 11), 本明川流域= (18, 11.3) 半造川流域= (12, 13.2)	本明川[裏山]
	大村市	郡川流域=18.1, 大上戸川流域=9.1, 内田川流域=6.1, 鈴田川流域=10.8	—	—
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, 木場川流域=8.5, 多以良川流域=9.9, 雪浦川流域=20	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神曾根川流域=11 <u>鏡川流域=6.4</u>	—	—
	松浦市	今福川流域=9.2, 調川川流域=8.7, 志佐川流域=16.6, 竜尾川流域=11.3	志佐川流域= (12, 14.9)	—
佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=16.3, 鹿野川流域=11.3, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=22.6, 佐世保川流域=10.4, 日宇川流域=11.5, 小森川流域=13.4, 金田川流域=8.4, 宮村川流域=9.5, 小川内川流域=8.4, 牟田川流域=7.3, 早岐川流域=8.4	—	—
	東彼杵町	彼杵川流域=12.8, 千綿川流域=11.4	—	—
	川棚町	川棚川流域=21.1	—	—
	波佐見町	川棚川流域=14	—	—
	佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10	—	—
壱岐	壱岐市	<u>幡鈴川流域=17.4</u> , <u>永田川流域=6.6</u> <u>谷江川流域=15.2</u>	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=12.2, 三根川流域=14.2, 仁田川流域=12.4, 佐護川流域=19.7, 飼所川流域=12.6	佐護川流域= (8, 19.7)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=10.4, け知川流域=6.6, <u>瀬川流域=12.8</u> <u>久根川流域=8.6</u> , <u>佐須川流域=16.7</u> 加志川流域=7.7, 巖原本川流域=3.5	け知川流域= (11, 6.5), <u>瀬川流域= (11, 11.5)</u> 巖原本川流域=(15, 2.9), <u>加志川流域=(11, 6.9)</u>	—
上五島	佐世保市 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—
	小値賀町		—	—
	新上五島町	<u>釣道川流域=9.5</u> <u>佐野原川流域=10.4</u>	—	—
下五島	五島市	一の川流域=13.8, 鰐川流域=13.2, 中須川流域=11.1, 福江川流域=14.1	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 洪水注意報発表基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予 報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=9.4, 西川流域=7.3, 大手川流域=4.5 水無川流域=9.5	—	—
	雲仙市	湯田川流域=5.2, 山田川流域=7.5, 西郷川流域=7.5, 神代川流域=8.4, 多比良川流域=2.4 土黒川流域=9.6, 千々 石川流域=14.5, 境川流域=7.6,	湯田川流域= (6, 5.2), 多比良川流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	深江川流域=8.8, 有家川流域=12.1, 大手川流域=4, 有馬川流域=7.7, 堀川流域=8.4	大手川流域= (10, 4) 有馬川流域= (10, 7.7)	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=7.8, 神浦川流域=11.5, 出津川流域=6.4, 浦上川流域=14.8, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.2, 大川流域=7.8, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6	浦上川流域= (9, 14.8) 鹿尾川流域= (15, 8.2)	—
	長与町	長与川流域=12	—	—
	時津町	時津川流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=8.4, 福田川流域=5.8, 長里川流域=8.2, 境川流域=9.1, 小江川流域=8.4, 仁反田川流域=4, 東大川流域=12.4, 喜々津川流域=9.7, 江ノ浦川流域=9.8, 半造川流域=13.8	長田川流域= (8, 7.3), 福田川流域= (8, 4.7), 境川流域= (13, 7.3), 仁反田川流域= (8, 2.9), 東大川流域= (8, 12.4), 江ノ浦川流域= (8, 9.8), 本明川流域= (13, 10.2) 半造川流域= (8, 11.9)	本明川[裏山]
	大村市	郡川流域=14.4, 大上戸川流域=7.2, 内田川流域=4.8, 鈴田川流域=8.6	—	—
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=9.9, 木場川流域=6.8, 多以良川流域=7.9, 雪浦川流域=16	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=6.6, 中津良川流域=7, 神曾根川流域=8.8 鏡川流域=5.1	釜田川流域= (6, 6.6)	—
	松浦市	今福川流域=7.3, 調川川流域=6.9, 志佐川流域=13.2, 竜尾川流域=9	志佐川流域= (12, 13.2)	—
佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=9.1, 鹿野川流域=9, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18, 佐世保川流域=8.3, 日宇川流域=9.2, 小森川流域=10.7, 金田川流域=6.7, 宮村川流域=7.6, 小川内川流域=6.7, 牟田川流域=5.8, 早岐川流域=6.7	江迎川流域= (7, 9.1)	—
	東彼杵町	彼杵川流域=10.2, 千綿川流域=9.1	—	—
	川棚町	川棚川流域=16.8	—	—
	波佐見町	川棚川流域=11.2	—	—
	佐々町	佐々川流域=19.9, 木場川流域=8	—	—
壱岐	壱岐市	幡鍾川流域=13.9, 永田川流域=5.2 谷江川流域=9.1	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=9.7, 三根川流域=11.3, 仁田川流域=9.9, 佐護川流域=12.2, 飼所川流域=10	仁田川流域= (5, 6.7), 佐護川流域= (7, 11)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=8.3, け知川流域=5.2, 久根川流域=6.8, 佐須川流域=13.3, 厳原本川流域=2.4, 加志川流域=6.1, 瀬 川流域=10.2	け知川流域= (11, 5.2), 佐須川流域= (11, 11.5) 厳原本川流域= (11, 1.9) 加志川流域= (11, 6.1) 瀬川流域= (11.8.2) 久根川流域= (7.6.8)	—
上五島	佐世保市 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—
	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道川流域=7.6 佐野原川流域=7.8	釣道川流域= (6.7.5) —	—
下五島	五島市	一の川流域=11, 鯛川流域=10.5, 中須川流域=8.8, 福江川流域=11.2	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別表4 高潮警報・注意報発表基準

平成24年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮 位	
		警報	注意報
島原半島	島原市	3.2m	2.7m
	雲仙市	(有明海側)	3.0m
		(橘湾側)	1.9m
	南島原市	(南島原市北側) *1	2.4m
		(南島原市南側) *2	2.1m
長崎地区	長崎市	(橘湾側)	1.9m
		(五島灘側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
	長与町	1.1m	0.9m
	時津町	1.1m	0.9m
諫早・大村地区	諫早市	(有明海側)	3.0m
		(橘湾側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
	大村市	1.1m	0.9m
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	(五島灘側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
平戸・松浦地区	平戸市	(平戸島東側) *3	1.9m
		(平戸島西側) *4	1.6m
	松浦市	2.1m	1.6m
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	(大村湾側)	0.9m
		(九十九島側)	1.9m
	東彼杵町	1.1m	0.9m
	川棚町	1.1m	0.9m
	波佐見町	—	—
	佐々町	2.4m	1.9m
壱岐	壱岐市	2.0m	1.5m
上対馬	上対馬	(上対馬東側) *5	0.9m
		(上対馬西側) *6	1.1m
下対馬	下対馬	(下対馬北東側) *7	1.1m
		(下対馬南西側) *8	1.2m
上五島	佐世保市(宇久地域)	2.2m	1.7m
	西海市(江島・平島)	2.4m	2.4m
	小値賀町	2.2m	1.7m
	新上五島町	2.2m	1.7m
下五島	五島市	2.2m	1.7m

*1 南島原市北側：深江町、布津町、有家町、西有家町

*2 南島原市南側：北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町

*3 平戸島東側：田平町(平戸大橋以南)及び平戸島東海岸(平戸大橋から野子町追帆崎まで)

*4 平戸島西側：平戸島東側を除く地域

*5 上対馬東側：上対馬町、峰町東側

*6 上対馬西側：上泉町、峰町西側

*7 下対馬北東側：豊玉町東側、美津島町東側

*8 下対馬南西側：厳原町、豊玉町西側、美津島町西側

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報発表基準(別表1～4)の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。

(3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」と、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

(4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html)を参照のこと。

(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

(7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。

主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html)を参照のこと。

(8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示

している。

その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

特別警報・警報・注意報の発表区域

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等をまとめた地域	警報等の発表単位となる市町・地域等名
			(2次細分区域名)
長崎県	南部	島原半島	島原市
			雲仙市
			南島原市
		長崎地区	長崎市
			長与町
			時津町
		諫早・大村地区	諫早市
			大村市
		西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）
	北部	平戸・松浦地区	平戸市
			松浦市
		佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）
			東彼杵町
			川棚町
			波佐見町
			佐々町
		壱岐・対馬	壱岐市
			上対馬
			下対馬
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）
			西海市（江島・平島）
			小値賀町
		下五島	新上五島町
			五島市

※ 大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されますが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合があります。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」(濃い紫): 警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

4 海上予報・警報

福岡管区气象台では、済州島西海上、長崎西海上、女島南西海上及び対馬海峡を対象に海上予報のほか、次の表に挙げる現象が発生しているか24時間以内に発生すると予想される場合に海上警報を発表しています。

種 類	発 表 基 準
海上風警報	最大風速が28ノット (13.9m/s) 以上34ノット (17.2m/s) 未満
海上強風警報	最大風速が34ノット (17.2m/s) 以上48ノット (24.5m/s) 未満
海上暴風警報	最大風速が48ノット (24.5m/s) 以上
海上台風警報	台風による風が最大風速が64ノット (32.7m/s) 以上
海上濃霧警報	視程(水平方向に見通せる距離) 0.3海里(約500m) 以下



済州島西海上、長崎西海上、女島南西海上の3海域を一括呼称する場合は九州西方海上と称し、その海域は福岡県と佐賀県との境界線から東経126度31分、北緯34度18分の地点を結ぶ線(唐津湾海域を除く)以南、並びに鹿児島県長島鳴瀬鼻の突端から東経126度42分、北緯28度30分の地点を結ぶ以北の海岸線から300海里以内の海域及び八代海海域の範囲である。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

「雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。」

「大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として発表される。

7 長崎県潮位情報

大潮、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や解説が必要な場合に発表される。

※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

8 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

ただし、佐世保市は「宇久地域」と「宇久地域を除く」、対馬市は「上対馬」と「下対馬」、西海市は「江島・平島」と「江島・平島を除く」に分けて発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（詳細については本編第7章第5節1土砂災害警戒情報を参照）

9 記録的短時間大雨情報

長崎県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

10 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

11 本明川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。本明川については、九州地方整備局長崎河川国道事務所と長崎地方気象台が共同で、情報名を付して発表される。警戒レベル2～5に相当する。

(詳細については本編第6章水防計画を参照)

12 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

(詳細については本編第8章消防活動計画を参照)

13 緊急地震速報

気象庁が発表する緊急地震速報(警報)は、日本放送協会に伝達されるとともに各報道機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

(詳細については別冊震災対策編を参照)

14 大津波警報・津波警報・津波注意報

長崎地方気象台は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(詳細については別冊震災対策編を参照)

15 火山現象に関する警報等

福岡管区気象台が「雲仙岳」及び「福江火山郡」に関する噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。なお、噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(詳細については、第4編第2章各種情報の収集連絡等を参照)

16 防災に関する知識の普及・啓発の実施

長崎地方気象台は、県民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含めた安全知識の普及啓発を図り、県民の防災活動を推進するものとする。

(1) 防災気象情報の活用能力向上

長崎地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説に努め、情報への理解を促進するとともに、情報を受けた時に取るべき対応など情報活用能力の向上を図るものとする。

(2) 安全知識の普及・啓発

長崎地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、周囲の状況から自ら判断して行動できるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

(3) 普及・啓発にあたっての工夫

ア 長崎地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図るものとする。

イ 長崎地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮した防災知識の普及・啓発を図るものとする。

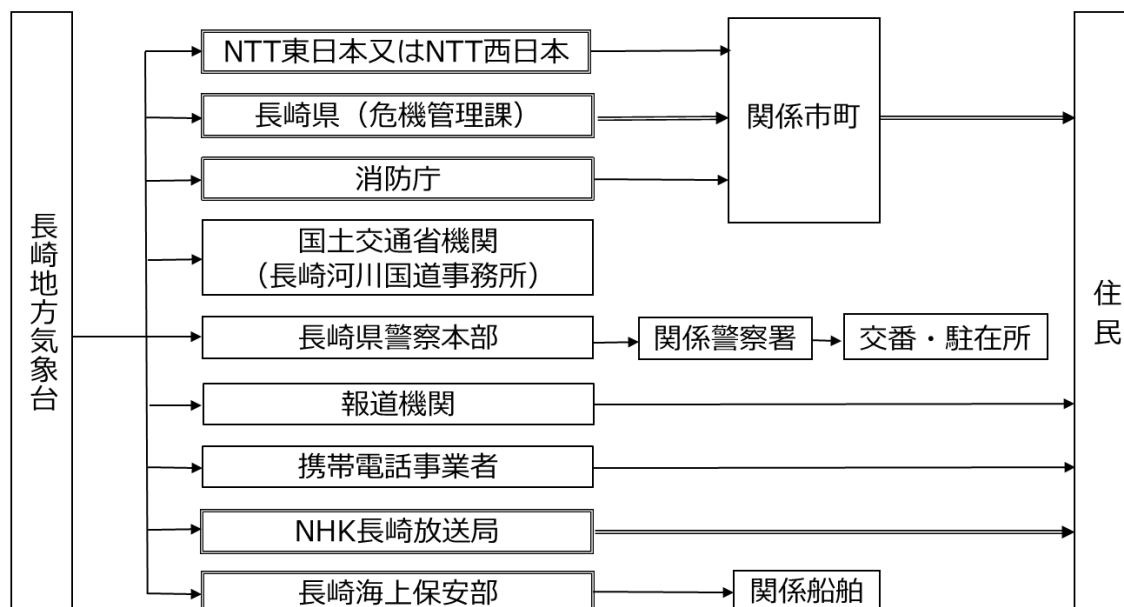
ウ 長崎地方気象台は、長崎県等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施し、防災知識の普及・啓発等を図るほか、気象庁の果たす役割の説明等を行うものとする。

(4) 災害教訓の伝承

長崎地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

17 気象情報の伝達系統

気象警報等の伝達系統図



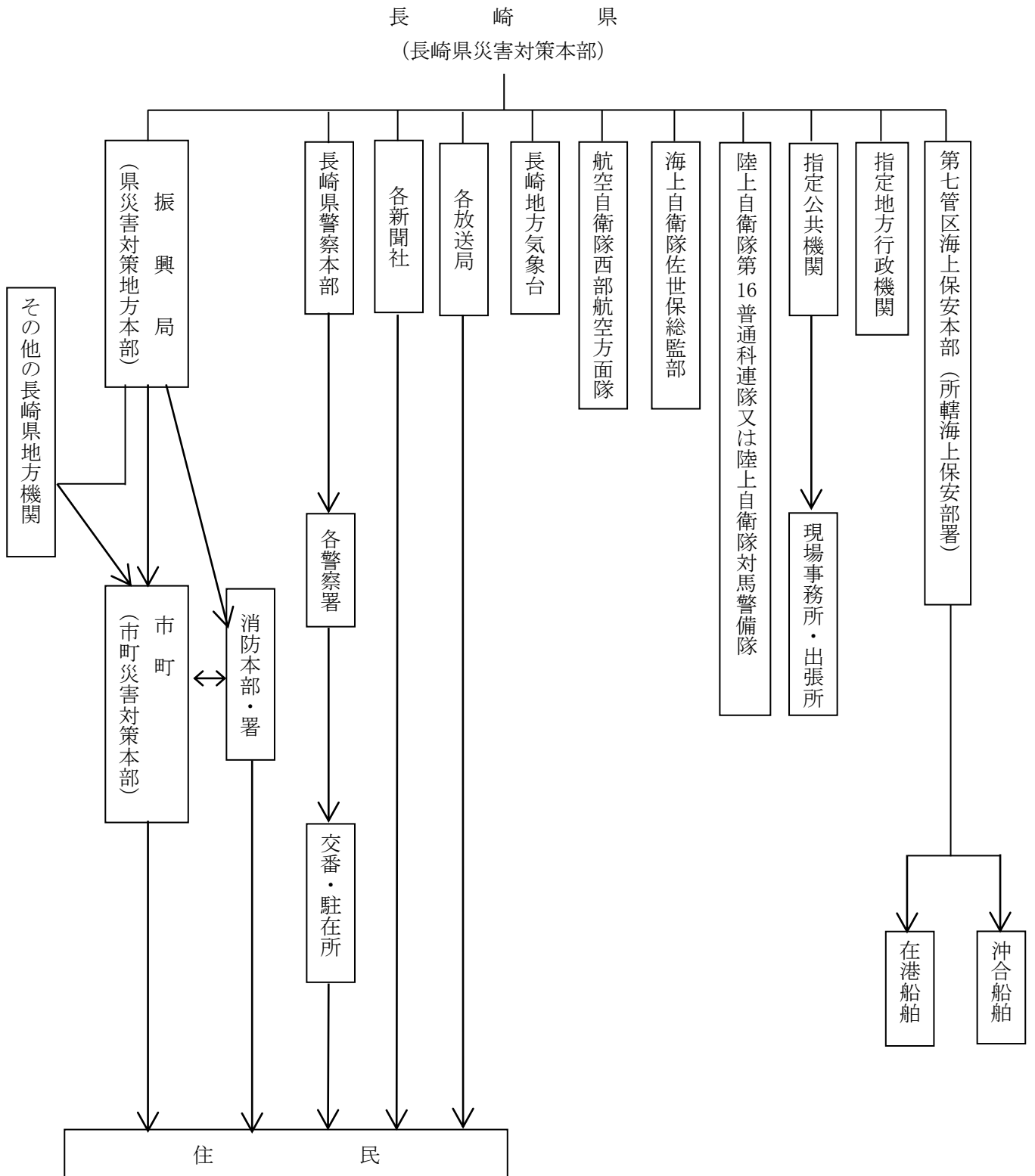
注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

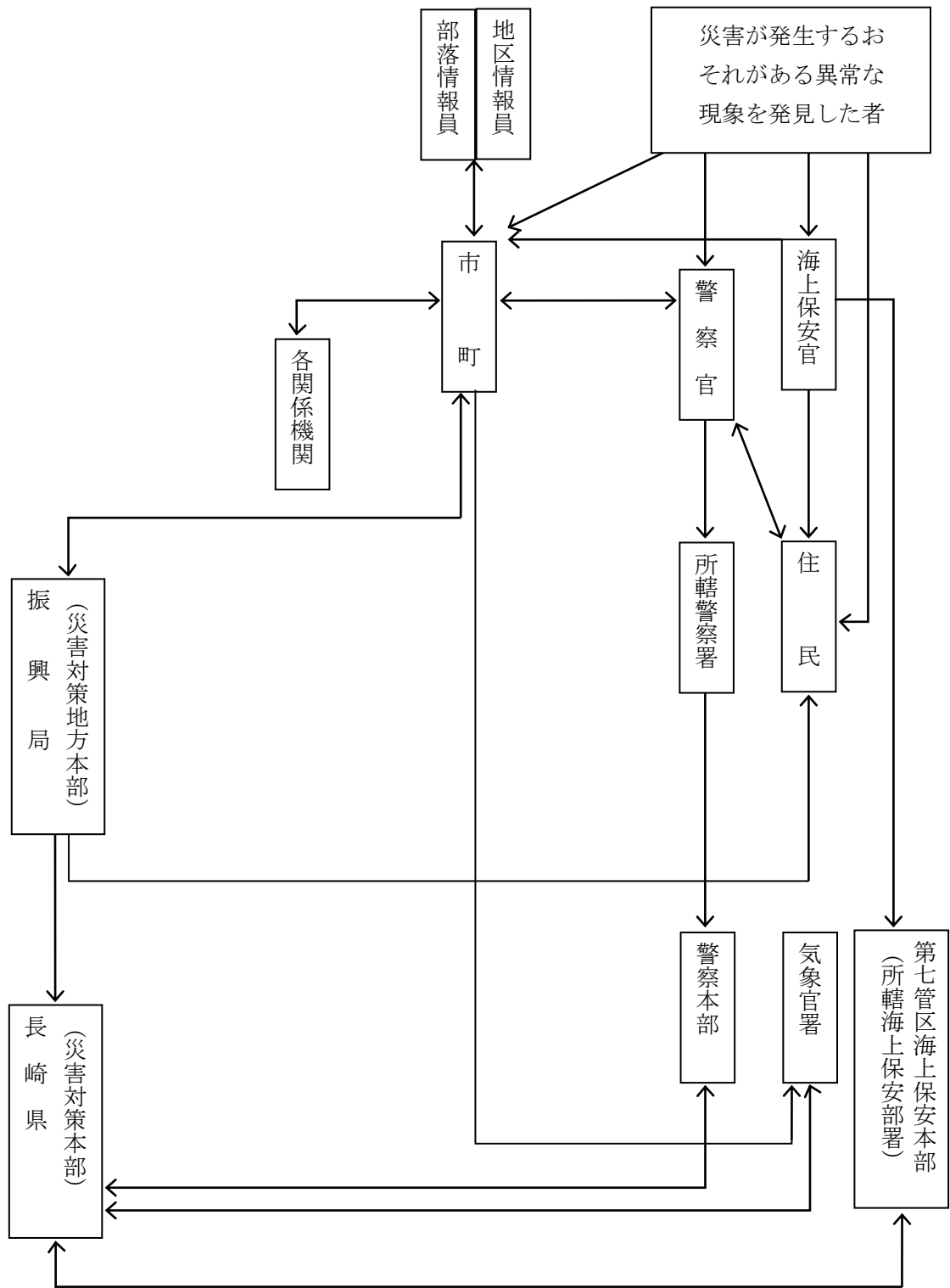
注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供。

注4）携帯電話事業者による緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

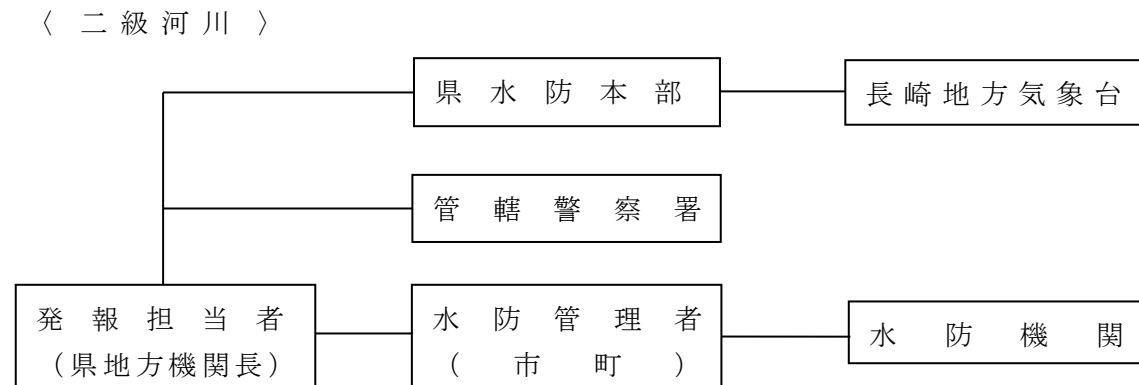
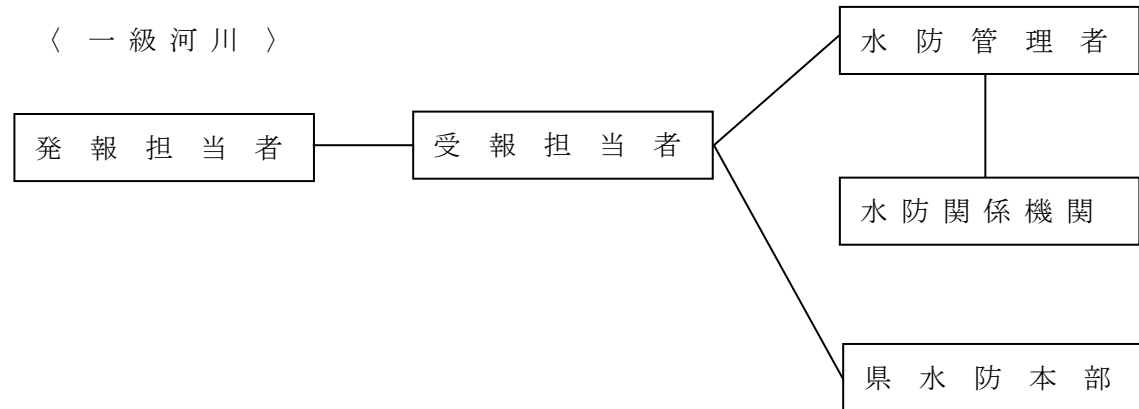
長 崎 県 の 災 害 対 策 伝 達 系 統 図



情報連絡系統図



水防警報等の伝達系統



水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者
一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 調査第一課長	県央振興局長	諫早市長
〃 〃	半造川	〃	〃	〃
二級河川 相浦川	相浦川	県北振興局長	佐世保市長	佐世保市長
〃 川棚川	川棚川	〃	川棚町長	川棚町長
〃 大上戸川	大上戸川	県央振興局長	大村市長	大村市長
〃 志佐川	志佐川	県北振興局長	松浦市長	松浦市長

第2節 通信施設利用計画

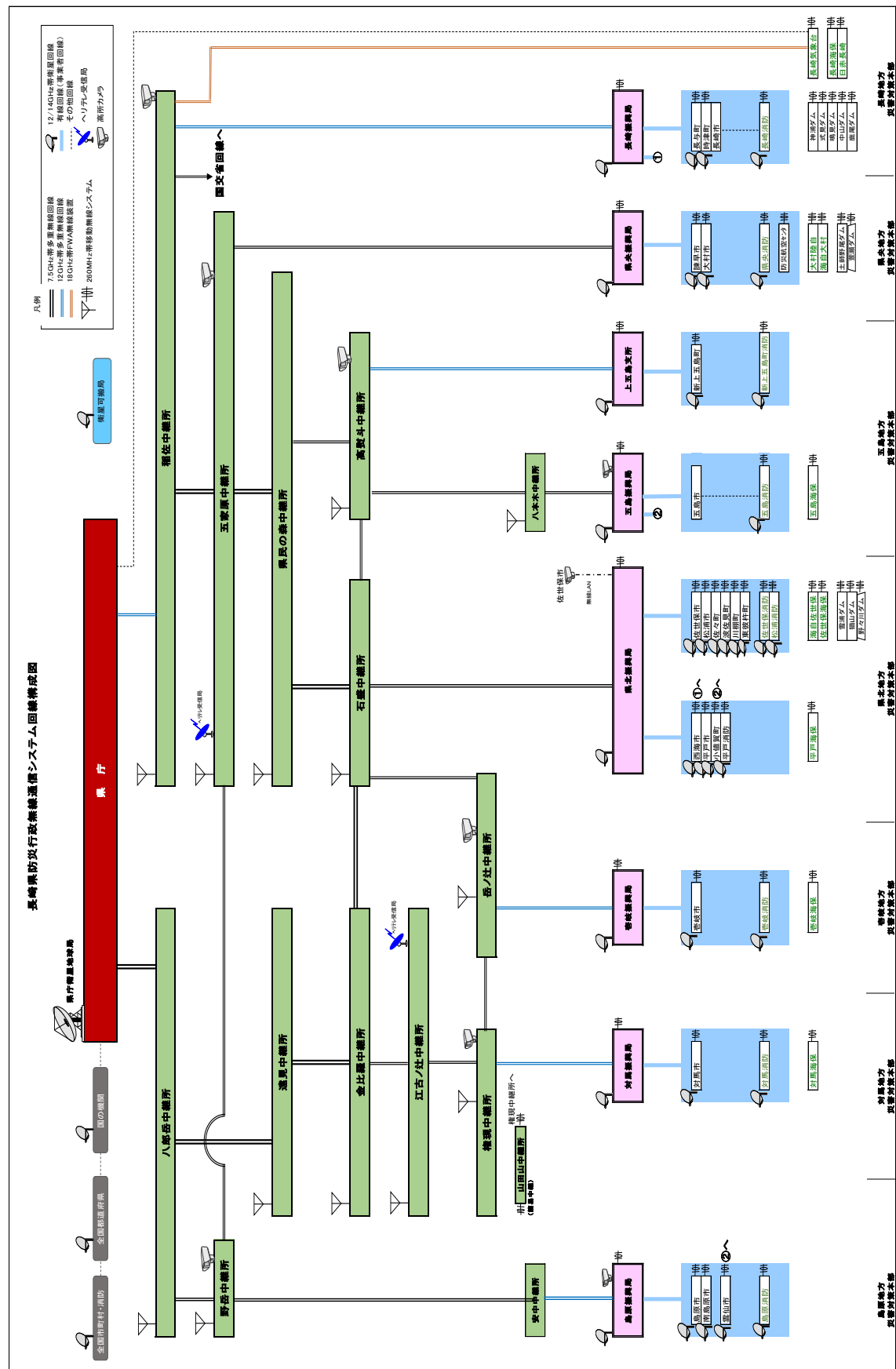
(防災企画課：N T Tフィールドテクノ：九州電力：海上保安部
：J R九州：長崎県漁業無線協会：非常通信連絡会)

本計画は、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象警報・注意報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

1 長崎県災害対策本部

県本部長（県知事）は災害通報をうけたときは、県地方本部（県下に7地方本部設置）に防災行政無線又は有線通信を利用して通報を伝達し、県地方本部長は管下市町本部長に通報伝達する。



第2章 通信及び情報収集伝達計画

2 NTT西日本長崎支店

(1) 災害時の電信電話通信先の確保対策

ア 災害時の回線復旧順位

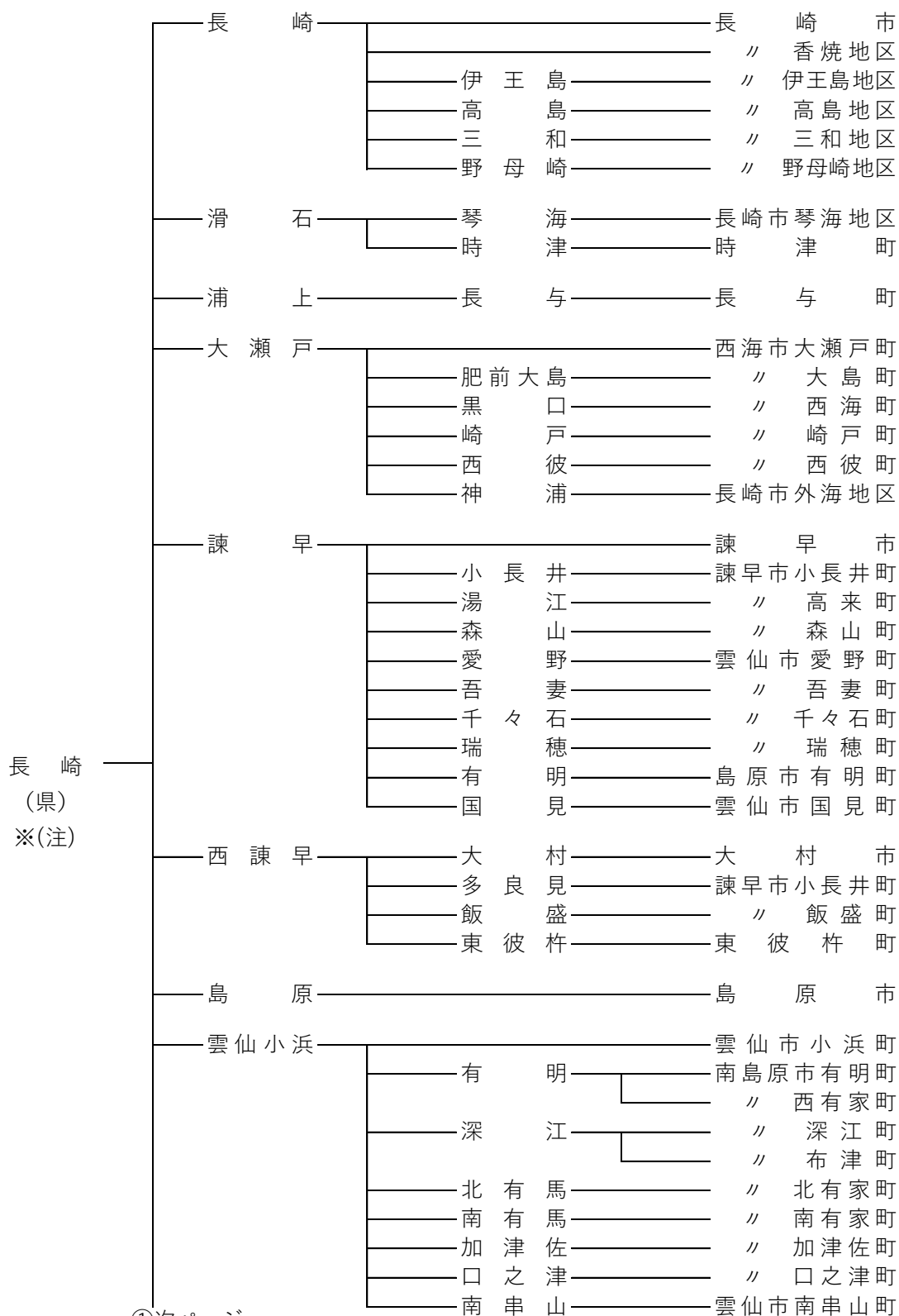
重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

順位	復 旧 回 線	
第 1 順 位	電話サービス	
	・ 重要通信を確保する機関（第 1 順位）の加入電話回線各 1 線以上 ・ 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話 1 個以上 ・ Z C 以下の基幹回線の10%以上	
	電報サービス	
	・ 電報中継回線 1 回線以上	
	専 用 線 サ ー ビ ス 等	専用サービス
		国際通信事業者回線
		国内通信事業者回線
社内専用線		
加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス		
総合デジタル通信サービス		
第 2 順 位	電話サービス	
	専用線サービス等	
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス	
	総合デジタル通信サービス	
第 3 順 位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの	

イ 小型ポータブル衛星装置配備状況

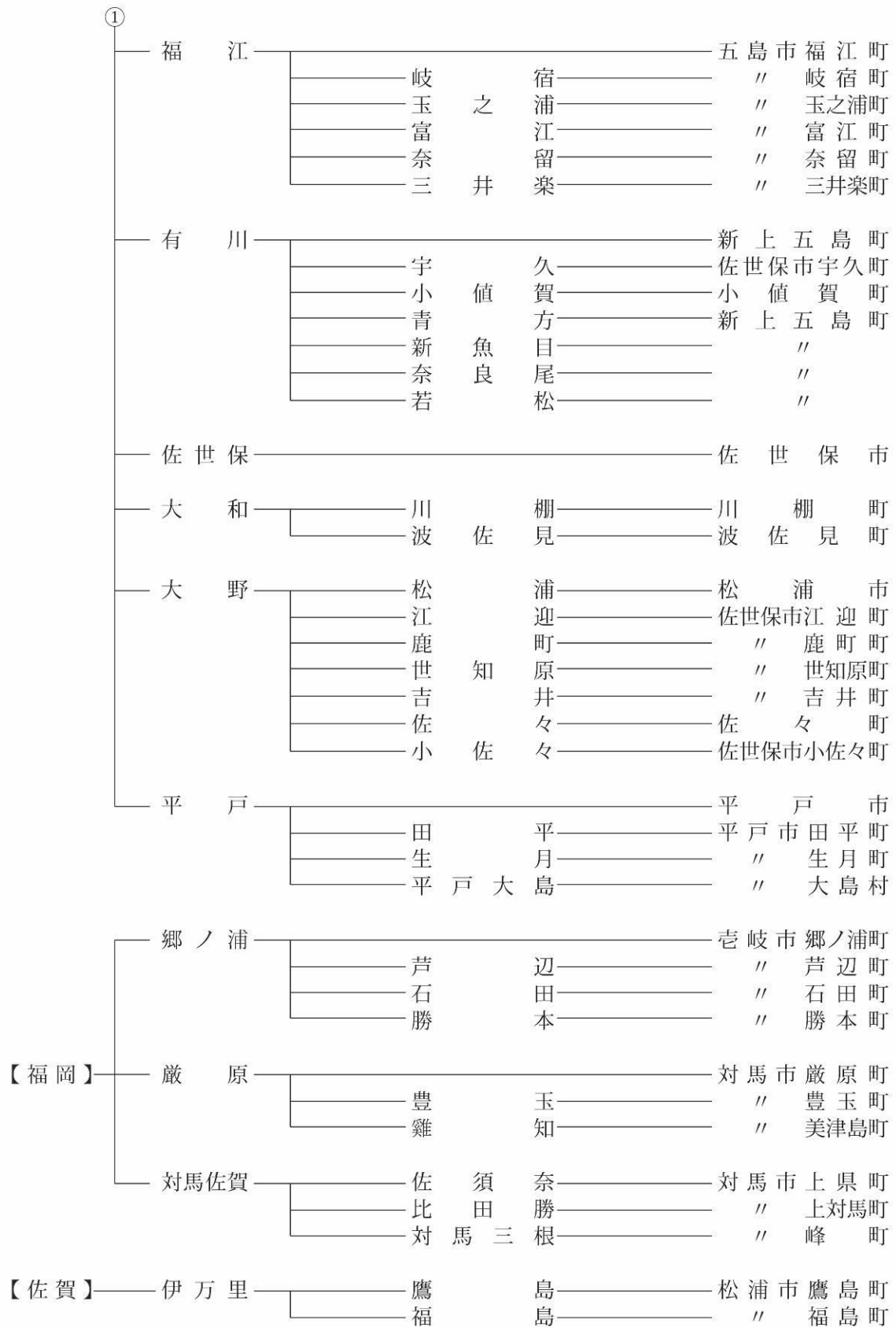
県	市町	配置場所	NTT受付支店	記事
長崎	五島市	N T Tフィールドテクノ長崎設備部 フィールドサービスセンタ長崎ユニット福江センタ	長崎	
〃	長崎市	N T Tフィールドテクノ長崎設備部 フィールドサービスセンタ長崎ユニット	〃	

市町役場等に対する電話回線系統表



①次ページ

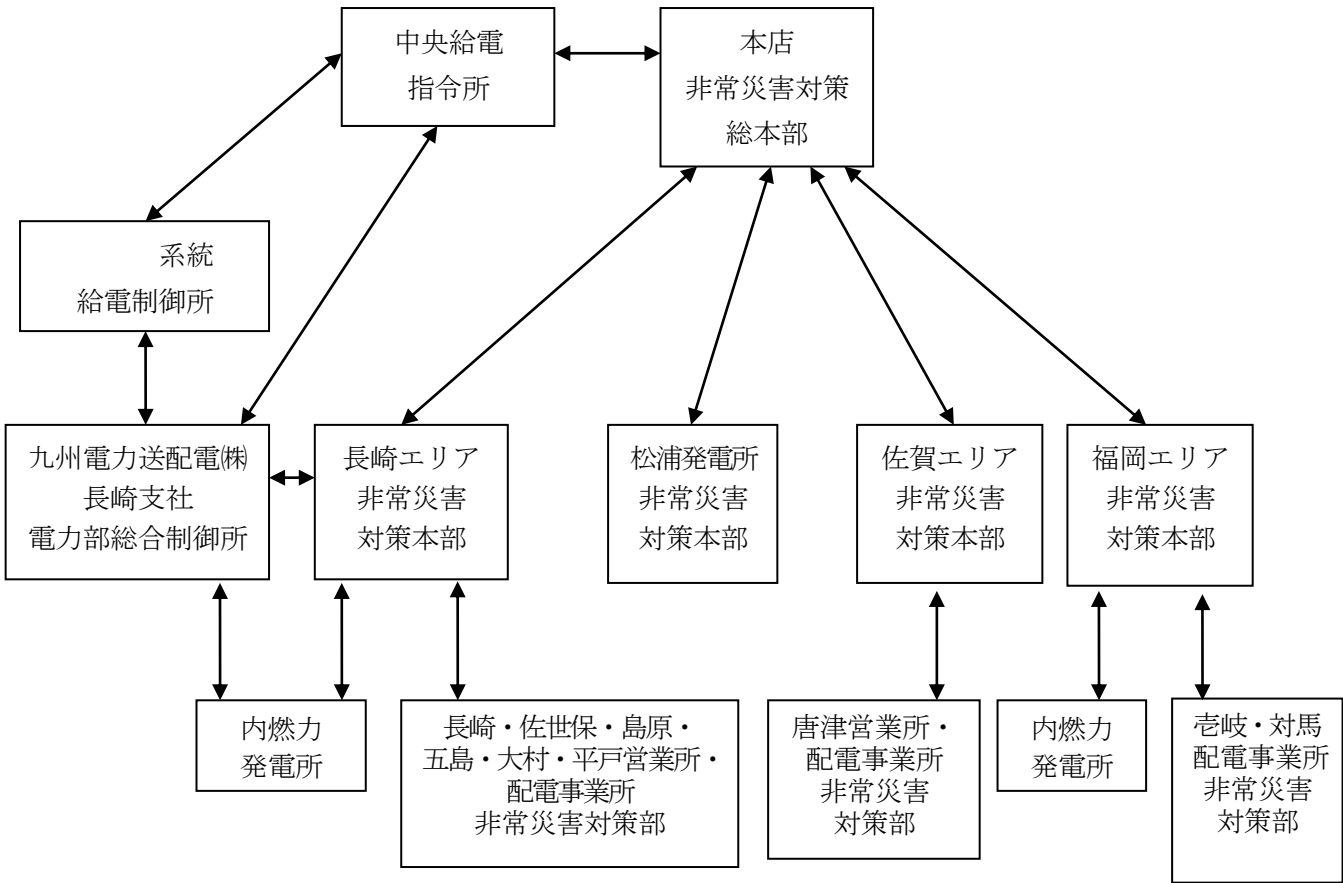
※(注) 壱岐、厳原エリアへの通話は福岡経由となる。



3 九州電力・九州電力送配電

災害情報連絡通信系統は、平常時には給電のルートにより、非常災害対策本部設置後は非常災害対策措置要則で示された非常災害対策指令系統によって行われる。とくに気象状況については、支社、主要発電所において風向、風速、雨量、気圧等の気象観測装置が設置され、時々刻々の状況を本店に通報する。また長崎地方気象台とも連絡をとり気象通報を受け、速やかに離島発電所など遠隔地まで周知徹底をはかる。

非常災害対策指令系統
非常災害対策本部設置後の指令系統



4 海上保安部

(1) 通常通信連絡系

県内各海上保安部署等の通常通信連絡系統は別表1のとおりである。

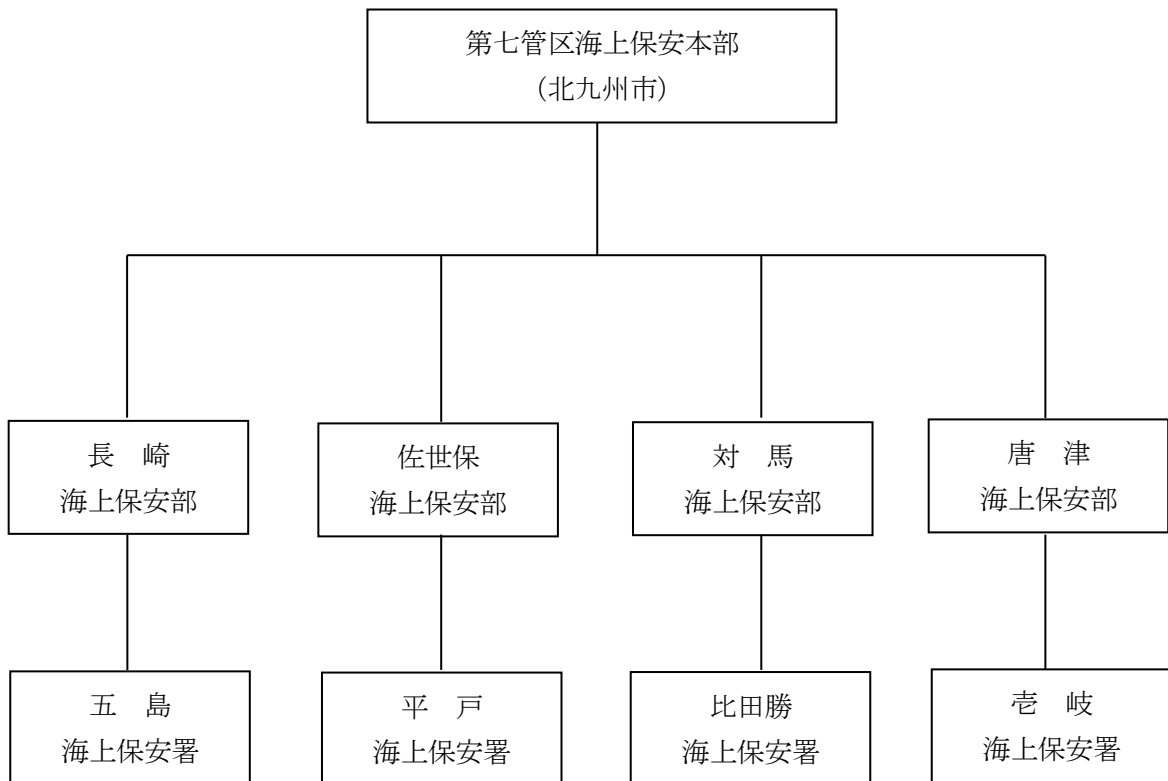
海上保安部署と巡視船艇等相互間の通信は無線通信で行う。

(2) 有線障害時の無線通信系

有線障害時は、臨時の応急回線の設定及び固定波等により実施する。

別表1

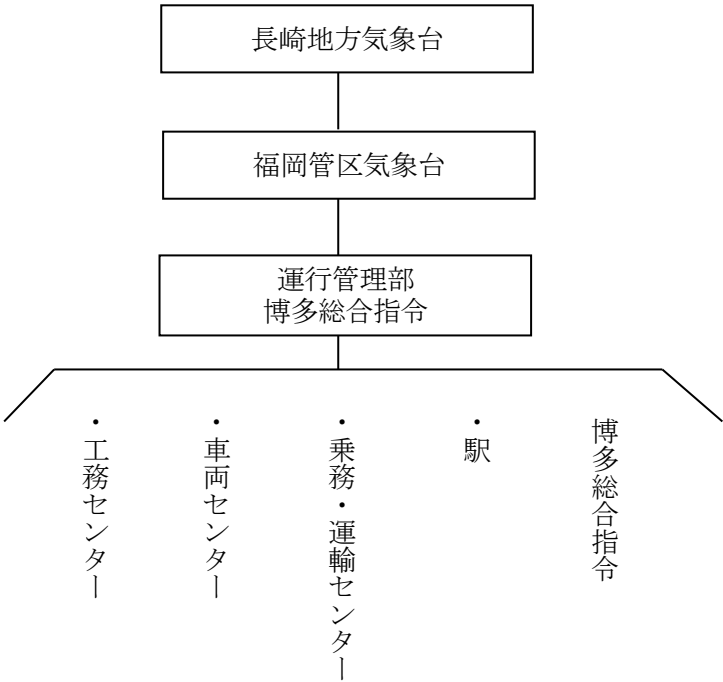
通 信 系



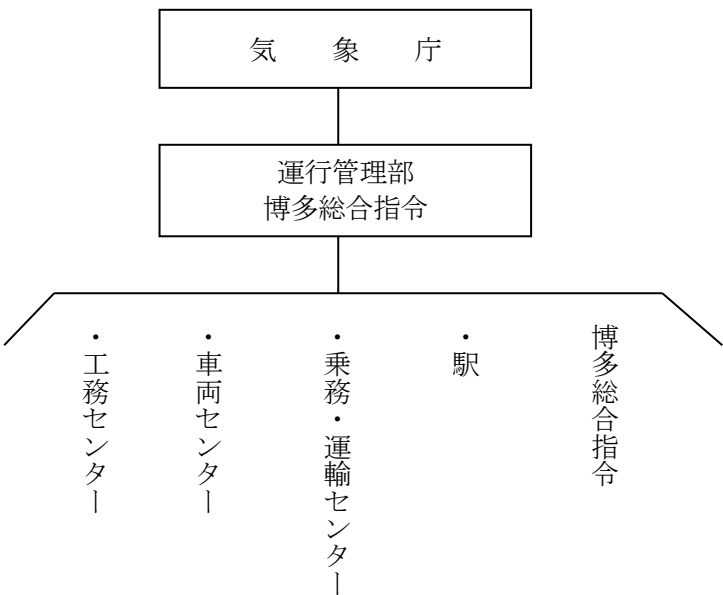
5 JR九州

JR九州関係の気象通報及び津波警報伝達系統は、別表1，別表2のとおりである。

別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統



別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統

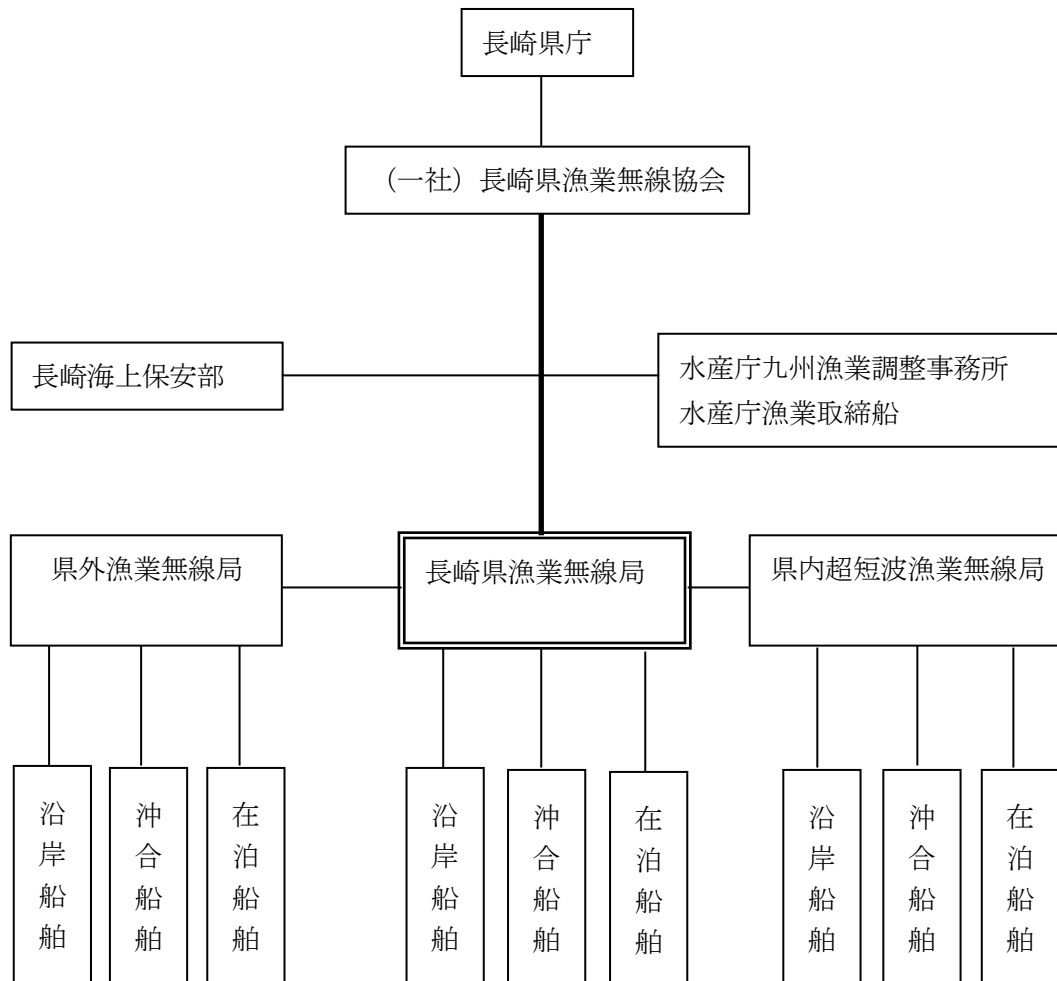


6 一般社団法人長崎県漁業無線協会

長崎県漁業無線局を運営、漁業通信を行っているが、非常無線通信が発動されると優先的に非常通信を取り扱う。連絡可能先は、所属の漁船、県内漁業協同組合運営の超短波漁業用無線局、県外漁業無線局および海上保安部と連絡可能である。

(長崎県庁)

漁 業 無 線 系 統 図



7 通信と絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から市町役場（市町本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。また一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

8 非常無線通信の運用

無線局は平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことが出来る。（電波法第52条）

長崎地区非常通信連絡会（会長危機管理課長）は、このような場合構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

（1） 非常無線の内容等

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの。
- ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令。
- エ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- オ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの。
- キ 遭難者の救護に関するもの。
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- コ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの。
- サ 救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

なお、上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。

（2） 非常無線通信の利用

無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱うものとする。

なお、頼信する際には「非常」の表示をして差出すものとする。

- ア 官庁（公共企業を含む）及び地方自治体
- イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長会
- オ 電力会社

カ 地方鉄道会社

キ 報道機関

なお、無線局の免許人において、上記各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常無線通信を行う機関

ア 公衆通信

日常使用している電話局等扱のもの

イ 防災行政無線

防災行政無線固定局相互間及び移動無線

ウ 警察通信

警察本部、警察署、交番、駐在所相互間の有線及び無線

エ 電力通信

九電本店、支店（営業所含む）、九電送配本店、支社（配電事業所含む）、発電電所相互間の有線、無線及び移動無線

オ 鉄道通信

各駅間の有線、長崎駅、早岐駅の無線及び移動無線

カ 漁業無線

漁業無線局相互間、及び漁業基地局、漁船局の無線

キ 海上保安庁無線

所属無線局相互間、及び所属船艇との無線

ク アマチュア無線

アマチュア局相互間の無線

ケ 孤立防止用無線機（K u - 1 c h 移動可能）

役場等の設置場所から電話局を経由して、全国の加入電話と通信

コ 水防・道路用無線

国土交通省各機関相互の無線通信系統及び移動無線

サ その他

検察庁及びNHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎等放送機関の有線・無線、船舶無線、タクシー無線の利用についても研究しておくこと。

(4) 非常通報の頼信手続

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文(わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。)

ウ 発信者名(本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。)

エ 非常の表示(「非常」と漢字で書く。)

オ 発信人の住所、氏名、電話番号(漢字で書く。)

(5) 非常通報の頼信

ア 最も近い無線局又は附近の移動局(無線カー、パトカー、タクシー、漁船等)を利用する。

イ 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれでも差しつかえない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分把握するとともに、予め協力要請を行うなど災害時に的確に活動出来るよう事前対策を講じておく必要がある。

非 常 通 報 用 紙

受取人										
	電話		番		内線		番			
発信人										
	電話		番		内線		番			
	発信番号		発信日時	年	月	日	時	分		
非 常										

自局の通報取扱記録

取扱区分	受信人	受付局	中継局	着信局	受取人
伝送方法	無線 有線 使送 () VHF UHF SHF 孤立 災害 防災 FAX				
取扱機関及び開始、終了時刻					
		→	自 局	→	
自 局 名			取 扱 者		

長 崎 地 区 非 常 通 信 連 絡 会

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

(防災企画課)

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、県防災会議委員の属する機関に通報、又は国の関係各機関へ報告を行うものとする。

(2) 市町

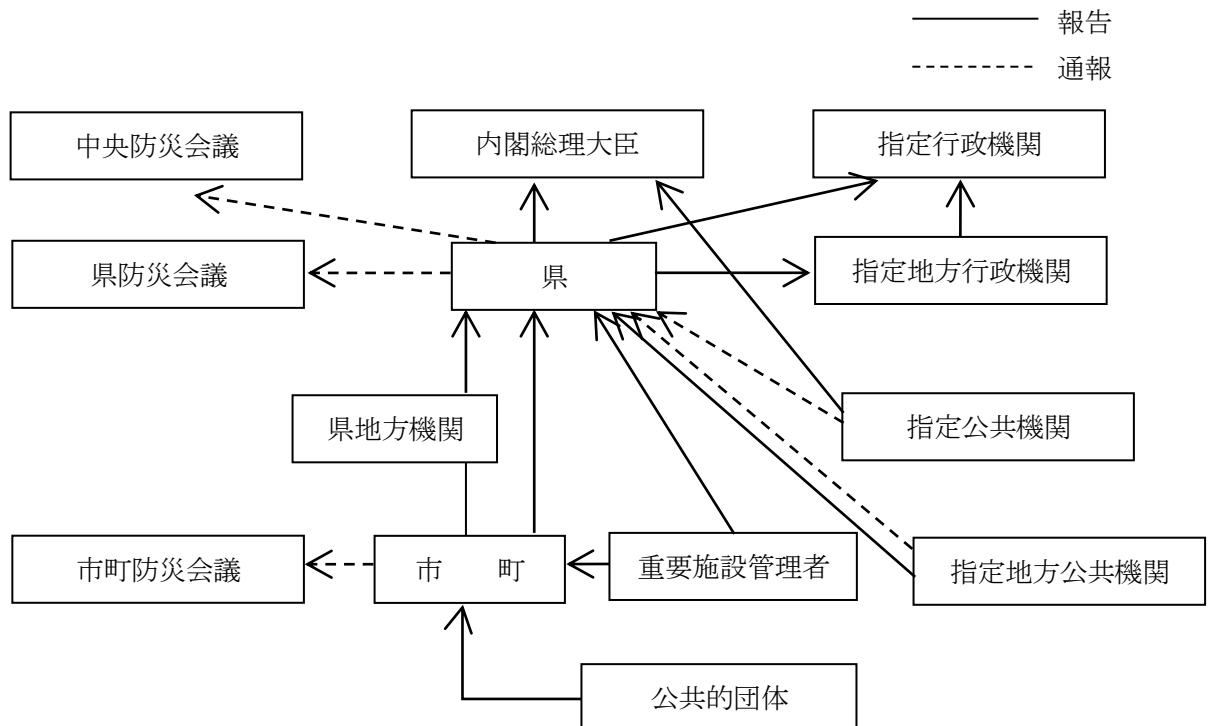
市町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、本省等、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

（資料編2 防災機関の緊急連絡先一覧表）

総括的な災害情報収集系統図



2 被害等の調査

(1) 県

市町、県等の地方機関の応援要請を受けた場合、又は知事が必要と認めた場合は、調査班を編成して調査にあたらせるものとする。

(2) 市町

ア 被害等の調査にあたっては、調査班等を編成して迅速に行うものとするが、市町単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。

ウ り災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

(3) 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。また市町、県及び県等の地方機関から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

(4) 県等の地方機関

県等の地方機関における被害等の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、異った被害等についてそれぞれ調査するものとする。また市町から応援要請があった場合もしくは地方機関の長において必要があると認めた場合は調査班を編成して調査を行うものとする。

3 被害の認定基準

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

注) 「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については「4 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかど

うかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のもとする。

エ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものは報告するものとする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他にこれに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、ア～ケを除く住家等の被害とする。

4 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成24年3月9日付け消防応第49号に基づき以下のとおり定める。

(1) 「死者」について

ア 死者の扱いについて

以下の(ア)及び(イ)に該当するものを死者として計上し、(イ)に該当するものを災害関連死者として計上する

(ア) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む）

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

イ 死者の計上場所について

ア (ア) のケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町）以下、同じ」）で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

(ア) 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町で計上

d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上
---------------------------------------	--

(イ) ア(イ)のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記(ア)に準じて判断することができる。

(2) 「行方不明者」について

ア 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- (ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- (イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- (ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの
- (エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるもの
- (オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- (カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

ア 負傷者の扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次の b に掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「3 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「3 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

イ 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
ウ（1）aに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した市町で計上

5 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

県が消防庁に報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 都道府県または市町が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種 別	様 式	適 用
災害概況即報	別紙様式1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式2 " 3	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

事業別被害報告	別 表 1	他の法令または通達等に基づき、市町長が知事に対して行うものである。
---------	-------	-----------------------------------

別表 2 被害報告処理系統図（市町→県）

(3) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

エ 災害対策基本法に基づき県（又は市町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

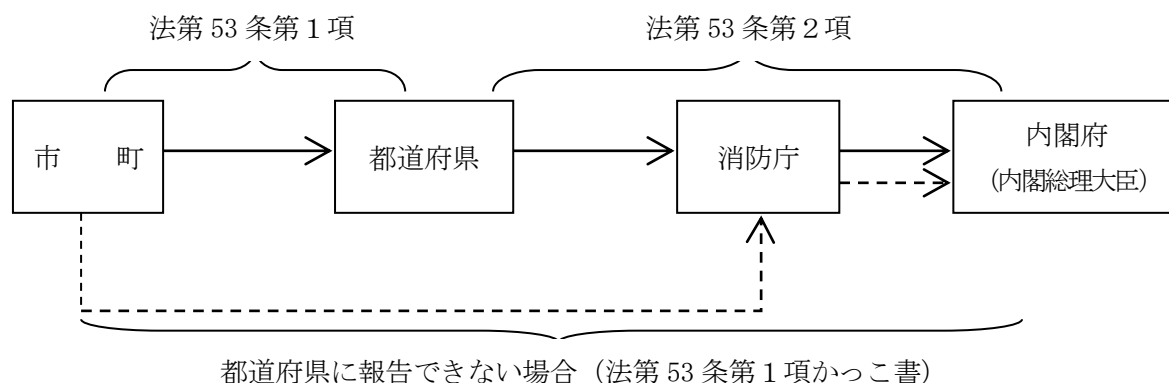
6 安否不明者の氏名等公表についての検討

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動の円滑化、効率化に役立つ場合があることから、氏名公表の可否、判断基準、手続き等について、国が策定した指針をもとに、市町や関係機関とともに、検討を進める。

7. 情報の共有化

県、市町は、災害に関する情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D基盤の防災情報流通ネットワークシステム）に集約できるよう努めるものとする。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



〔長崎県防災企画課連絡先〕

本課	TEL	095-824-3597
	FAX	095-821-9202
防災対策室	TEL	095-825-7855
	FAX	095-823-1629
本課	TEL (無線)	1118-2143
	FAX (無線)	111-7228
防災対策室	TEL (無線)	1118-3731
	FAX (無線)	111-7339

〔消防庁連絡先〕

1. 平日 (9:30~18:15) 応急対策室
(NTT回線)
電話 03-5253-7527
FAX 03-5253-7537
(消防防災無線)
電話 TN-90-49013
FAX TN-90-49033
(地域衛星通信ネットワーク)
電話 TN-048-500-90-49013
FAX TN-048-500-90-49033
2. 上記以外宿直室
(NTT回線)
電話 03-5253-7777
FAX 03-5253-7553
(消防防災無線)
電話 TN-90-49102
FAX TN-90-49036
(地球衛星通信ネットワーク)
電話 TN-048-500-90-49102
FAX TN-048-500-90-49036

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別紙様式1

(災害概況即報)

報告日時
年 月 日 時 分

都道府県

市町村
(消防本部名)

報告者名

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

都道府県名 ()

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別紙様式2

被害状況報告

(市町→地方本部)

市 町 名				月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	
被 害 者 名				即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	
区		分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	
人 的 被 害	死 者	1	人								
	うち災害関連死										
	行 方 不 明 者	2	人								
	負 傷 者	3	人								
住 家 被 害	重 傷	4	人								
	軽 傷	5	棟								
	全 壊	6	世帯								
		7	人								
		8	棟								
	半 壊	9	世帯								
		10	人								
		11	棟								
	一 部 破 損	12	世帯								
		13	人								
		14	棟								
	床 上 浸 水	15	世帯								
		16	人								
		17	棟								
	床 下 浸 水	18	世帯								
		19	人								
計		20	千円								
非 住 家	公 共 建 物	21	棟								
	そ の 他	22	棟								
そ の 他	田	流失・埋没	23	ha							
		冠 水	24	ha							
	畑	流失・埋没	25	ha							
		冠 水	26	ha							
	学 校	27	箇所								
	病 院	28	箇所								
	道 路	29	箇所								
	橋 り よ う	30	箇所								
	河 川	31	箇所								
	港 湾	32	箇所								
	砂 防	33	箇所								
	清 掃 施 設	34	箇所								
	屋 く ず れ	35	箇所								
	鉄 道 不 通	36	箇所								
	被 害 船 舶	37	隻								
	水 道	38	戸								
電 話	39	回線									
電 気	40	戸									
ガ ス	41	戸									
ブ ロ ッ ク 塀 等	42	箇所									
り 災 世 帯 数	43	世帯									
り 災 者 数	44	人									
火 災 発 生	建 物	45	件								
	危 険 物	46	件								
	そ の 他	47	件								
公 共 文 教 施 設	48	千円									
農 林 水 産 業 施 設	49	千円									
公 共 土 木 施 設	50	千円									
そ の 他 の 公 共 施 設	51	千円									
小 計	52	千円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	53	団体									
そ の 他	農 業 被 害	54	千円								
	林 業 被 害	55	千円								
	畜 産 被 害	56	千円								
	水 産 被 害	57	千円								
	商 工 被 害	58	千円								
そ の 他	59	千円									
被 害 総 額	60	千円									
災 害 対 策 本 部		設 置		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用		散		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人									
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人									

別紙様式3

被害状況報告

速報
確定

月 日 時 分現在

地方本部 ()

(地方本部→県本部)

市 町 名			月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在
被 害 者 名			即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定
区	分 被 害		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人 的 被 害	死 者	1	人						
	うち災害関連死								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住 家 被 害	重傷	4	人						
	軽傷	5	人						
	全壊	6	棟						
		7	世帯						
		8	人						
	半壊	9	棟						
		10	世帯						
		11	人						
	一部破損	12	棟						
		13	世帯						
		14	人						
	床上浸水	15	棟						
		16	世帯						
		17	人						
	床下浸水	18	棟						
		19	世帯						
	20	人							
	計	20	千円						
非 住 家	公共建物	21	棟						
	その他	22	棟						
そ の 他	田	23	ha						
	流失・埋没	24	ha						
	畑	25	ha						
	流失・埋没	26	ha						
	冠水	27	ha						
	学 校	28	箇所						
	病 院	29	箇所						
	道 路	30	箇所						
	橋 り よ う	31	箇所						
	河 川	32	箇所						
	港 湾	33	箇所						
	砂 防	34	箇所						
	清 掃 施 設	35	箇所						
	崖 く ず れ	36	箇所						
	鉄 道 不 通	37	箇所						
	被 害 船 舶	38	隻						
水 道	39	戸							
電 話	40	回線							
電 気	41	戸							
ガ ス	42	戸							
ブロック塀等	43	箇所							
り 災 世 帯 数	44	世帯							
り 災 者 数	45	人							
火 災 発 生	46	件							
建 物	47	件							
危 険 物	48	件							
そ の 他	49	件							
公 共 文 教 施 設	50	千円							
農 林 水 産 業 施 設	51	千円							
公 共 土 木 施 設	52	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	53	千円							
小 計	54	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	55	団体							
そ の 他	農 業 被 害	56	千円						
	林 業 被 害	57	千円						
	畜 産 被 害	58	千円						
	水 産 被 害	59	千円						
	商 工 被 害	60	千円						
被 害 総 額	61	千円							
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分							
災 害 救 助 法 適 用	散 布	月 日 時 分							
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人								
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人								

第2章 通信及び情報収集伝達計画

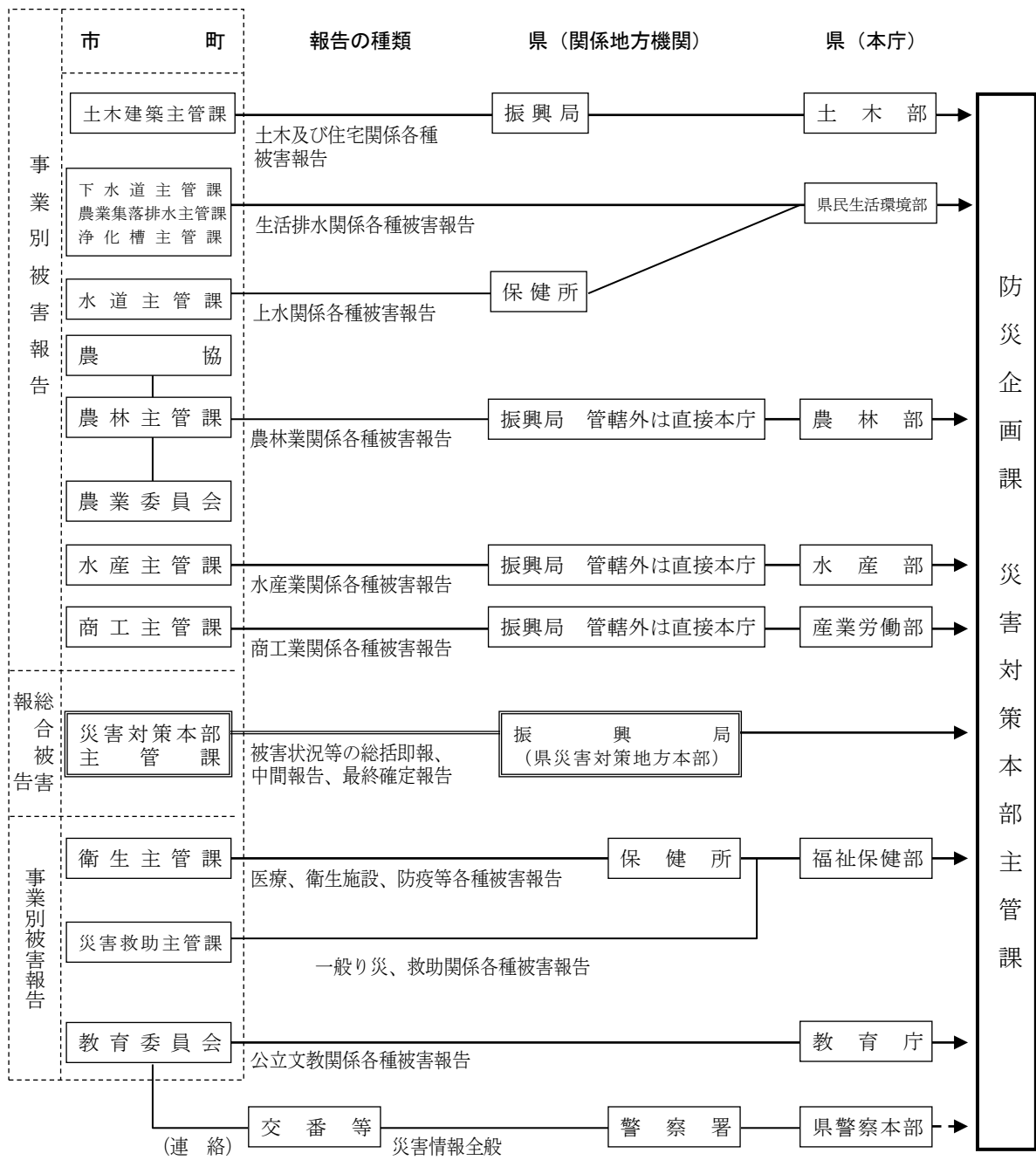
別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	振 興 局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消 防	火災報告	消 防 法
	福祉保健課	直 接 (市) 福祉事務所 (町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保 健 所	防 疫	被害状況報告	※注1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水 道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告 (下水道関係)	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農 林	農地農業用施設被害報告 (農業集落排水関係)	農林施設暫定法
	〃	〃	環 境	衛生施設被害報告 (浄化槽市町村設置分)	災害対策基本法
	漁業振興課	振 興 局 (但し、長崎・県央・島原振興局管内は直接)	水 産	水産業被害報告	
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振 興 局	農 林	農業被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農 林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	森林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告 (都市公園)	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住 宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直 接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報 告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省 水管理・国土保全局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確 定	漁船、養殖施設	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確 定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

別表2 被害報告処理系統図(市町→県)



第3章 災害広報計画

(広報課：防災企画課：報道機関)

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を県民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1 実施機関

各機関

2 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、放送、新聞、インターネット、広報車等の広報媒体を通じて県民に広報するものとする。

ア 防災関係機関の体制及び活動状況

イ 気象情報

ウ 被害状況の概要

エ 県民に対する協力要請及び注意事項

オ 災害応急対策の実施状況

カ 道路情報

キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

ア 被災の状況及び地区住民のとるべき措置

イ 避難の指示勧告

ウ 救護活動及び災害応急対策の状況

(3) 災害報道

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。

(4) 応援協力

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

(5) 住民からの問い合わせに対する対応

県及び市町においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊

急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4章 公安警備計画

第1節 災害警備実施方針

(県警察本部)

県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第2節 災害に備えての措置

(県警察本部)

県警察は、災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部及び警察署それぞれにおいて災害警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

1 警備体制の整備

(1) 職員の招集・参集体制の整備

県警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めることともに、随時見直しを図るものとする。

(2) 警察災害派遣隊の整備

県警察は、警察災害派遣隊が、大規模災害発生時等に直ちに出動できるよう、平素から隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立、装備資機材の整備等を図るものとする。

(3) 災害警備用装備資機材の整備充実

県警察は、災害の発生に備え迅速的確な対処ができるよう、災害警備用装備資機材等の整備充実を図るものとする。

(4) 警察施設等の災害対策

県警察は、災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要性を考慮し地震や水害に強い構造とするものとする。

(5) 警察職員に対する教養訓練の実施

県警察は、災害についての知識、具体的活動要領等についてマニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、計画的に反復して教養訓練を行い、災害発生時に的確な行動ができ

るようにするものとする。

さらに、広域緊急援助隊員を中心に機動隊員等の高度な災害警備能力の育成に努めるとともに、隊員の招集態勢等を随時見直すなどして、災害発生時に迅速に警備体制が確立できるよう配慮するものとする。

(6) 災害警備用物資の備蓄等

県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他必要な物資の調達及び備蓄に努めるものとする。特に警察災害派遣隊即応部隊については、自活用食料(3～5日分)及び飲料水等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

(7) 被留置者への対応

県警察は、被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁等と必要な連携を図るものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集の手段及び方法

- ・ 県警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、警察本部等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。
- ・ ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等の画像情報を収集する資機材の平素からの積極的な活用を図るものとする。
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- ・ 災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体が保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。

(2) 被災状況の把握及び評価

県警察は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される人的・物的被害に関する情報に基づき、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

3 情報通信の確保

(1) 通信の確保

県警察は、災害発生時の通信の確保のため、九州管区警察局長崎県情報通信部と連携し、次の事項を推進するものとする。

- 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握
- 警察施設等の新設、改築時における通信機器等の設置スペースの確保
- 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
- 長時間停電時における通信用非常電源の確保
- 警察本部代替施設等における通信施設の充実

(2) 情報管理機能の確保

県警察は、災害発生時においても情報の管理を滞りなく行うため、次の事項を推進するものとする。

ア 耐震性の向上

- 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
- 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

イ 信頼性の向上

- システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 具体的被害想定に基づく交通規制の見直し

県警察は、今後発生しうる災害の具体的被害想定に基づく、緊急交通路の指定、交通検問所の選定等を行い、交通規制の見直しを行う。

(2) 交通規制計画の広報

県警察は交通規制の実施に関して、広報媒体を活用して、交通規制の実施予定箇所等を事前に県民に周知を行う。

(3) 緊急通行車両の事前届出制度の周知

県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる届出制度の周知を図る。

(4) 信号機電源付加装置の整備促進

県警察は、災害時の停電による緊急交通路の減灯対策のため、信号電源付加装置及び可搬式発電機の整備を進める。

(5) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進

地震発生時の津波対策として、信号制御機の取付位置を高くするとともに強度強化等を図り、津波等にも耐えうる信号機の整備促進を図る。

(6) 交通情報把握のための施設整備促進

県警察は、警察署、高速道路警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）車両感知器を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための施設整備を図る。

また、交通規制箇所を県民に周知するため、情報板の整備促進を併せて行う。

(7) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむ

を得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

（ア）速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（イ）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（ウ）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

5 避難誘導の措置

県警察は、地方公共団体と協力し、又は平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

6 住民等の防災活動の推進

（1） 防災訓練の実施

県警察は、県防災会議の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について啓発するものとする。

（2） 各種講習会等を通じた防災知識の普及

県警察は、平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性について広報を行うとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努めるほか、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

（3） 要配慮者に対する配慮

県警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

7 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

8 災害危険箇所等の調査

県警察は、平素から管轄区域内の地盤、地質、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所及び事故災害関連施設等について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

9 危険箇所に対する措置

県警察は、大規模災害の発生に備え、石油コンビナート等の危険箇所をあらかじめ指定し、所要の警備計画を作成するものとする。

第3節 災害発生時における措置

(県警察本部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

1 警備体制

(1) 職員の招集・参集

県警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 広域的な応援体制

県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要求を行うものとする。

(3) 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

2 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び連絡

県警察は、発生直後から、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、警察庁及び管区警察局に速やかに連絡するものとする。

(2) 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせるものとする。

また、夜間、荒天時等特別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うものとする。

3 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害情報に基づき、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急救助隊等を迅速に投入するものとする。

(2) 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署の署長は、自署員や支援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救助部隊の担当区域を決定するものとする。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

4 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導に当たり、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況等を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行うこと。
- (2) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者について可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、要配慮者に十分配慮すること。
また、市及び町からの避難行動要支援者名簿の提供を受けた場合は、避難誘導に効果的に活用すること。
- (3) 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、市及び町の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導すること。
- (4) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施すること。

5 死体の死因又は身元の調査

県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体の死因又は身元の調査、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

6 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険箇所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。

また、把握した二次災害危険箇所等については、市及び町の災害対策本部等に連絡し、避難勧告等の発令を促すものとする。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

7 社会秩序の維持

- (1) 被災地等におけるパトロール活動

ア 無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等に対するパトロール活動を推進するなど防犯対策を徹底するものとする。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災地等の状況を把握し、情報を提供するように努めるものとする。

イ 相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、相談を通じて被災者・避難者の安全・安心を確保するものとする。

ウ 被災地等における要配慮者への支援

県警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、巡回・パトロール活動を推進するものとする。

- (2) 重点を指向した各種犯罪の取締り

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(3) 地域住民と連携した防犯活動

ア ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪の防止を徹底するため、各種ボランティア関係機関・団体等と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実践する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行うものとする。

イ 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪発生状況、被害防止方法等、安全確保のために必要な情報提供を行うものとする。

8 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資器材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

(3) 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとする。

ア 第1段階

- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ・医療関係に搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ・上記(1)続行

- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ・上記(2)の続行
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

(4) 交通規制の周知徹底

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに交通禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

(5) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

9 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めるものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 相談活動の実施

県警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

(3) 多様な手段による情報伝達

県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住

民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、交番速報等を活用し、あるいは、自主防災組織等を通じるなどあらゆる方法を活用して伝達するものとする。

10 関係機関と相互連携

県警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

11 情報システムに関する措置

県警察は、災害発生直後においても情報システムの機能を確保するため、次の措置をとるものとする。

(1) 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能確保を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能回復を図ること。

(2) 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置をとること。

12 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアとの連携

県警察は、自主防犯組織等のボランティア関係機関・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 海外からの支援の受入れ

県警察は、海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県、市町その他の関係機関と連携し、必要な措置を講じるものとする。

第4節 災害復旧・復興

(県警察本部)

1 警察施設の復旧

県警察は、警察施設が被災した場合、当該施設の重要性にかんがみ、可能な限り迅速な復旧を図ることとする。

2 交通規制の実施

県警察は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制を行うこととする。

第5章 都市災害応急対策計画

(道路維持課：水環境対策課)

1 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難地又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した下水道業務継続計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2 二次災害の防止対策

- (1) 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3 震災における消防活動への支援

都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

4 ライフライン施設の応急復旧

- (1) 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された下水道業務継続計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとし、また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。
なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、避難所等の仮設トイレのし尿処理については、受け入れ可能な下水処理場の情報を提供する。
- (2) 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。
- (3) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

5 応急仮設住宅の建築支援等

- (1) 都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

6 公共下水道等の排水施設等の応急対策

- (1) 県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町の長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

第6章 水防計画

第1節 総 則

(河川課)

この計画は、水防法第7条に基づき、洪水、津波、高潮、地震による堤防の漏水、若しくは沈下等に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、長崎県管下各河川・海岸及び溜池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動、水防管理団体間の相互協力及び応援並びに必要な資器材の準備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2節 水防協議会

(河川課)

- 1 水防法第8条第1項の規定により、長崎県水防協議会を設置し、県の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議する。
- 2 長崎県水防協議会に関し、必要な事項は長崎県水防協議会条例による。
- 3 長崎県水防協議会の構成は、次の表のとおりである。

職 名	役 職 名
会 長	長 崎 県 知 事
委 員	国 土 交 通 省 長 崎 河 川 国 道 事 務 所 長
委 員	気 象 庁 長 崎 地 方 気 象 台 長
委 員	陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊 長
委 員	長 崎 県 市 長 会 長
委 員	長 崎 県 町 村 会 長
委 員	長 崎 県 議 会 議 員
委 員	長 崎 県 警 察 本 部 長
委 員	一 般 社 団 法 人 長 崎 県 建 築 士 会
委 員	西 日 本 電 信 電 話 (株) 長 崎 支 店 長
委 員	九 州 旅 客 鉄 道 (株) 執 行 役 員 長 崎 支 社 長
委 員	日 本 放 送 協 会 長 崎 放 送 局 長
委 員	長 崎 県 消 防 協 会 長
委 員	長 崎 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 准 教 授
委 員	長 崎 県 交 通 安 全 母 の 会 連 合 会 会 長
委 員	公 益 社 団 法 人 長 崎 県 看 護 協 会 専 務 理 事
幹 事	長 崎 県 危 機 管 理 監 危 機 管 理 課 長
幹 事	長 崎 県 県 民 生 活 環 境 部 水 環 境 対 策 課 長
幹 事	長 崎 県 水 産 部 漁 港 漁 場 課 長
幹 事	長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課 長
幹 事	長 崎 県 土 木 部 監 理 課 長
幹 事	長 崎 県 土 木 部 道 路 維 持 課 長
幹 事	長 崎 県 土 木 部 港 湾 課 長
幹 事	長 崎 県 土 木 部 砂 防 課 長
幹 事	長 崎 県 土 木 部 河 川 課 長

第3節 水防の責任、津波における留意事項、安全配慮

(河川課)

1 水防の責任等

(1) 市町の責任

水防管理団体たる市町は、水防計画に基づき、各々その管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない（水防法第3条）。

(2) 県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する（水防法第3条の6）。

(3) 気象台の責任

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（水防法第10条）。

(4) 放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

(5) ダム管理者の責任

河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努めなければならない。

(6) 溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

(7) 居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない（水防法第24条）。

2 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な

ことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

3 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

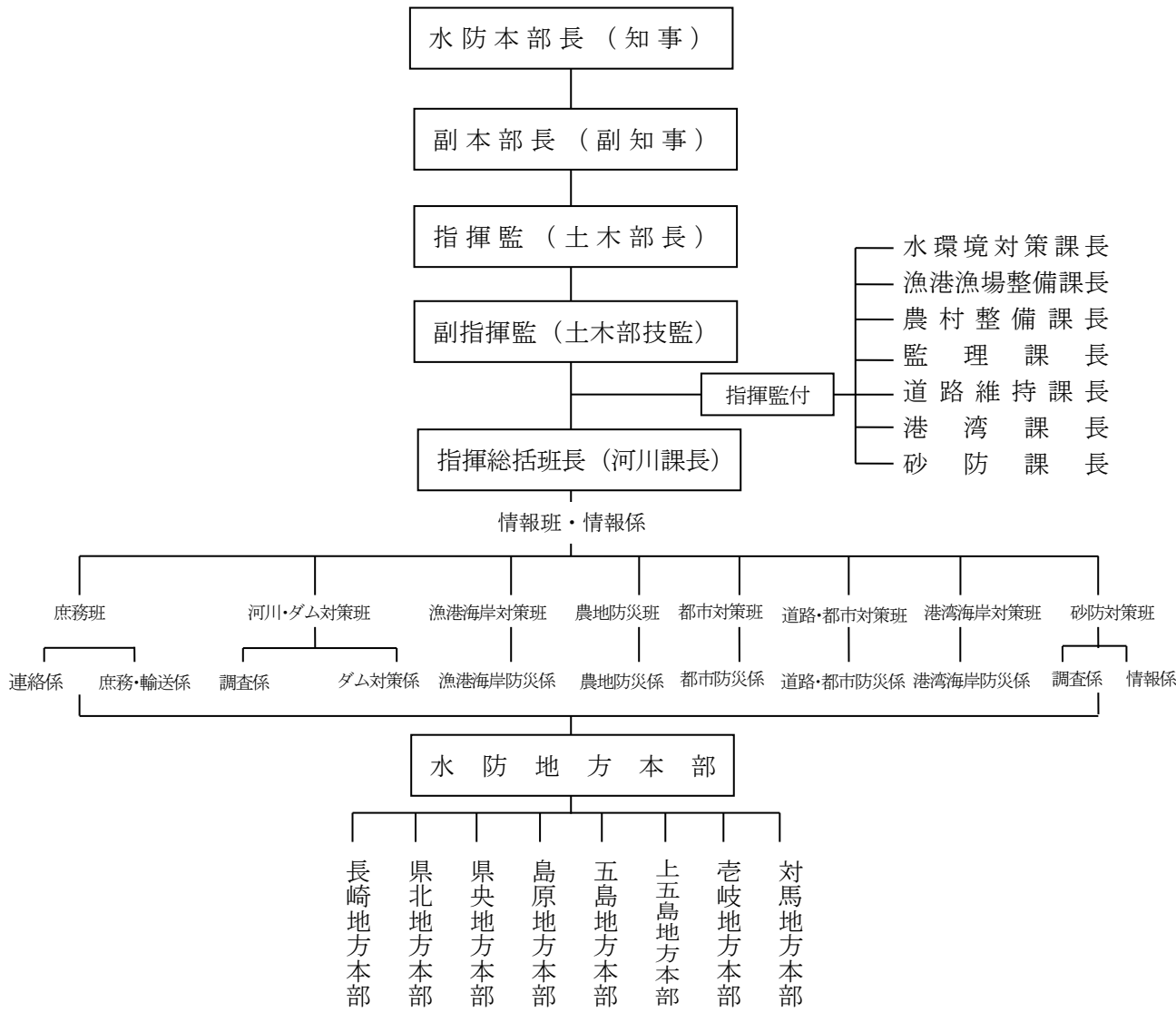
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第4節 長崎県水防本部

(河川課)

1 水防本部の系統

水防本部は、次の機構により事務を処理する。



2 設置基準

- (1) 長崎地方気象台から、次の注意報・警報が発せられる等、重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部及び水防地方本部を設置する。
 - 大雨特別警報 大雨警報 津波注意報
 - 高潮特別警報 洪水警報 津波警報
 - 高潮警報 津波特別警報 (大津波警報)
- (2) 上記の警報が解除される等、重大な災害発生のおそれなくなったときは、水防本部及び当該水防地方本部を解散する。
- (3) 水災に関して長崎県災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害対策本部の組織に包括されるものとする。

3 組織及び事務分掌

(1) 水防本部の組織及び事務分掌

ア 水防本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

水防本部の組織及び事務分掌

班 名 [班 長]	係 名 [係 長 等]	係 員	業 務
庶 務 班 [河川課総括課長補佐]	庶 務 ・ 輸 送 係 [調 整 班 班 長]	左記係員	・ 水防本部の庶務 ・ 緊急自動車及び水防資材の手配
	連 絡 係 [管 理 班 班 長]	左記係員	・ 气象台、市町、その他関係機関との連絡及び広報
情 報 班 [河川課総括課長補佐]	情 報 係 [計 画 調 整 班 班 長]	左記係員	・ 河川、ダムの状況把握及び他班の取りまとめ並びに関係機関との連絡調整
河 川 ・ ダ ム 対 策 班 [河川課総括課長補佐]	調 査 係 [河 川 防 災 班 班 長]	左記係員	・ 河川の被災状況把握及び関係機関への通報、報告
	ダ ム 対 策 係 [ダ ム 班 班 長]	左記係員	・ 建設中のダムの状況把握及び関係機関との連絡調整
漁 港 海 岸 対 策 班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁 港 海 岸 防 災 係 [漁 港 漁 村 防 災 班 班 長]	左記係員	・ 漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
農 地 防 災 班 [農村整備課企画監]	農 地 防 災 係 [農 地 防 災 班 班 長]	左記係員	・ 農業用ダム、溜池、農地、海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
都 市 対 策 班 [水環境対策課参事]	都 市 防 災 係 [生 活 排 水 班 班 長]	左記係員	・ 都市施設の状況把握及び関係機関との連絡調整
道 路 ・ 都 市 対 策 班 [道路維持課総括課長補佐]	道 路 ・ 都 市 防 災 係 [維 持 補 修 班 班 長] [市 町 道 ・ 環 境 班 班 長]	左記係員	・ 道路・都市施設（都市公園）の状況把握及び関係機関との連絡調整
港 湾 海 岸 対 策 班 [港湾課総括課長補佐]	港 湾 海 岸 防 災 係 [工 事 ・ 防 災 班 班 長]	左記係員	・ 港湾局及び水管理・国土保全局所管海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
砂 防 対 策 班 [砂防課総括課長補佐]	情 報 係 [砂 防 計 画 班 班 長]	左記係員	・ 砂防の状況把握及び関係機関との連絡調整
	調 査 係 [保 全 班 班 長]	左記係員	・ 砂防の被害状況把握及び関係機関への通報、報告

第6章 水防計画

イ 土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害の防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画書に掲載。

※水防本部連絡先

(所在地) 長崎市尾上町3番1号 (県庁河川課内)		(電話代表) 095-824-1111		
	県庁内線	T E L	F A X	無線F A X
河 川 課	3081～3088	(095) 822-0397	(095) 824-7175	1-2又は3-1118-3431
水環境対策課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568	-
漁 港 漁 場 課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586	-
農 村 整 備 課	2967・5369	(095) 895-2967	(095) 895-2594	-
道 路 維 持 課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683	-
港 湾 課	3051～3057	(095) 824-3625	(095) 821-9246	-
砂 防 課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175	1-2又は3-1118-3431

(2) 水防地方本部の組織及び事務分掌

ア 水防地方本部は、水防本部に準じて組織するものとし、地方本部長には、各振興局長又は支所長をもってあてる。

イ 水防地方本部長の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

- ・水防本部、各市町及び関係機関との連絡調整
- ・重要水防区域（箇所）の状況把握
- ・治水及び多目的ダムの管理
- ・市町等への指示（水防法第29条、第30条）
- ・水防警報の発令（水防法第16条）

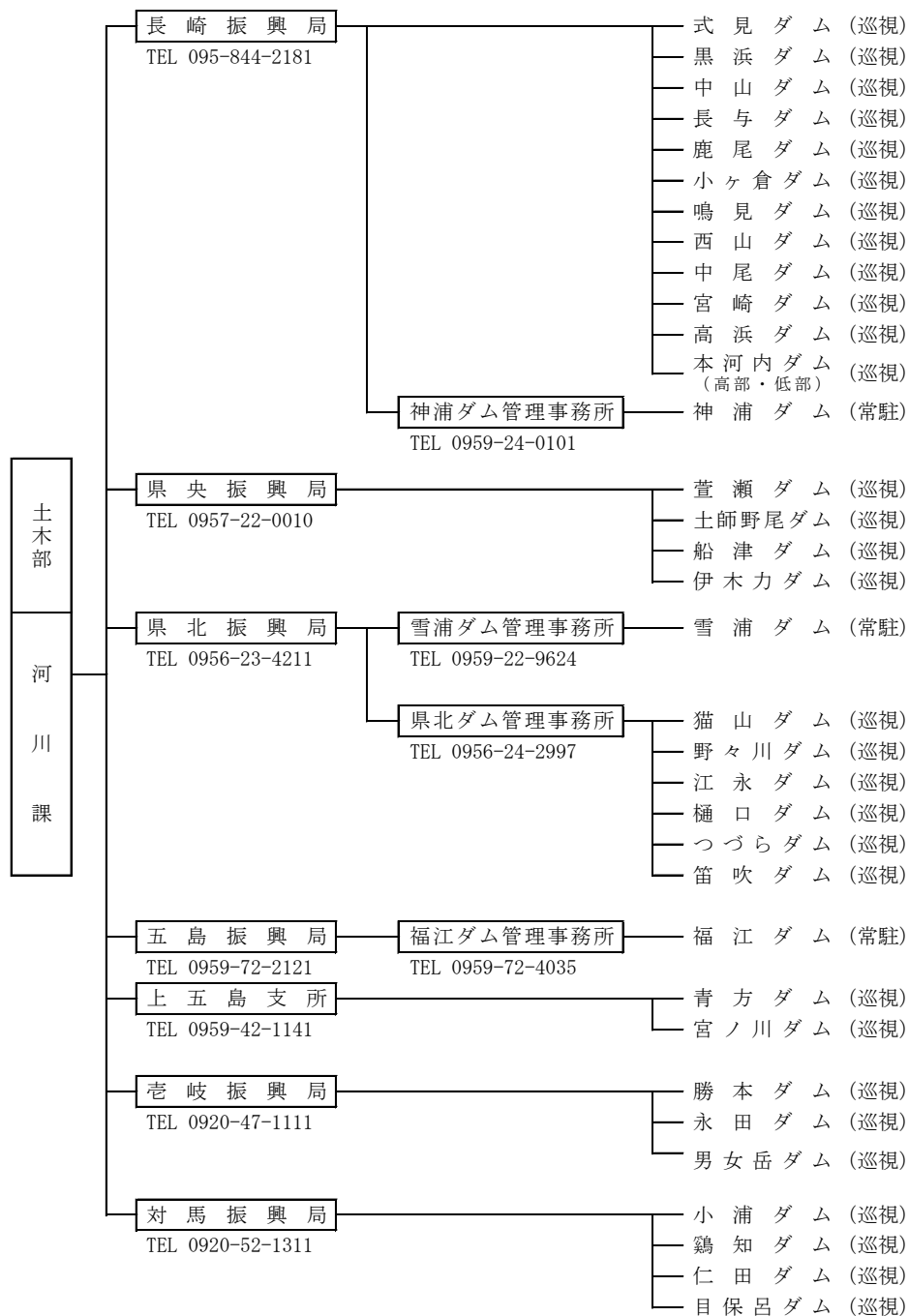
水防地方本部の名称、位置及び担当区域

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
長崎水防 地方本部	長崎市大橋町11-1 T E L (095) 844-2181 F A X (095) 849-2780	長崎振興局長	長崎市、西彼杵郡
県北水防 地方本部	佐世保市木場田町3-25 T E L (0956) 24-1419 F A X (0956) 25-0467	県北振興局長	佐世保市、平戸市、松浦市、 西海市、東彼杵郡、北松浦郡
県央水防 地方本部	諫早市永昌東町25-8 T E L (0957) 22-0010 F A X (0957) 23-6035	県央振興局長	諫早市、大村市
島原水防 地方本部	島原市城内1-1205 T E L (0957) 63-0612 F A X (0957) 63-2796	島原振興局長	島原市、雲仙市、南島原市
五島水防 地方本部	五島市福江町7-1 T E L (0959) 72-2734 F A X (0957) 72-4848	五島振興局長	五島市
上五島水防 地方本部	新上五島町有川郷578-2 T E L (0959) 42-1141 F A X (0959) 42-2327	五島振興局 上五島支所長	新上五島町
壱岐水防 地方本部	壱岐市郷ノ浦町本村触570 T E L (0920) 47-1111 F A X (0920) 47-5791	壱岐振興局長	壱岐市
対馬水防 地方本部	対馬市厳原町宮谷224 T E L (0920) 52-0398 F A X (0920) 52-7027	対馬振興局長	対馬市

4 ダムの管理について

- (1) ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめ十分に図っておくこと。
- (2) 水防地方本部は、次の事項に特に留意すること。
- ア ダムの操作状況を把握しておくこと。
- イ ダムからの放流時においては、下流河川の状況を把握し危険防止に努めること。
- (3) ダムの管理系統は、次のとおりである。

○ 長崎県ダム管理系統図



第5節 水防管理団体

(河川課)

水防管理者（市町長）は、当該行政区域内の河川・海岸で水防を必要とするところを常に把握し、十分な水防活動が行われるよう消防機関その他の必要な機関を組織しておくとともに、万一の場合における住民への警報の周知及び避難体制等についての万全を図るものとする。

第6節 指定水防管理団体

(河川課)

- 1 水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを、指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。（水防法第4条）

①諫早市 ②大村市 ③川棚町 ④島原市 ⑤松浦市 ⑥長崎市

2 水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては、当該水防協議会、水防協議会を置かずかつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町防災会議を置く市町である指定水防管理団体にあつては当該市町防災会議に諮って、毎年水防計画を樹立し、その計画書を少なくとも出水期までに知事に届け出なければならない。届け出に際しては、水防計画書2部をその地区を所管する県の地方機関を経由し、県河川課へ提出すること。なお、計画に変更がない場合、その旨文書により報告すること。
- (2) その他の水防管理団体においても、水防計画（市町防災計画内の水防部分を含む）について変更した場合は、少なくとも出水期までに変更内容について県の地方機関を経由し、県河川課へ水防計画書を2部提出するよう努めること。また、計画に変更がない場合は、その旨文書にて報告することとする。

第7節 長崎県大規模氾濫減災協議会

(河川課)

知事が組織する長崎県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第8節 重要水防区域と重要水防箇所

(河川課)

管内の水防区域のうち、特にその現状から、洪水、津波、高潮等が公共上に及ぼす影響のあるものを重要水防区域及び重要水防箇所とし、概ね次のとおりである。

1 重要水防区域（河川）

管内			長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (大瀬戸)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
区分													
河川法上の河川	一級河川 (直轄)	箇所数 延 長		42 7,835									42箇所 7,835m
	一級河川 (県管理)	箇所数 延 長		28 103,794	8 36,792								36箇所 140,586m
	二級河川	箇所数 延 長	51 192,919	31 159,350	57 270,984	67 381,314	25 112,258	15 72,260	23 130,154	9 31,468	16 64,336	45 216,010	339箇所 1,631,053m
	準用河川	箇所数 延 長	24 29,330	35 70,974	8 28,640	10 17,478		1 880	1 1,540		1 3,198		80箇所 152,040m
	小計	箇所数 延 長	75 222,249	136 343,498	73 336,416	77 398,792	25 112,258	16 73,140	24 131,694	9 31,468	17 67,534	45 216,010	497箇所 1,933,059m
河川法の適用を受けない河川		箇所数 延 長	108 103,080		22 46,817	32 35,374			1 1,100	13 11,530			176箇所 197,901m
総計		箇所数 延 長	183 325,329	136 343,498	95 383,233	109 434,166	25 112,258	16 73,140	25 132,794	22 42,998	17 67,534	45 216,010	673箇所 2,130,960m

2 重要水防区域（海岸）

管内			長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (大瀬戸)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
区分													
海岸保全区域	国土交通省河川局所管	箇所数 延長	23 19,971	10 8,418	29 30,736	7 4,329	12 4,210	13 5,590	12 6,991	15 7,215	2 373	14 4,918	137箇所 92,751m
	国土交通省港湾局所管	箇所数 延長	9 6,343	3 4,108	15 18,663	10 46,703	5 4,485	4 2,764	17 1,976	2 441	2 2,380	23 20,949	90箇所 108,812m
	水産庁所管	箇所数 延長	14 12,008		7 5,169	8 1,997	2 420		6 2,192		9 3,351	5 1,253	51箇所 26,390m
	農村振興局所管	箇所数 延長	11 16,830	6 4,769	6 8,055	11 9,084	26 23,220	7 3,300	5 8,280	1 1,050	14 8,142	15 3,587	102箇所 86,317m
	小計	箇所数 延長	57 55,152	19 17,295	57 62,623	36 62,113	45 32,335	24 11,654	40 19,439	18 8,706	27 14,246	57 30,707	380箇所 314,270m
	海岸保全区域以外の海岸	箇所数 延長	6 9,550	2 2,749			4 1,380				1 70		13箇所 13,749m
総計		箇所数 延長	63 64,702	21 20,044	57 62,623	36 62,113	49 33,715	24 11,654	40 19,439	18 8,706	28 14,316	57 30,707	393箇所 328,019m

3 重要水防箇所

管内			長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (大瀬戸)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
区分													
水門等			1	17	12	18	8	2	2		6	5	71箇所
農業用ダム及び老朽溜池			41	80	176	406	213	27	38		57	1	1,039箇所

4 土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域

管内 区分	長崎	県央	島原	県北	県北 (田平)	県北 (大瀬戸)	五島	上五島	壱岐	対馬	計
土石流危険渓流	720	160	199	589	202	71	157	363	51	273	2,785箇所
土砂災害警戒区域	1,009	468	200	933	171	119	502	633	35	728	4,798箇所

第9節 水防警報を行う河川

(河川課)

水防法第16条第1項の規定により国土交通大臣及び知事が指定する河川は、次のとおりであるが、これらの河川に係りのある水防管理者は、警報が発せられた場合における消防団の出動等について各々の水防計画に定めるものとする。

第10節 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(長崎河川国道事務所)

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

河川名	左右岸別	区 域
本 明 川	左 岸	長崎県諫早市本明名字高羽突15番の1地先
幹 川	右 岸	〃 〃 栄田名字宮の前139番の1地先
半造川	左 岸	長崎県諫早市船越名字埋津924番の33地先
	右 岸	〃 〃 小川町35番地の1地先
福田川	左 岸	長崎県諫早市福田町2842番の2地先
	右 岸	長崎県諫早市泉町929番地先

} 海まで

} 埋津橋下流端から
幹川合流点まで} 市造宮園橋下流端から
幹川合流点まで

2 水防警報の種類と条件

(1) 警報の種類

洪水時の河川に関する水防警報

種類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。

出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

津波に関する水防警報

種類	内 容
待 機	水防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

(2) 水防警報の発表基準

洪水時の河川に関する水防警報発表基準

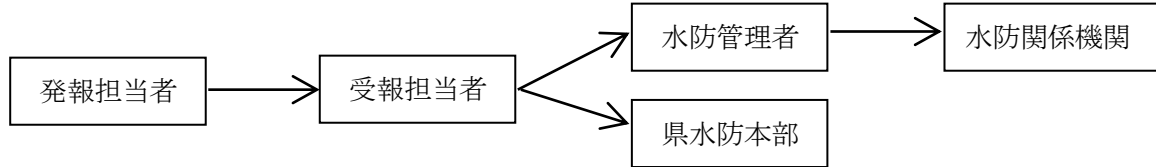
対 象 量水標	待 機	準 備	出 動	解 除	摘要
裏山	水防団待機水位1.70mに達し、氾濫注意水位2.70mに達すると思われるとき。	水防団待機水位1.70mを越え、氾濫注意水位2.70mを突破すると思われるとき。	氾濫注意水位2.70mに達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位2.70m以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。	本明川
埋津	水防団待機水位2.50mに達し、氾濫注意水位3.50mに達すると思われるとき。	水防団待機水位2.50mを越え、氾濫注意水位3.50mを突破すると思われるとき。	氾濫注意水位3.50mに達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位3.50m以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。	半造川

津波に関する水防警報発表基準

種類	内 容
待 機	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

3 水防警報の通知

- (1) 水防警報発表者
長崎河川国道事務所長
- (2) 通報系統



河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	水防管理者
本明川	裏 山	長崎河川国道事務所 調査第一課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 TEL0957-22-0010	諫早市長
半造川	埋 津	長崎河川国道事務所 調査第一課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 TEL0957-22-0010	諫早市長

ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。

4 気象高水観測通報要領

九州地方整備局風水害対策本部運営要領第5条第2項の5号に定める気象高水観測通報要領は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報通報条件
暴風、大雨、洪水、雷、津波、高潮及び濃霧に関する警報・注意報等が発表された場合には、その警報・注意報等の種別、発表気象官署名、地方名、発表日時を通報する。
- (2) 雨量観測通報条件
通報指示があった場合には、停止の指示があるまで、時間雨量を通報する。
なお、第一報時には、降り始めの時間と降り始めからの累加雨量を併せて通報する。
- (3) 水位観測通報条件

通 報 を 行 う 場 合	通 報 時 刻
水防団待機水位に達した場合	生 起 時
水防団待機水位を下回った場合	生 起 時
氾濫注意水位に達した場合	生 起 時
氾濫注意水位を下回った場合	生 起 時
計画高水位に達した場合	生 起 時
計画高水位を下回った場合	生 起 時
最高水位	生 起 時

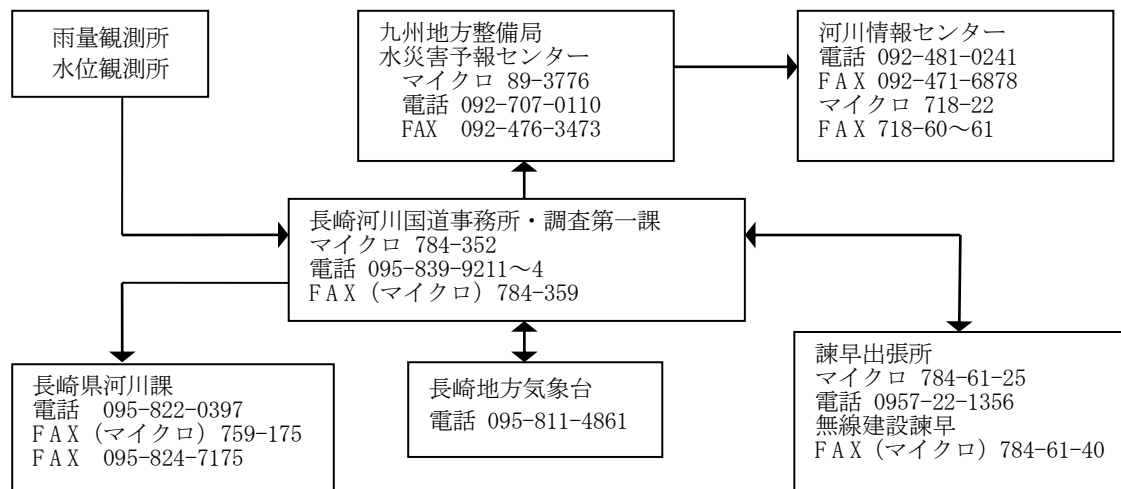
津波警報が発表された場合	生 起 時
水位の上昇が急で必要と思われるとき	そ の 都 度

その他、通報指示があった場合は、停止の指示があるまで通報する。

5 雨量及び水位の通報

(1) 雨量及び水位通報系統図

統一河川情報システムによる雨量及び水位の通報を原則とする。ただし、システムに障害が発生した場合は、下記雨量及び水位通報系統図に従って通報するものとする。



ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。

(2) 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	標高	観測開始年月日	電話応答
富川	小野	テレメーター	諫早市富川町	m 238	S 33年4月25日	095-839-7953 又は 095-839-7954
本明川	本野	テレメーター	諫早市上大渡野町	68.9	〃	
本明川	諫早	テレメーター	諫早市八天町	6.1	S 35年8月16日	
半造川	夫婦木	テレメーター	諫早市小川町	59.6	S 33年4月25日	
長田川	清水	テレメーター	諫早市福田町	163.7	〃	

(3) 水位観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団 待機 水位	氾 注 水 位	濫 意 位	避 難 判 断 位	氾 危 水 位	濫 険 位	計画高 水 位	既 往 最 高 水 位	電話応答
本明川	琴川橋	テレメーター	諫早市大渡野町	m 63.890	m 2.00	m 3.00		m	m		m 4.60	m 3.55	095-839-7953 又は 095-839-7954
本明川	裏 山	テレメーター	諫早市天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80	4.25			
本明川	不知火	テレメーター	諫早市長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20	4.73			
半造川	埋 津	テレメーター	諫早市船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00	5.10			
半造川	半造橋	テレメーター	諫早市幸町	-0.023						4.77			

第11節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で洪水予報を行う河川

(長崎河川国道事務所：長崎地方気象台)

水防法第10条2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は次のとおりである。

1 本明川水系洪水予報実施区域

水系名	河川名	実施区間
本明川水系	本明川	左岸 長崎県諫早市本明名字高羽突15番の1地先 右岸 長崎県諫早市栄田名字宮の前139番の1地先 } ~海まで

2 洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生」又は 「氾濫発生情報 （氾濫水の予報）」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を越える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を越える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

注1：堤防等の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この付表2によらずに洪水予報を発表することができる。

注2：「洪水警報（氾濫発生情報）」は氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

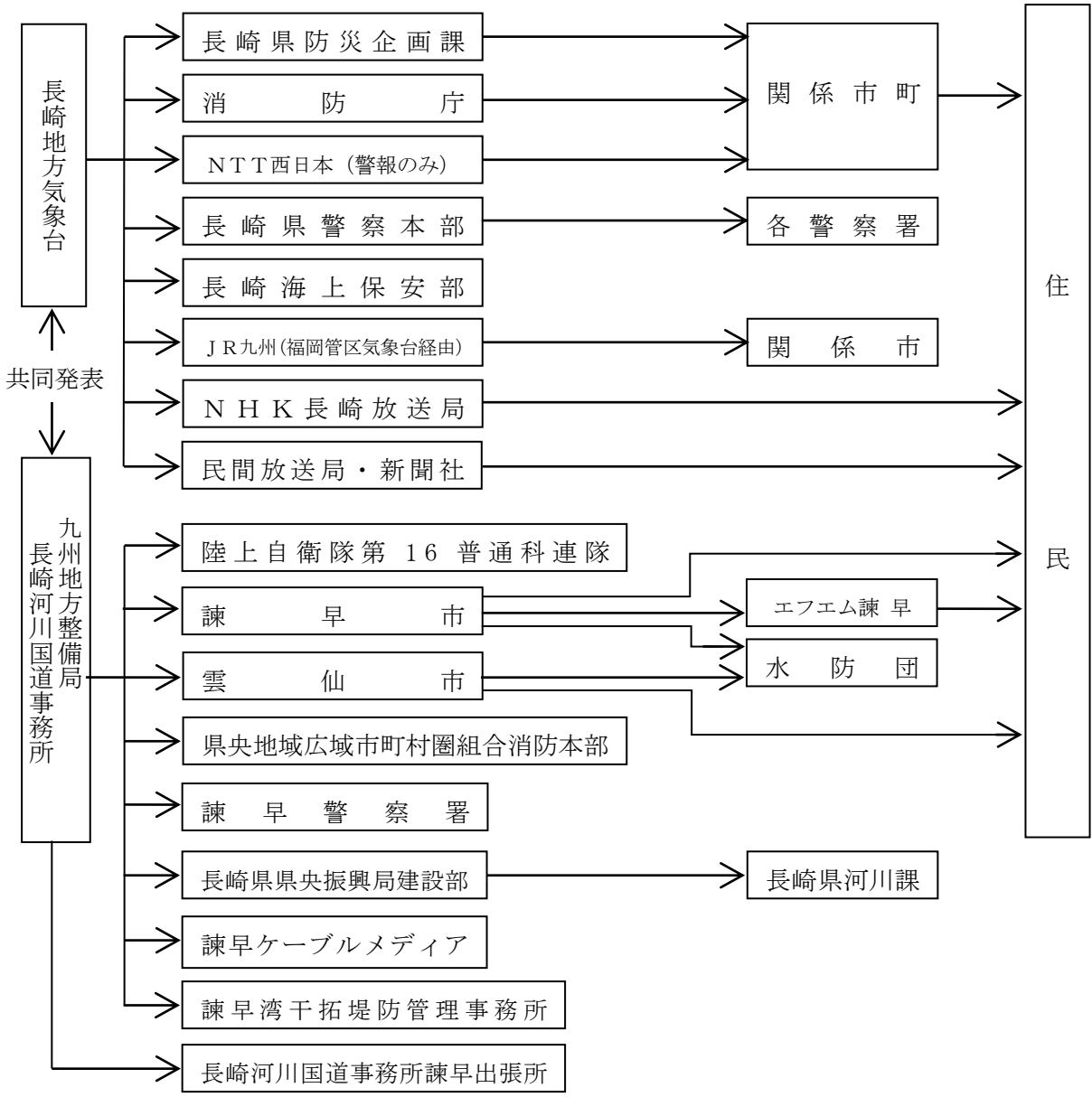
注3：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注4：「洪水警報（氾濫発生情報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

3 基準地点（注・警報を発表する際の基準とする水位・流量観測所の位置）

河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
本明川	裏山（長崎県諫早市天満町）	2.70m	3.00m	3.70m	4.80m

4 本明川の指定河川洪水予報の伝達系統図



第12節 国土交通大臣が水位情報(到達情報)の通知及び周知を行う河川

(長崎河川国道事務所)

水防法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水位情報（到達情報）の通知及び周知させる内容は以下のとおりである。

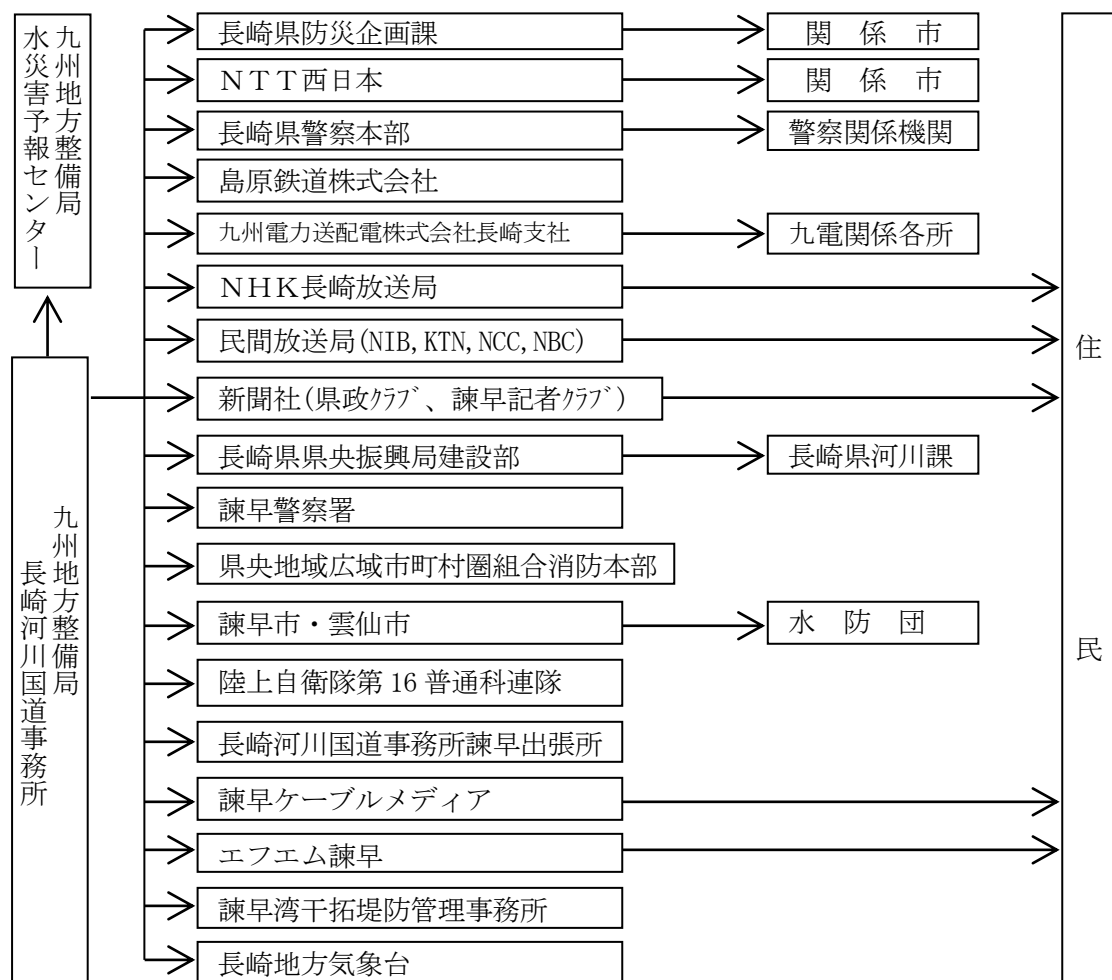
1 国土交通大臣が避難判断水位（到達情報）の通知及び周知を行う河川

河川名	区 域
本明川水系 半造川	(左岸) 長崎県諫早市船越名字埋津924番の33地先 (右岸) 長崎県諫早市小川町35番地の1地先 } 埋津橋下流端から 幹川合流点まで

2 基準地点と水位（注：水位情報を発表する際の基準となる水位・流量観測所の位置）

河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
半造川	埋津（諫早市船越町）	3.50m	3.60m	4.30m	5.00m

3 本明川の水位情報（到達情報）の通知及び周知の伝達系統図



第13節 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川

(河川課)

1 知事が水防警報を行う河川（水防法第16条）……………「水防警報河川」

河川名	水防警報の区間	基準量水標 及び水位基準	水防警報発表者	関係水防 管理団体	通報系統
相 浦 川	(左右岸) 小川内合流点～海	「3 対象量水標 及び指定水位」 のとおり	県北振興局長	佐世保市	「6 通報 系統」の とおり
川 棚 川	(左右岸) 麻生瀬橋～海		県北振興局長	川 棚 町	
大上戸川	(左右岸) 藤の川合流点～海 ※ 右岸側普通河川との合流点まで		県央振興局長	大 村 市	
志 佐 川	(右岸) 松浦市志佐町高野～海 (左岸) 松浦市志佐町池成～海		県北振興局長	松 浦 市	

2 知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）……………「水位周知河川」

河川名	水位情報周知区間	基準量水標 及び水位基準	水位情報発表者	関係水防 官理団体	通報系統
中 島 川	左右岸：長崎市本河内1丁目～海 3,450m	「3 対象量水標 及び指定水位」 のとおり	長崎振興局長	長 崎 市	「6 通報 系統」の とおり
浦 上 川	左岸：長崎市川平町～海 右岸：長崎市三ツ山町～海 9,257m		長崎振興局長	長 崎 市	
八 郎 川	左右岸：長崎市船石町～海 6,415m		長崎振興局長	長 崎 市	
長 与 川	左右岸：西彼杵郡長与町本川内郷～海 7,770m		長崎振興局長	長 与 町	
時 津 川	左右岸：西彼杵郡時津町元村郷～海 2,740m		長崎振興局長	時 津 町	
半 造 川	左右岸：諫早市栗面本村名～埋津橋下流端 1,068m		県央振興局長	諫 早 市	
大上戸川	左右岸：大村市上諏訪町～海 3,160m		県央振興局長	大 村 市	
内 田 川	左岸：大村市玖島3丁目～海 右岸：大村市武部町～海 1,150m		県央振興局長	大 村 市	
郡 川	左右岸：大村市中岳町～海 9,450m		県央振興局長	大 村 市	
大 手 川	左岸：島原市上新丁1丁目～海 右岸：島原市上新丁2丁目～海 1,440m		島原振興局長	島 原 市	
山 田 川	左右岸：雲仙市吾妻町布江～海 2,245m		島 原 振 興 局	佐世保市	
有 家 川	左岸：南島原市有家町大字山川～海 右岸：南島原市西有家町大字里坊～海 2,400m		島 原 振 興 局	南島原市	
相 浦 川	左右岸：小川内川合流点～海 6,810m		県北振興局長	佐世保市	
宮 村 川	左岸：佐世保市萩坂町～海 右岸：佐世保市城間町～海 3,151m		県北振興局長	佐世保市	
早 岐 川	左右岸：佐世保市上原町～海 2,692m		県北振興局長	佐世保市	
江 迎 川	左右岸：佐世保市江迎町猪調田川内頭～海 9,451m		県北振興局長	佐世保市	
佐世保川	左右岸：佐世保市桜木町～海 5,220m		県北振興局長	佐世保市	
小 森 川	左右岸：佐世保市横手町～海 9,822m		県北振興局長	佐世保市	
彼 杵 川	左右岸：東彼杵郡東彼杵町坂本郷～海 5,600m		県北振興局長	東彼杵町	
川 棚 川	左右岸：山口橋～海 19,352m		県北振興局長	波佐見町 川 棚 町	
佐 々 川	左右岸：高峰川合流点～海 8,200m		県北振興局長	佐 々 町	

第6章 水防計画

鏡 川	左岸：平戸市鏡川町～海 右岸：平戸市石川町～海	665m	県北振興局長	平 戸 市
志 佐 川	左岸：松浦市志佐町池成～海 右岸：松浦市志佐町高野～海	3,250m	県北振興局長	松 浦 市
雪 浦 川	左岸：西海市大瀬戸町雪浦幸物郷～海 右岸：西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷～海	840m	県北振興局長	西 海 市
佐 々 川	左右岸：高峰川合流点～海	8,200m	県北振興局長	佐 々 町
福 江 川	左岸：五島市木場町～海 右岸：五島市大円寺町～海	2,300m	五島振興局長	五 島 市
釣 道 川	左右岸：南松浦郡新上五島町青方ダム直下～海	1,400m	五島振興局 上五島支所長	新上五島町
永 田 川	左右岸：永田ダム直下～海	1,800m	壱岐振興局	壱 岐 市
厳原本川	左右岸：対馬市厳原町宮谷馬場崎橋～海	1,780m	対馬振興局長	対 馬 市
佐 護 川	左右岸：対馬市上県町佐護東里1183～海	5,200m	対馬振興局長	対 馬 市

3 対象量水標及び指定水位

		量水標名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
中 島 川	水位周知河川	古 町 橋	長崎市麴屋町	2.0m	2.5m	3.7m	4.3m
浦 上 川	水位周知河川	大 橋	長崎市岡町	2.7m	3.3m	3.8m	4.6m
八 郎 川	水位周知河川	八 郎 橋	長崎市平間町	1.5m	2.1m	2.2m	3.1m
長 与 川	水位周知河川	長 与 駅 前	長与町吉無田郷	1.2m	1.7m	1.7m	2.2m
時 津 川	水位周知河川	丸 田 橋	時津町元村郷	1.0m	1.4m	1.5m	1.9m
半 造 川	水位周知河川	埋 津	諫早市船越町	2.5m	3.5m	3.6m	4.3m
大 上 戸 川	水防警報河川	(本 堂 川 橋)	大村市乾馬場町	(1.2m)	(1.5m)		(2.4m)
	水位周知河川	金 丸 橋	大村市西三城町	1.8m	2.1m	2.3m	3.0m
内 田 川	水位周知河川	内 田 川	大村市政島三丁目	1.1m	1.5m	1.9m	2.7m
郡 川	水位周知河川	鬼 橋	大村市鬼橋町	1.1m	1.3m	3.4m	3.9m
大 手 川	水位周知河川	大 手 川	島原市萩原一丁目	1.6m	2.2m	2.4m	2.8m
山 田 川	水位周知河川	山 田 川	雲仙市吾妻町	1.0m	1.6m	2.2m	2.8m
有 家 川	水位周知河川	有 家 川	南島原市有家町	1.0m	1.6m	1.9m	2.5m
相 浦 川	水防警報河川	(中 里 橋)	佐世保市中里町	(3.1m)	(3.4m)		(4.0m)
	水位周知河川	相 浦 橋	佐世保市木宮町	2.8m	3.1m	3.5m	4.1m
宮 村 川	水位周知河川	朝 日 橋	佐世保市城間町	2.1m	2.3m	2.3m	2.9m
早 岐 川	水位周知河川	花高ハ ^イ ハ ^ス 橋	佐世保市早苗町	1.0m	1.7m	1.7m	2.1m
江 迎 川	水位周知河川	高 岩 橋	佐世保市江迎町北平免	1.2m	1.8m	1.8m	3.0m
佐 世 保 川	水位周知河川	県 北 振 興 局	佐世保市木場田町	2.0m	2.3m	2.6m	3.2m
小 森 川	水位周知河川	小 森 橋	佐世保市権常寺町	2.0m	2.6m	3.2m	4.0m
彼 杵 川	水位周知河川	彼 杵 大 橋	東彼杵町蔵本郷	1.9m	2.2m	2.3m	2.6m
川 棚 川	水防警報河川 水位周知河川	(倉 本 橋)	川棚町石木郷	(2.7m)	(3.2m)		(4.5m)
		山 道 橋	川棚町中組郷	1.6m	2.0m	3.8m	4.5m
		(江 川 橋)	川棚町中組郷	(2.1m)	(2.6m)		(3.6m)
		波 佐 見 町 役 場	波佐見町宿郷	4.2m	4.6m	4.7m	5.4m
佐 々 川	水位周知河川	新 佐 々 橋	佐々町本田原免	3.4m	3.9m	4.8m	5.7m
鏡 川	水位周知河川	法 音 寺 橋	平戸市戸石町	0.9m	1.1m	1.1m	1.2m
志 佐 川	水防警報河川	高 野 橋	松浦市志佐町	1.8m	2.1m	2.2m	2.5m

	水位周知河川	(鹿 爪 橋)	松浦市志佐町	(2.4m)	(2.7m)		(3.7m)
雪 浦 川	水位周知河川	奥 浦	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	3.6m	4.1m	4.4m	4.8m
福 江 川	水位周知河川	福 江 川	五島市三尾野	2.0m	2.5m	3.3m	4.7m
釣 道 川	水位周知河川	釣 道 川	新上五島町青方郷	0.9m	1.2m	1.4m	1.8m
永 田 川	水位周知河川	永 田 川	壱岐市郷ノ浦町	0.9m	1.1m	1.1m	1.3m
巖 原 本 川	水位周知河川	巖 原 本 川	対馬市巖原町	0.5m	0.9m	0.9m	1.3m
佐 護 川	水位周知河川	佐 護 川	対馬市上県町	3.1m	3.6m	3.6m	4.0m

※注 太字は通知水位 ※注 () は量水標のみ

4 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	内 容	発表基準	伝達様式
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	別表2 様式－1 様式－6
準備	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破する恐れがあるとき。	別表2 様式－2
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	別表2 様式－3
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」を超え、災害がおこる恐れがあるとき。	別表2 様式－4 様式－5
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に下降し、再び増水の恐れがないとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	別表2 様式－7

(2) 津波に関する水防警報発表基準

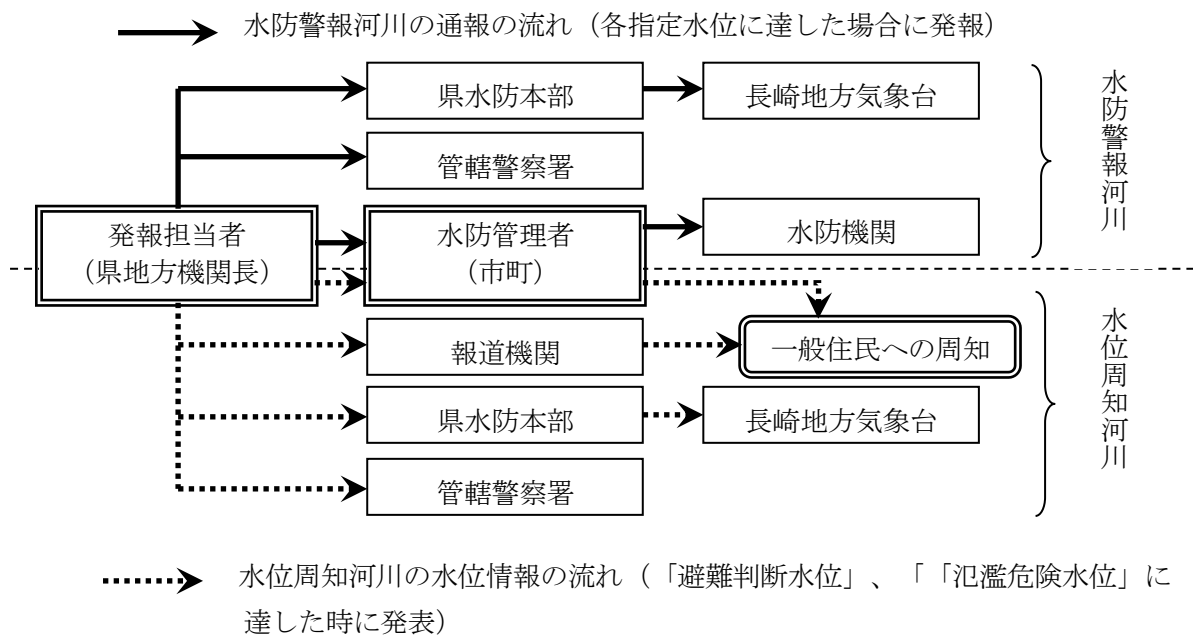
種類	内 容	発表基準
待機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨の警告をするもの。	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

5 氾濫危険水位（水防法13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

内 容	発表基準	伝達様式
市町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「避難判断水位」の到達した場合	別表2 様式－9
	基準量水標において、「氾濫危険水位」の到達した場合	別表2 様式－10

※但し、「避難判断水位」は水防管理者のみへ発表する。

6 通報系統



第14節 雨量の通報

(河川課)

- 1 水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告するものとする。
- 2 水防地方本部は、管下の水防管理者からの通報があった場合は、直ちに水防本部に報告する。
- 3 水防管理者又は地方本部の報告は、下記の要領による。
 - (1) 定量観測報告：総雨量が50mm、75mm、100mmになったとき、及び時間雨量が30mmに達したとき。
 - (2) 定時観測報告：総雨量が100mmを超えたときは、30分毎に報告する。
 - (3) 終雨報告：天候が回復し、雨が止んだときに報告する。
 - (4) 特に指定されたとき
- 4 雨量観測所は、別冊水防計画書による。

第15節 水位の通報及び公表

(河川課)

- 1 県が定める量水標管理者は、水防法第12条第1項の規定に基づき「水防団待機水位（通報水位）」を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報し、水防法第12条第2項の規定に基づき「氾濫注意水位（警戒水位）」を超えるときは、水位状況を公表する。
- 2 水防法第12条の規定に基づく県が定める量水標管理者及び量水標は別表4のとおりとする。
- 3 水位の公表については、長崎県河川砂防情報システムにより、パソコンやスマートフォン等から情報を提供する。
(インターネット用アドレス)
<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>
- 4 知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）の水位が氾濫危険水位に到達したとき、河川管理者から水防管理者に直接電話連絡を行う。【ホットライン】

第16節 潮位の通報

(港湾課)

- 1 水防管理者は、気象情報を受け高潮の危険が予知されるときは、その変動を監視し、波浪の最高波高を10cm単位で水防地方本部に報告するものとする。
- 2 ただし、有明海沿岸において潮位が(+)3.20mに達し、なお、次の4の気象状況がこれに伴うときは、水防管理者は、1の報告と同時に消防機関をして配置につかせる。
- 3 水防地方本部は、4の気象状況の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡するものとする。
また、水防本部は、直ちにこれを長崎地方気象台に通報する。
- 4 風向及び風速の概略（有明海において風速15m～20m以上の風が起こり、同時に満潮時になるとき。）
- 5 報告は、「水位報告」に準ずる。
- 6 潮位観測所は、別冊水防計画書による。

第17節 通信連絡

(河川課)

通信連絡の確保は水防の根源である。

特に大災害時に発生する有線通信の途絶及び停電時の対策の確立と連絡の迅速性、確実性を期するため、通信施設の有効利用を図るものとする。

1 防災行政無線

昭和60年度に全県下の市町村に導入を完了（電話及びFAX）。

水防本部設置時には、長崎県災害警戒本部と共同して、全局一斉により、次の情報を各市町・各水防地方本部に送信する。

防災気象情報（警報・大雨情報等） 随時

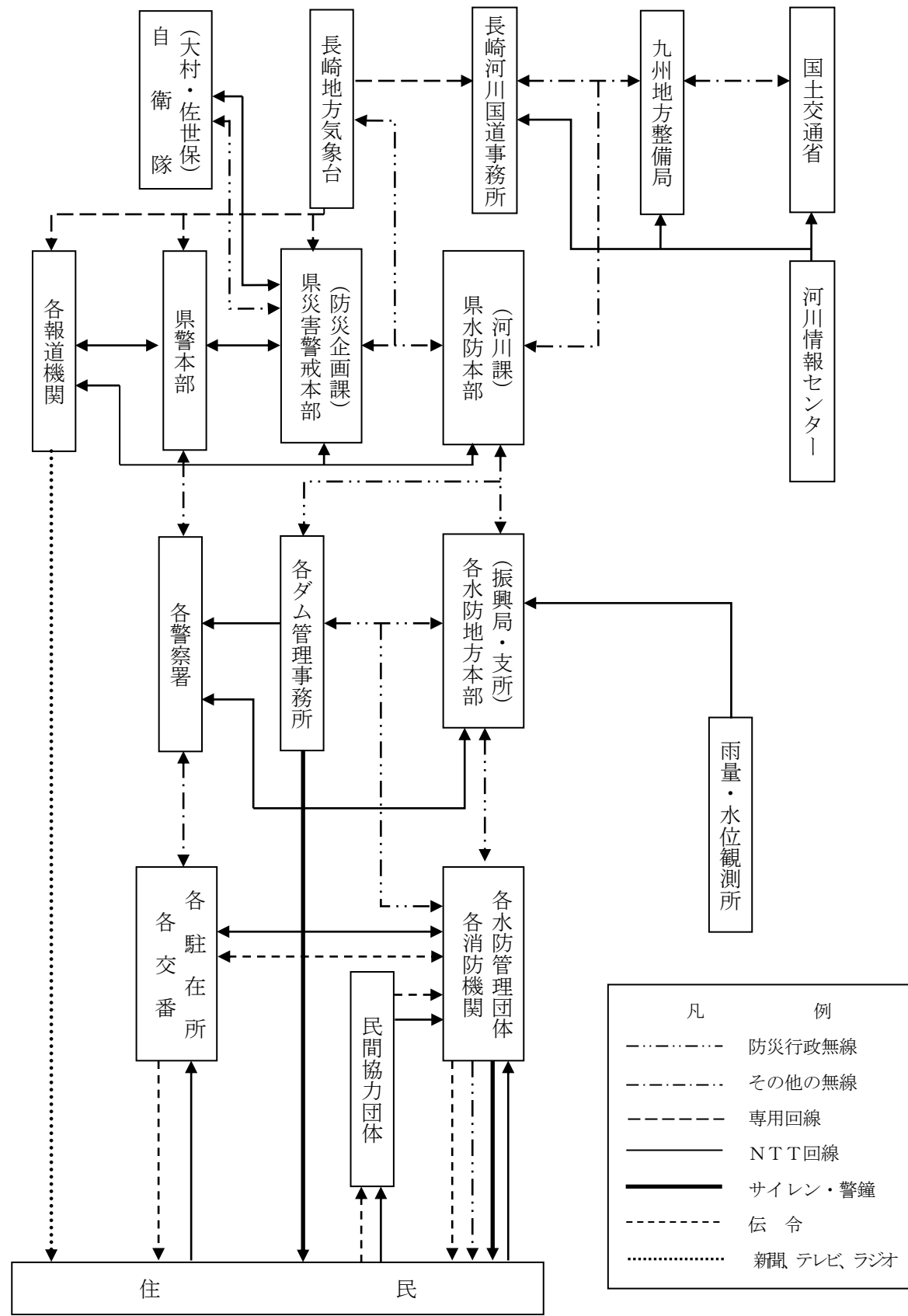
2 雨量、河川水位情報の住民への提供

(1) 県において設置した雨量計、河川水位計の情報を長崎県河川砂防情報システムにより、パソコンやスマートフォン等から情報提供する。

インターネットアドレス：<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp>

3 水防本部、水防地方本部、水防管理団体、消防機関との連絡は、次の表によるものとする。

水防情報伝達系統図



第18節 水防倉庫及び資器材の備蓄

(河川課)

1 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資器材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のうE10mに必要な資器材

種 類	単位	数量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢 (大型ハンマー)	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

2 資器材の確保と補充

水防管理者は、資器材確保のため水防区域近在の資器材業者を登録し、常に手持資器材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

3 県の水防備蓄資器材

県の水防地方本部は、管内水防管理団体の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を準備し、各地区の緊急補給に備えておかなければならない。また、県水防資器材の受払については、下表により受払簿を備え、資器材の使用により不足等が生じた場合は、すみやかに水防本部（県河川課）へ連絡すること。

4 水防倉庫の配置は、別表6-1のとおりであり、水防資器材の備蓄状況は別表6-2のとおりである。

水 防 資 器 材 受 払 簿

様式例

水防地方本部名： _____

水防資器材品名： _____

取扱者	年月日	単位	受	払	残	受払内容

第19節 輸送路の確保

(河川課)

- 1 水防地方本部は、緊急時の管轄輸送路（迂回路）の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知しておくものとする。
- 2 市町道についても水防管理者は1に準じて確保しておくものとする。
- 3 水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくものとする。
- 4 その他
異常気象時の交通規制区間は、別冊水防計画書による。

第20節 水防信号、標識、身分証票等

(河川課)

1 水防信号

長崎県水防信号規則の定めるところにより、次のとおり発する。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○— 約15秒 休止 約5秒 ○— 約15秒 休止 約5秒 ○—
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 ○— 約6秒 休止 約5秒 ○— 約6秒 休止 約5秒 ○—
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○— 約5秒 休止 約10秒 ○— 約5秒 休止 約10秒 ○—
第4信号	乱打	約1分 ○— 約5秒 休止 約1分 ○—

備 考

- ① 第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ② 第2信号は、水防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ③ 第3信号は、水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- ④ 第4信号は、必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- ⑤ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- ⑥ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2 標 識

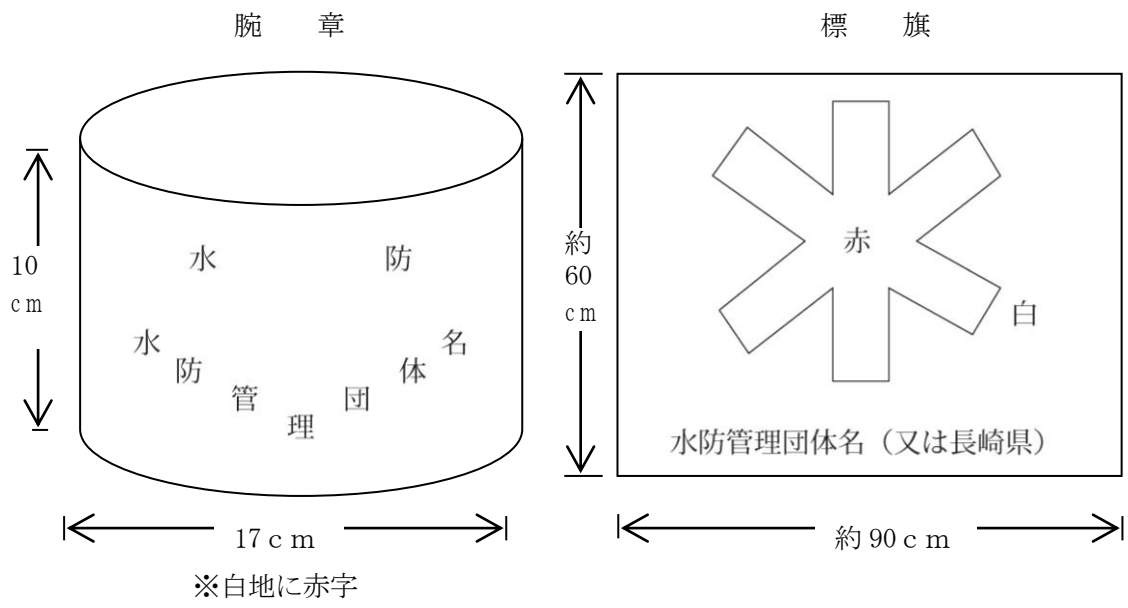
水防作業の正確、迅速かつ規律正しい行動を規制するための次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。

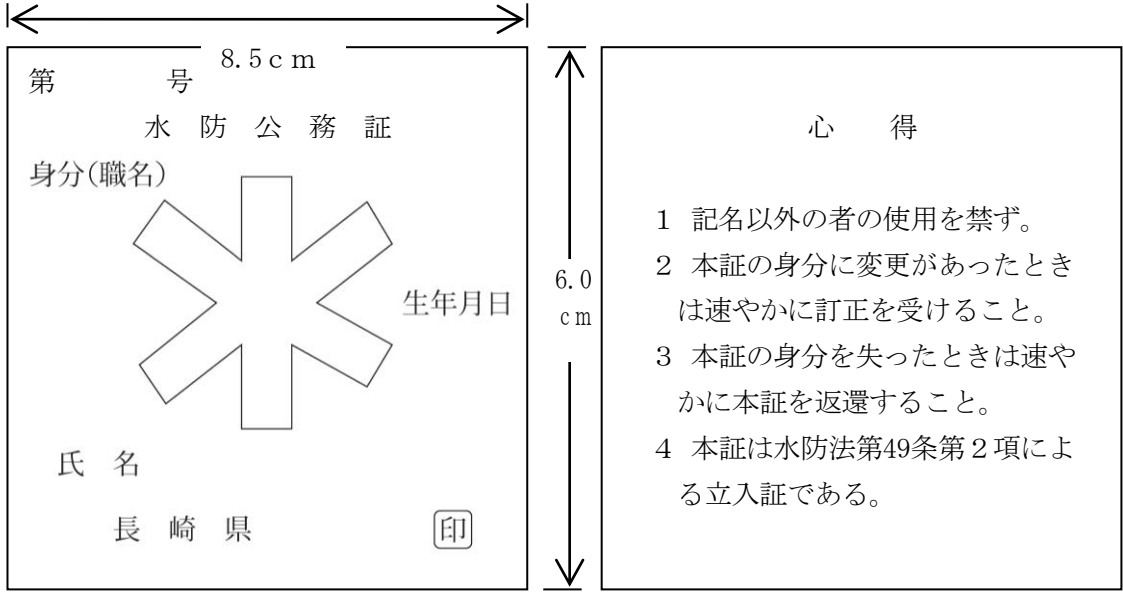
(2) 緊急車馬優先通行標識

緊急水防用として使用する車馬は、次の標識を掲げる。



3 身分証票

(1) 水防法第49条第2項による県職員の身分証票は、次のとおりである。



(2) 各水防管理団体の証票は、県に準じて措置するものとする。

第21節 公用負担と費用負担

(河川課)

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

身 分

氏 名

この者に××区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水 防 管 理 者

氏 名

印

2 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はそれに準ずる者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 之 証				
住 所				
負担者				
氏 名				
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
年 月 日				
命 令 者 氏 名				印

この権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

3 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、水防法第41条により各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

第22節 水防活動

(河川課)

1 長崎県水防本部の水防配備体制

平常勤務から水防配備体制への移行は、迅速確実に行うよう水防本部長は勤務者を次の要領により配備する。

◎水防配備体制の種類

- 第1 配備体制 気象情報により、警戒を必要とする場合に、情報、連絡の活動に必要な人員を配備につかせる。
- 第2 配備体制 水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半分を配備につかせる。
- 第3 配備体制 情報を総合して事態切迫するに至って第2 配備体制で処理困難な状態が認められる場合は、完全水防体制のために所属職員を配備につかせる。

なお、この配備体制は事態に応じて、第1 配備体制から直ちに第3 配備体制を発令する場合もある。

- 〔注〕① 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も自動的に出動しなければならない。
- ② 第1 配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさけ、待機しなければならない。
- ③ 水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。

2 水防地方本部の水防配備体制

水防地方本部は、前項に準じて配備体制に万全を期すよう努めなければならない。

第23節 水防管理団体の水防体制

(河川課)

1 水防管理団体の水防配備体制

各水防管理団体は、水防本部の配備体制に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

水防活動の段階

- ア 水防管理団体は、地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、N T T電話その他の手段により受ける。
- イ 水防管理団体は、通報を受けた場合又は洪水等危険を察知した場合は、第1 段階として計画した人員を招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。
- ウ 水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又はその他必要と認めるときは、第2 段階として計画した人員を配置につけるとともに、器具、資材を整備し、出動準備を整える。

エ 水防管理者は、次の場合第3段階として計画した人員を出動せしめ、警戒配備につかせる。（水防第1信号、第2信号を逐次発する）

- ① 河川又は溜池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ② 潮位が（＋）3.2m（特に有明海沿岸）に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
- ③ 台風が長崎県内を通過するとき。

オ 水防第3信号により、居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。

水防第4信号で居住者が退避する。

カ 警報が解除になり、かつ氾濫注意水位（警戒水位）を下まわり、再度水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除し、水防地方本部を通じ水防本部長に報告する。

〔注〕水防上の心得

- ① 命令なくして部署をはなれたり、勝手な行動をとってはならない。
- ② 作業中は私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ③ 夜間など特に言動を慎しみ、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動を弄してはならない。
- ④ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- ⑤ 津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

2 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、水防地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報し、また水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するとともに、水防団体は相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第24節 避難のための立退き

（河川課）

水防本部長又はその命を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第29条に基づき必要であると認めたときは、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立退きを指示する。

水防管理者は事前に立退計画を作成し、予定立退先経路等に必要なる措置を講じておくものとする。

第25節 応援及び相互協定

(河川課)

1 応援

水防法第23条に基づき、水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めるものとする。

応援のため派遣させられる者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。

2 相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定をしておかなければならない。

第26節 自衛隊の派遣要請

(河川課)

1 水防管理者は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、水防本部長を通じ、自衛隊の派遣を要請するものとする。

2 要請方法

市町長等が災害派遣の要請をする場合には、次の事項を明示した派遣要請書を知事（河川課）あて提出する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話で行った後、速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となる事項
- (6) 宿泊施設の有無、宿泊場所、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救護のため必要とする諸器材の有無、駐車適地の有無等

第27節 水防配備体制の解除

(河川課)

1 長崎県水防本部の水防配備体制の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

2 水防管理団体の水防配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第28節 水防顛末報告

(河川課)

水防活動が終結したときは、水防管理者にあつては水防地方本部長に、水防地方本部長にあつては本部長に報告するものとする。

第29節 水防訓練

(河川課)

1 実施訓練

水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うことが多いので、次の事項について充分訓練を行うこと。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門等の開閉操作
- (7) 避難、誘導

2 実施時期

- (1) 水防管理団体は、出水期前までに実施する。
- (2) 地方本部は、水防本部の指示する時期。

第7章 土砂災害防止計画

第1節 総則

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

この計画は災害対策基本法第40条及び土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日）中央防災会議決定並びに、建設事務次官通達（「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号昭和57年8月10日付）林野庁長官通達（「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」30林野治第1674号平成31年3月14日付）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行：以降 土砂災害防止法）に基づき長崎県地域防災計画の一環として土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって長崎県下の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動及び市町地域防災計画策定に際しての指針を示すものである。

第2節 総合土砂災害対策推進連絡会 並びに山地災害対策推進連絡会

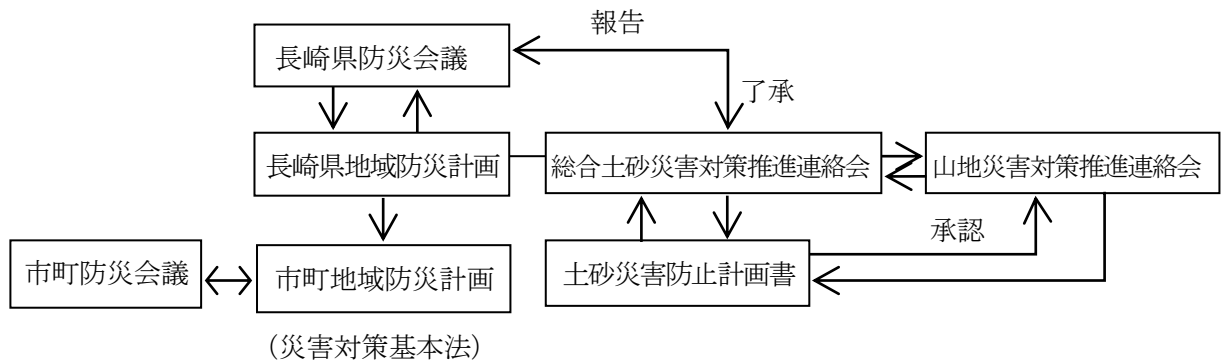
(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 建設事務次官通達（建設省河第45号昭和57年8月10日付）および建設省砂防部長通達（建設省河砂第50号昭和57年9月1日付）並びに林野庁長官通達（57林野治第3314号昭和57年8月28日付）、林野庁指導部長通達（58林野治第256号昭和58年2月8日付）に基づき総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会を設置し、県における土砂災害に関する重要な事項（地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項）を審議する。

2 設置目的

- ・土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域等の資料を関係市町に提供し、市町地域防災計画に組み入れて、地域住民の理解を求める。
- ・危険箇所に順次標識を設置する。
- ・危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図る。
- ・地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項
- ・その他必要な事項についても関係の機関と市町で調整し、危険箇所の対策を推進する。

3 長崎県総合土砂災害対策推進連絡会及び長崎県山地災害対策推進連絡会は下図のように位置づけられ次の委員で構成する。



長崎県総合土砂災害対策推進連絡会委員名簿

職 名	役 職 名
会 長	長崎県 土 木 部 長
委 員	長崎地方気象台観測予報管理官
〃	九州地方整備局地域河川調整官
〃	国土交通省長崎河川国道事務所長
〃	長崎市消防局警防課長
〃	佐世保市消防局警防課長
〃	長崎県警察本部警備課長
〃	長崎県防災企画課長
〃	〃 農林部森林整備室長
〃	〃 〃 農村整備課長
〃	〃 〃 土木部都市政策課長
〃	〃 〃 道路維持課長
〃	〃 〃 砂防課長
〃	〃 〃 建築課長
〃	〃 〃 河川課長
〃	〃 福祉保健部福祉保健課長
〃	長崎県市長会長が指定する職員
〃	長崎県町村会長が指定する職員

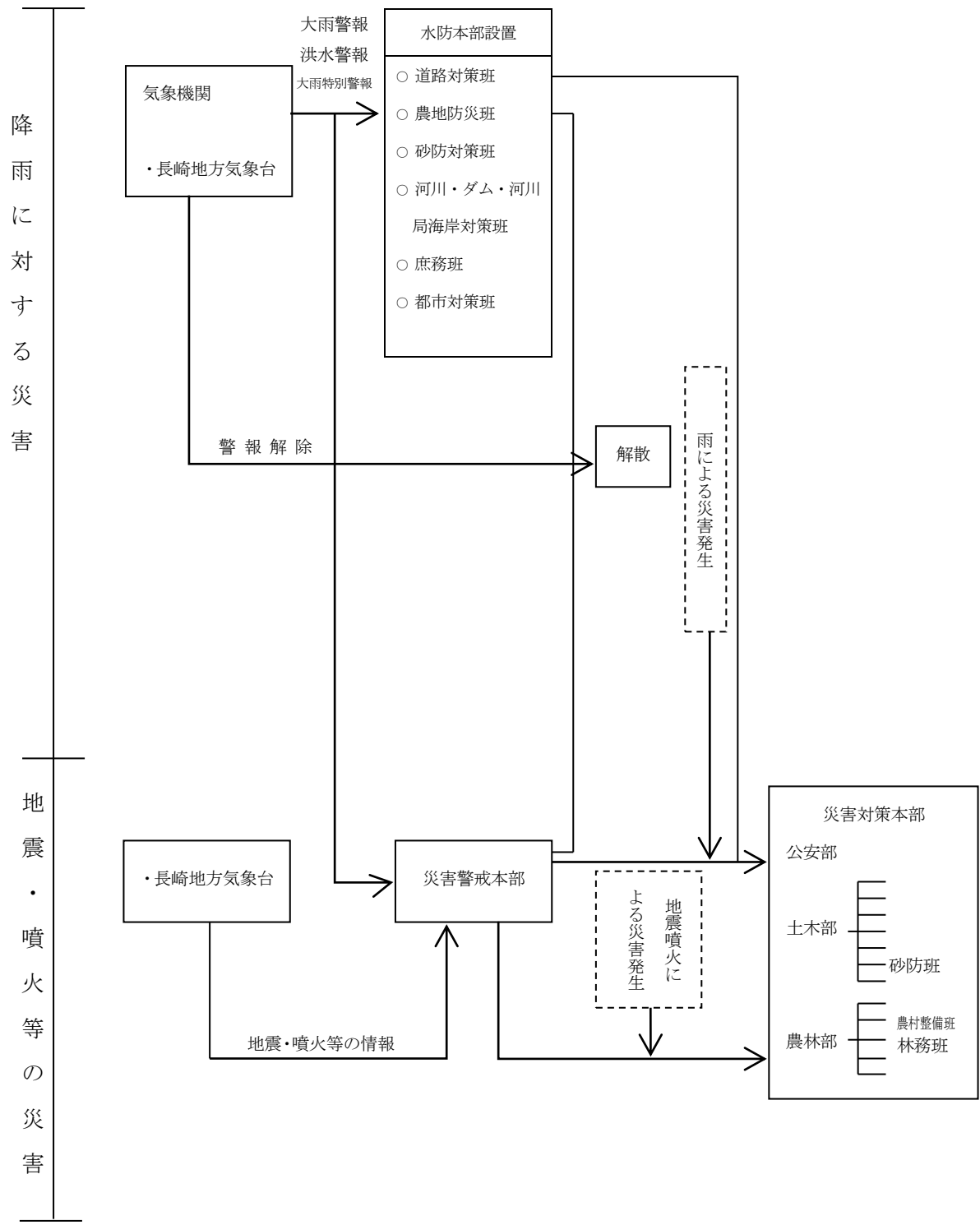
長崎県山地災害対策推進連絡会委員名簿

役員等	関係機関名	職員
会員（委員）	長 崎 県 農 林 部	部 長
副会長（委員）	〃 〃	次 長
委 員	長崎地方気象台	観測予報管理官
〃	九州森林管理局	治 山 課 長
〃	長崎森林管理署	署 長
〃	長崎県市長会長が指定する職員	
〃	長崎県町村会長が指定する職員	
〃	長 崎 市 消 防 局	警 防 課 長
〃	佐 世 保 市 消 防 局	警 防 課 長
〃	長 崎 県 警 察 本 部	警 備 課 長
〃	長 崎 県	危 機 管 理 課 長
〃	〃 土 木 部	河 川 課 長
〃	〃 〃	砂 防 課 長
〃	〃 農 林 部	農 政 課 長
〃	〃 〃	農 村 整 備 課 長
〃	〃 〃	森 林 整 備 室 長

第 3 節 土砂災害防止組織

(農村整備課：森林整備室：砂防課：防災企画課)

1 土砂災害防止体制における組織計画の概要は次図のとおりである。



2 土砂災害防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務を処理する。

(1) 長崎県災害警戒本部の構成

本部長 危機管理対策監

副本部長 防災企画課長、河川課長

本部員 防災企画課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道路維持課、
農村整備課、森林整備室、砂防課の各課員

土砂災害担当

3 水防本部及び災害対策本部における土砂災害担当部局の事務分担は下表のとおりである。

(1) 水防本部における事務分担

班 名 班 長	班 名 班 長	係 長	業 務	備 考
砂 防 対 策 班 (砂防課総括課長補佐) (技 術)	情 報 係 (砂防計画班班長)	当該班員	・砂防・地すべり、急傾斜の状況把握と関係機関との連絡調整	国土交通省所管
	調 査 係 (保全班班長)	同 上	・砂防・地すべり、急傾斜地の被害状況の把握及び関係機関との通報又は連絡	同 上
農 村 整 備 班 (農村整備課企画監)	農 地 防 災 班 (農地防災班班長)	同 上	・地すべりの状況把握並びに関係機関との連絡調整	農林水産省所管

(2) 災害対策本部における事務分担

班名	班長担当職	事務分掌	備 考
砂 防 班	砂 防 課 長	1. 土石流対策に関すること。 2. 地すべり対策に関すること。 3. 急傾斜地対策に関すること。 4. 土砂災害防止法に関すること。	国土交通省所管
林 務 班	森 林 整 備 室 長	森林及び林道の災害対策に関すること。	林野庁所管
農 村 整 備 班	農 村 整 備 課 長	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。	農林水産省所管

第4節 土砂災害における警戒避難体制

(農村整備課：森林整備室：砂防課：観光振興課)

土石流、崖崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある区域に居住する住民（以下「関係住民」という。）に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に速やかな情報提供と適切な避難方法を講じ、安全な避難場所への誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠である。

この警戒避難体制において必要な事項は以下の通りである。

- 1 土砂災害における避難に資する情報
- 2 土砂災害における適切な避難方法の周知
- 3 適切な避難場所および避難路の選定、周知
- 4 避難指示等の判断・伝達
- 5 防災知識の普及および防災活動の実施

第5節 土砂災害における避難に資する情報

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

ここで、「土砂災害における避難に資する情報」については、「土砂災害警戒情報」と「土砂災害緊急情報」を示す。なお、土砂災害警戒情報はがけ崩れや土石流を対象としたものであり、市町は本情報が通知される前より情報を収集し防災体制の整備等が必要となるほか、避難指示を発令することが基本となる。また、「土砂災害緊急情報」については、市町が国または県から通知を受けた場合には、避難指示等の判断・伝達を行わなければならない。

1 土砂災害警戒情報

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき、長崎県と長崎地方気象台が共同して作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後にさらに大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、長崎県内全ての市町を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成・発表手順

土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、警戒対象市町を示す地図からなり、情報番号は、一連降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を、用いるものとする。

土砂災害警戒情報の起案は、長崎地方気象台が行い、情報処理システムを用いて長崎県土木部はその内容を確認し、双方密接な連絡・調整のもと、速やかな発表に努める。また、気象状況が急変した場合等様々な状況においても土砂災害警戒情報を速やかに発表できるよう、平時から、土砂災害警戒情報の発表を優先して作業を迅速化する場合の作業内容、手順を確認しておくものとする。

なお、情報処理システム等の障害が発生した場合は、土砂災害警戒情報を作成するために必要な資料を適宜、FAX又は電話等により交換する。また、迅速な土砂災害警戒情報の作成が困難になった場合は、迅速な発表を優先して、長崎県土木部砂防課と長崎地方気象台の合意に基づいて、図に関する部分を省略する等簡略化した土砂災害警戒情報の発表ができるものとする。

長崎県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

長崎県 長崎地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

長崎市* 諫早市* 雲仙市*

【警戒解除地域】

佐世保市（宇久地域を除く） 西海市（江島・平島を除く）

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難指示などの情報に注意してください。

【補足情報】

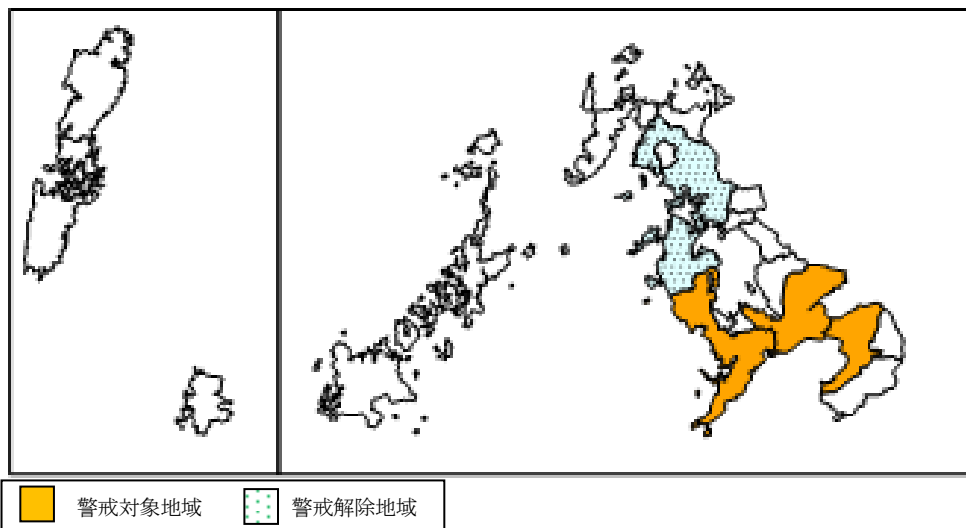
市町内で危険度が高まっている区域は、長崎県や気象庁のホームページ等でも確認できます。

長崎県「長崎県河川砂防情報システム（土砂災害危険度情報）」

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>

気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問い合わせ先

095-820-4788（長崎県土木部砂防課）

095-811-4861（長崎地方気象台）

図 土砂災害警戒情報（例）

(5) 土砂災害警戒情報の作成・発表作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作成・発表作業の開始は、次項で示す警戒基準に達したときとする。なお、迅速かつ確実な作業の開始を図るため、長崎県と長崎地方気象台との相互間で、休日・夜間も含めて常時、確実な連絡窓口を構築するものとし、通常勤務時間帯に限らず休日・夜間等においても事前に降雨の推移や土砂災害に関する密接な情報共有等を行うものとする。また、必要に応じて連絡責任者の協議により作業開始に係る待機・準備の体制を構築するものとする。

土砂災害警戒情報の作業終了は、次項で示す警戒解除基準に従って長崎県内全域において警戒を解除する情報を発表したときとする。

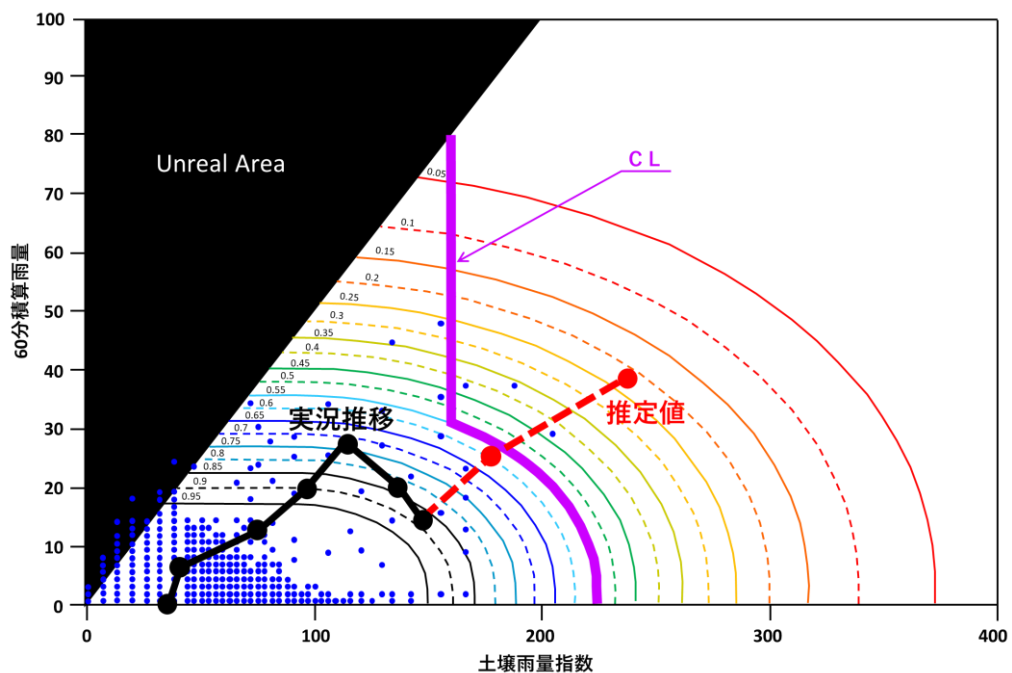
(6) 土砂災害発生危険基準線（危険降雨量）

土砂災害警戒情報の発表、解除基準である危険降雨量は、過去の降雨の状況及び土石流、急傾斜地の崩壊の発生状況等を総合的に勘案して長崎県が長崎地方気象台と連携して設定する。

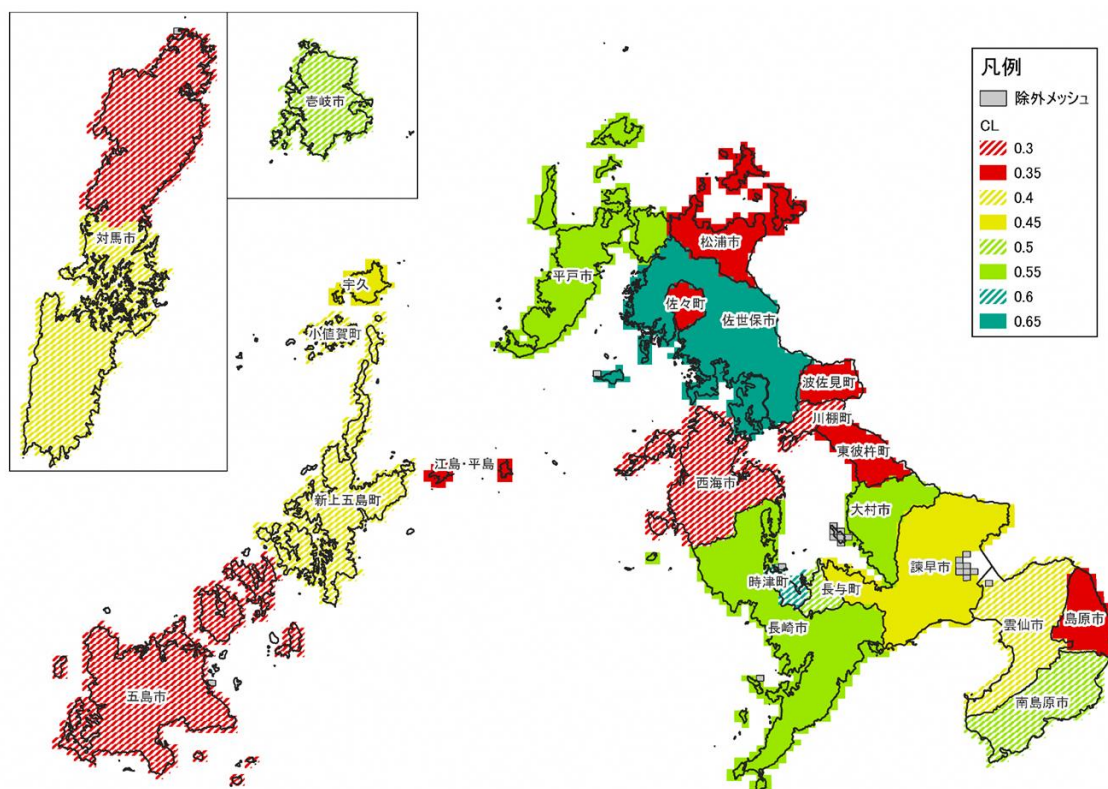
※2006年4月～2021年3月までの過去約15年間の降雨、土砂災害資料より、土砂災害が発生していない一連降雨を抽出し、このデータを用いデータ補完手法の1つであるRBFネットワークを用い出力される等RBFN出力データ（0.05～0.95までの19本）より1本を選定

危険降雨量とは、過去の降雨の状況及び土砂災害発生状況等を総合的に勘案して設定される基準であり、気象庁が土壌雨量指数を算定する格子（1kmメッシュ）単位で設定され、危険度の判定には、長期雨量を評価する土壌雨量指数と短期降雨を評価する60分積算雨量を用いる。

なお、危険降雨量については、長崎県と長崎地方気象台が検証作業を行い継続的な見直しに努めるものとする。



ある1メッシュにおける等RBFN出力値の例



対象地域別の等RBFN設定値

(7) 土砂災害警戒情報の発表、解除基準

① 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて危険降雨量に達したときとする。

なお地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、長崎県と長崎地方気象台は、基準の取り扱いについて協議するものとする。

② 発表基準

解除基準は、危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び危険降雨量を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、長崎県と長崎地方気象台が協議のうえ危険降雨量を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(8) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、長崎県（危機管理課及び砂防課）と長崎地方気象台は予め担当者を明確にした連絡体制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、着信確認を行う等、確実に土砂災害警戒情報を通知する。

また、報道機関等からの伝達についての協力を得る等、より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

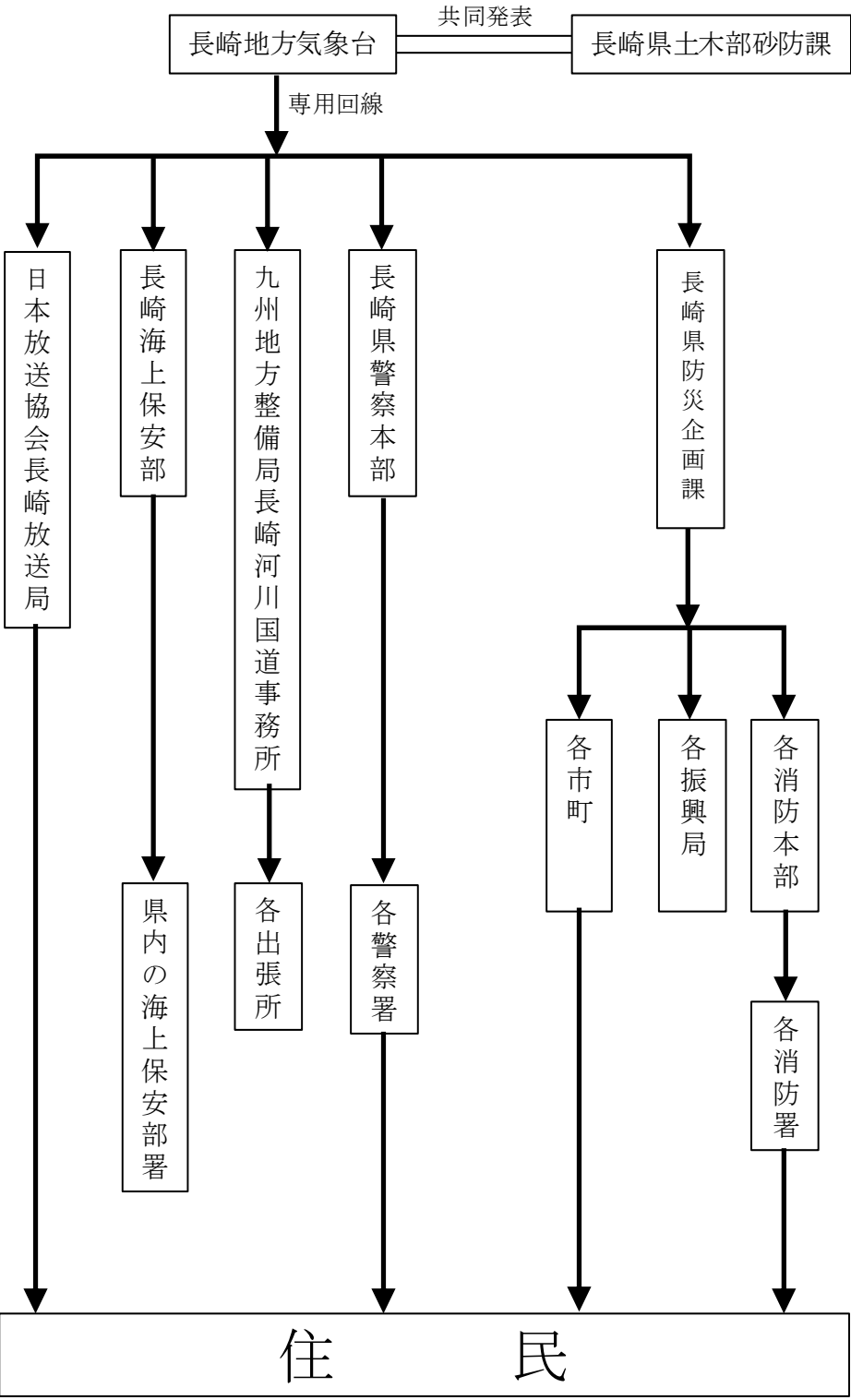
① 伝達の概要

- ・土砂災害警戒情報を発表した場合、長崎地方気象台は気象業務法に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。また、長崎県土木部砂防課は、必要な機関へ伝達するものとする。

長崎地方気象台から土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
長崎県防災企画課	専用回線	長崎地方気象台
日本放送協会長崎放送局	専用回線	長崎地方気象台
九州地方整備局長崎河川国道事務所	専用回線	長崎地方気象台
長崎県警察本部	専用回線	長崎地方気象台
長崎海上保安部	専用回線	長崎地方気象台

- ・長崎県防災企画課は長崎県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を防災行政無線又は有線通信を利用し伝達する。また砂防課は、市町に対し発令されている情報の周知及び補足情報等の配信を行う。
- ・市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めるとともに、市町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。また、長崎県は、あらかじめ市町から住民等への周知の方法を確認しておくものとする
- ・その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。



土砂災害警戒情報の伝達系統図

(9) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、以下の点に留意しなければならない。

- ・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意すること。
- ・土砂災害警戒情報の基準の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の降雨のピーク付近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨に関係なく発生する散発的な急傾斜地の崩壊については発表対象とするものではないことに留意する
- ・市町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報（スネーク曲線）の各段階状況（第1段階～第4段階）も合わせて総合的に判断すること
- ・土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起りやすい状態にあるので、避難指示等の解除に当たっては、斜面や溪流の現地状況を確認し、総合的に判断するものとする。

(10) 地震発生時の暫定基準

① 暫定基準を設定する事象

次の事象が発生した場合、長崎県と長崎地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

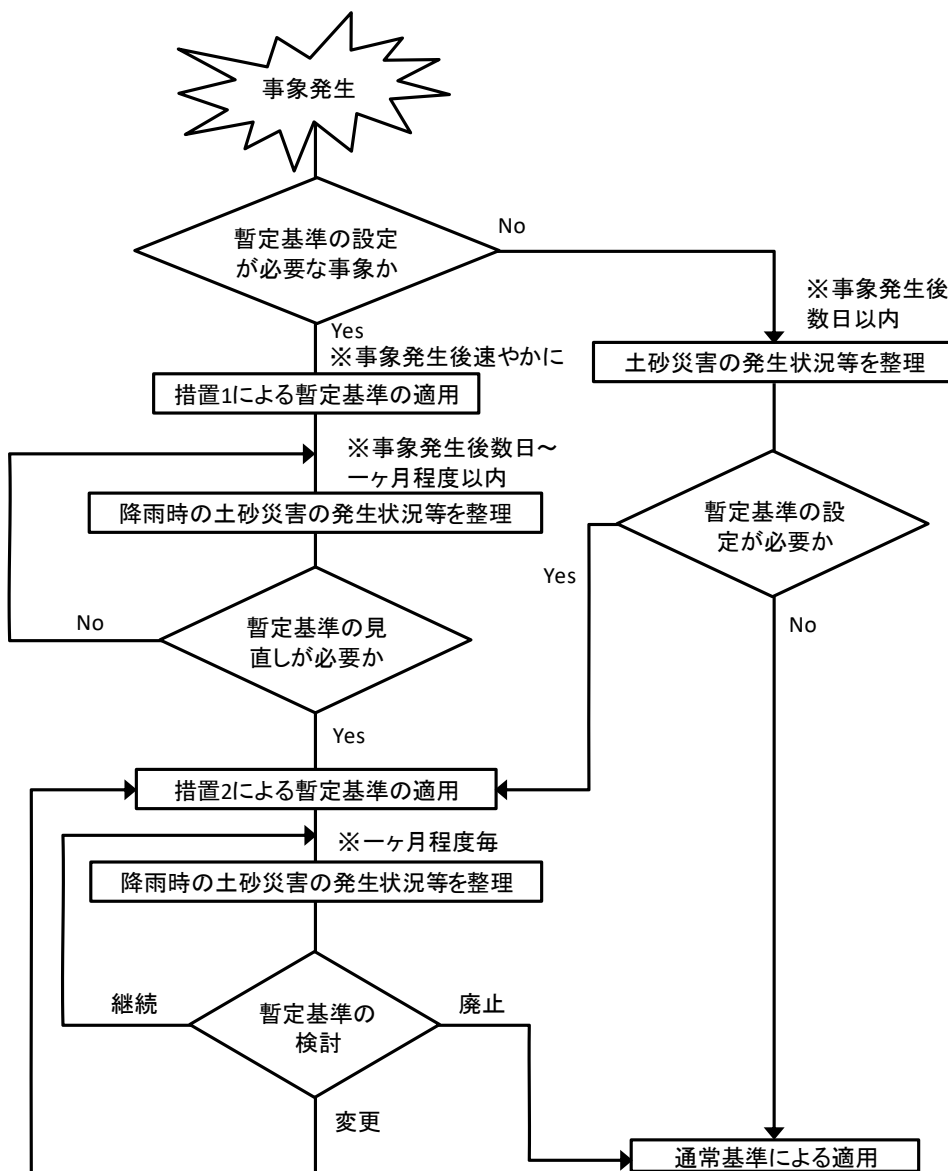
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合
- ・その他、通常基、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

① 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

② 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する措置（以下「措置1」という。）と被害状況の把握等を行ってから執るべき措置（以下「措置2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。以下に暫定基準設定に係る作業フローを示す。



なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、①極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、②降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、長崎県および長崎地方気象台が調整し被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

ア「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

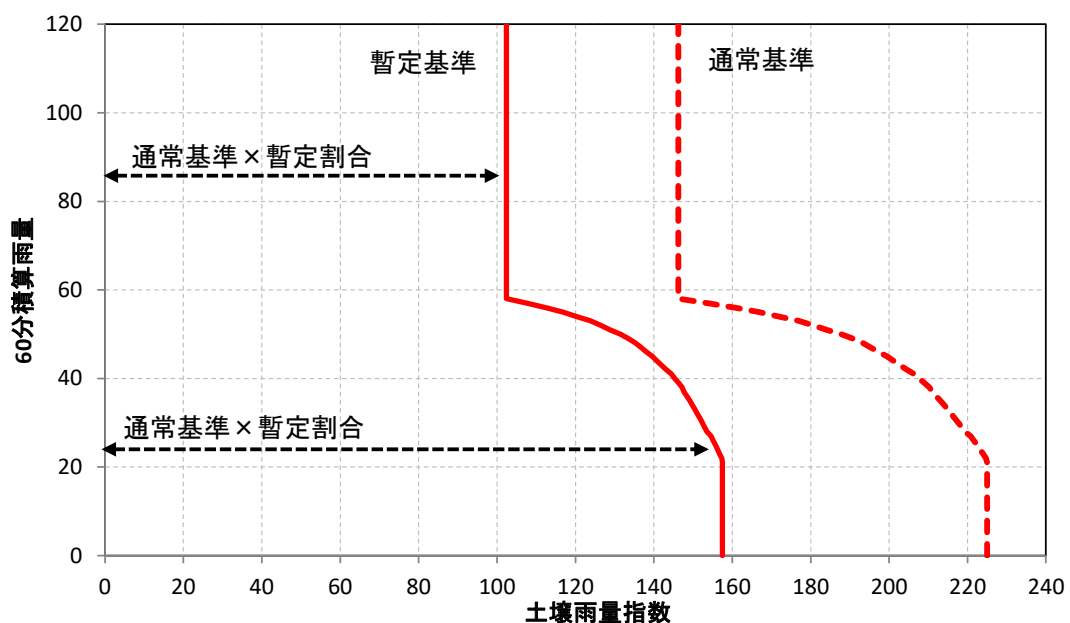
1) 摘要する暫定基準

地震発生の場合は、原則として以下に示す暫定基準案を暫定基準とする。その他事象の場合は、長崎県と長崎地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

地震時の暫定基準

種別 \ 状況	暫定割合（通常基準に乗じる割合）	
	地震	
	震度5強の地域	震度6弱≤の地域
	8割※	7割※

※通常基準の土壌雨量指数に乗じる割合



2) 適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象地域を対象とする。

3) 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

イ「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況を把握し、かつ、降雨等による土砂災害の発生状況を勘案して、暫定基準の見直しが必要となった場合には、長崎県と長崎地方気象台が協議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、発生した事象が暫定基準の設定対象ではないが、被害状況等により暫定基準の設定が必要と判断される場合には、暫定基準の設定等必要な措置を講ずるものとする。

1) 摘要する暫定基準

事象発生後の降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して暫定基準の見直しを行う場合には、地盤や地形の変化等を考慮して設定する。この見直しは出水期や台風期等の時期も踏まえつつ、定期的（一ヶ月程度毎）に実施する。

なお、暫定基準の設定対象ではないが、事象発生後数日以内に明らかとなった被害状況から新たに暫定基準の設定を行う場合は、被害の様相や範囲等を勘案して、長崎県と長崎地方気象台が協議の上、暫定基準を設定・適用する。

被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況、および降雨等による土砂災害の発生状況等により、暫定基準を適用する必要がなくなったと判断される場合は、大雨警報の暫定基準の運用との整合に留意しつつ、暫定基準の廃止を速やかに検討するものとする。

2) 適用区域

事象発生以降の被害状況や降雨等による土砂災害の発生状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果なども勘案し適用区域を設定する。

3) 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

2 土砂災害緊急情報

(1) 目的

大規模な土砂災害（地すべり、火山噴火に起因する土石流、河道閉塞に伴う土砂災害）が急迫している状況において、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

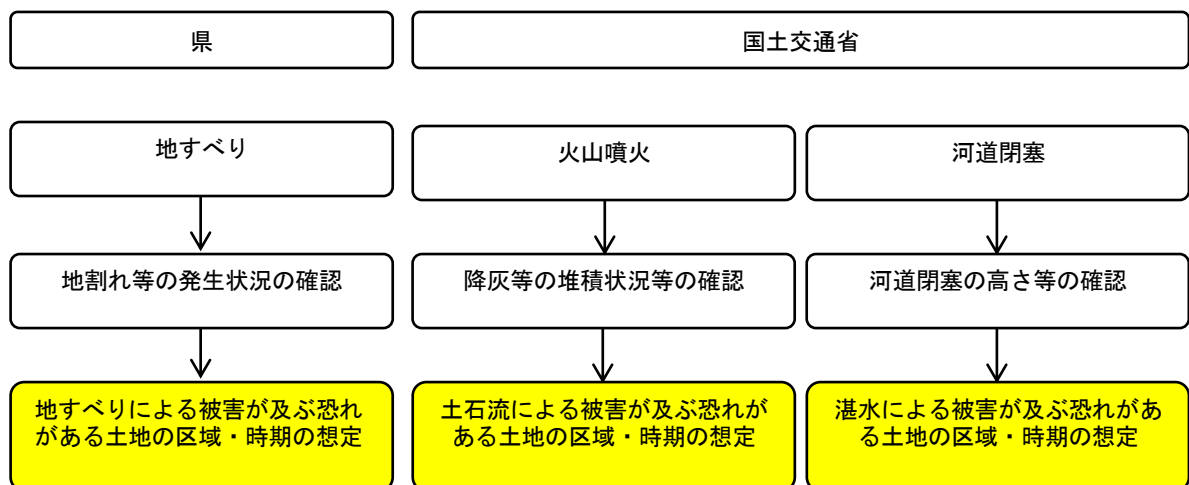
(2) 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
地すべり	- 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県
火山噴火に起因する土石流	- 河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	- 河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省

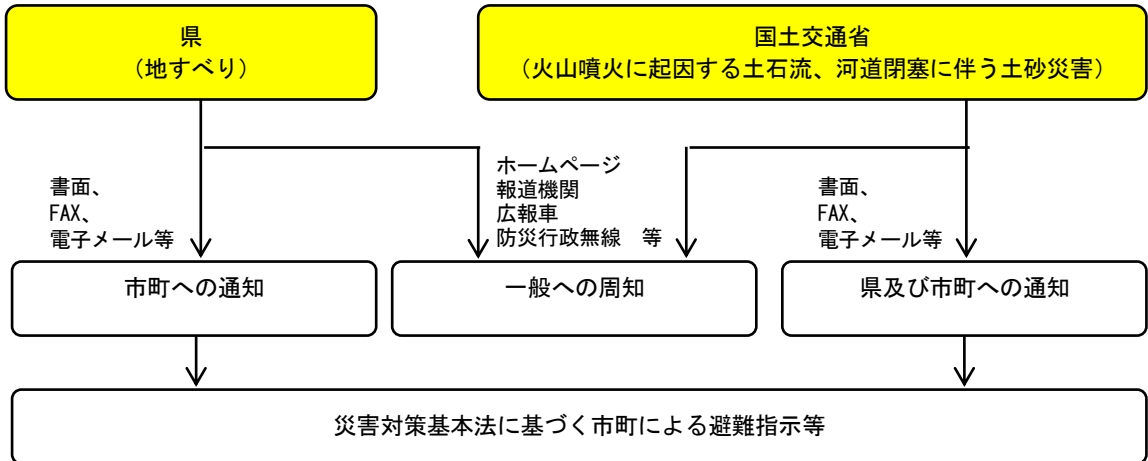
緊急調査の流れ



(3) 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

土砂災害緊急情報の流れ



第6節 土砂災害における適切な避難計画と周知

(農村整備課：森林整備室：砂防課：観光振興課)

市町は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を保全できるよう、以降に示す土砂災害警戒区域等を対象とした避難計画を策定しておき、これを市町地域防災計画に掲載するとともに、混乱なく、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対する周知に努める必要がある。

1 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所

- ・土砂災害警戒区域等
- ・土石流危険渓流
- ・急傾斜地崩壊危険箇所
- ・山腹崩壊危険箇所
- ・崩壊土砂流出危険箇所
- ・地すべり危険箇所及び地すべり危険地区

なお、これらの土砂災害危険箇所等については、その位置等についても市町地域防災基本計画に記載し、危険な地域であることが周知されるよう図るものとする。

2 避難計画に関する事項

- ・土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
- ・世帯数、人口、棟数
- ・情報の収集及び受信
- ・避難指示等の発令時期
- ・避難指示等の伝達担当者、および伝達先
- ・伝達手段
- ・避難指示等の伝達所要時間
- ・避難誘導者、避難経路、避難場所等

3 関係住民が日常から準備しておくべき事項

- ・気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- ・自分の住んでいる周りの裏山、崖、溪流等の危険箇所等を把握しておく。
- ・自宅には、雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判るよう準備しておく。また、雨量観測値が理解できるようにする。
- ・避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

4 観光者に対する配慮

観光地を持つ市町は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育

を行う。

5 土砂災害からの円滑かつ安全な避難

住民は、行政が提供する情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、各人も土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な警戒避難行動をとるなど、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。

避難行動には、指定緊急避難場所や安全な場所への移動する避難行動（立ち退き避難）と屋内に留まり安全を確保する避難行動（屋内安全確保）とがあるが、土砂災害における避難は立ち退き避難を基本とする。

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難指示等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では屋内安全確保とはせず、早めの立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合には、屋内安全確保も考えられる。

避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・危険な場所から高齢者等は避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する
避難指示 (警戒レベル4)	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・命の危険 直ちに安全確保！

立ち退き避難が必要な住民（居住する建物別の避難行動）

	土砂災害警戒区域内	土砂災害特別警戒区域内
木造家屋に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも下階）に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも上階）に居住する住民	立ち退き避難 または 屋内安全確保 ※立ち退き避難が原則	立ち退き避難 または 屋内安全確保 ※立ち退き避難が原則

5-1 避難行動要支援者への行動支援

市町長は、当該市町に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避

難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）については、避難の支援、安否の確認など必要な措置を実施するため、名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。

なお、名簿には、「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所又は居所」、「電話番号その他の連絡先」、「避難支援等を必要とする事由」、「避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項」について記載し、避難行動要支援者本人からの同意が得られた場合は、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

5-2 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2) 移送

町又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

5-3 病院・社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、避難行動要支援者を優先し要配慮者に配慮して誘導する。

(2) 移送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導体制を整備しておく。

(3) 避難場所の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

6 避難に際しての留意事項

6-1 避難の準備

市町より避難の指示等が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- ・火気、危険物等の始末を完全に行う。
- ・最小限の着替、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。
- ・安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

6-2 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- ・避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。
- ・特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ・夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ・最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ・誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ・避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については、十分に配慮する。
- ・老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。
- ・住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

6-3 その他の留意事項

- ・避難は明るいうちに行われることが望ましい。
- ・避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ましい。
- ・安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。
- ・市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

6-4 避難後の措置

- ・誘導員は、市町長等より避難指示等の解除が発令されるまで避難者を避難場所に留めるよう努める。
- ・市町は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。
- ・市町は、一般の避難所に避難した該当する要援護者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

7 自主判断による避難

市町は、停電、機器の故障のため市町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ・溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）

- ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

8 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での距離の注意事項

- ・周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
- ・他の危険箇所への避難はさける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- ・溪流を渡り対岸に避難することはさける。
- ・溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

第7節 土砂災害における適切な避難場所および

避難路の選定、周知

(農村整備課：森林整備室：砂防課：建築課)

1 避難場所

市町は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する必要がある。

1-1 指定緊急避難場所の選定

市町が選定する土砂災害に対する避難場所は、以下の条件を満足していなければならない。

- ・土石流等の土砂災害を受ける恐れのない場所であること。土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定区域のほか長崎県が公表している土石流・地すべり・急傾斜地崩壊の危険箇所およびその被害想定区域が参考となる。土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- ・洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表された浸水実績図などが参考となる。

また、市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。

- ・土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の住居から、できる限り近距離にあること。
- ・土石流危険渓流周辺の要配慮者を含む住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- ・収容人員が十分にあること。
- ・鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

1-2 指定緊急避難場所の周知

市町は、選定した指定緊急避難場所を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

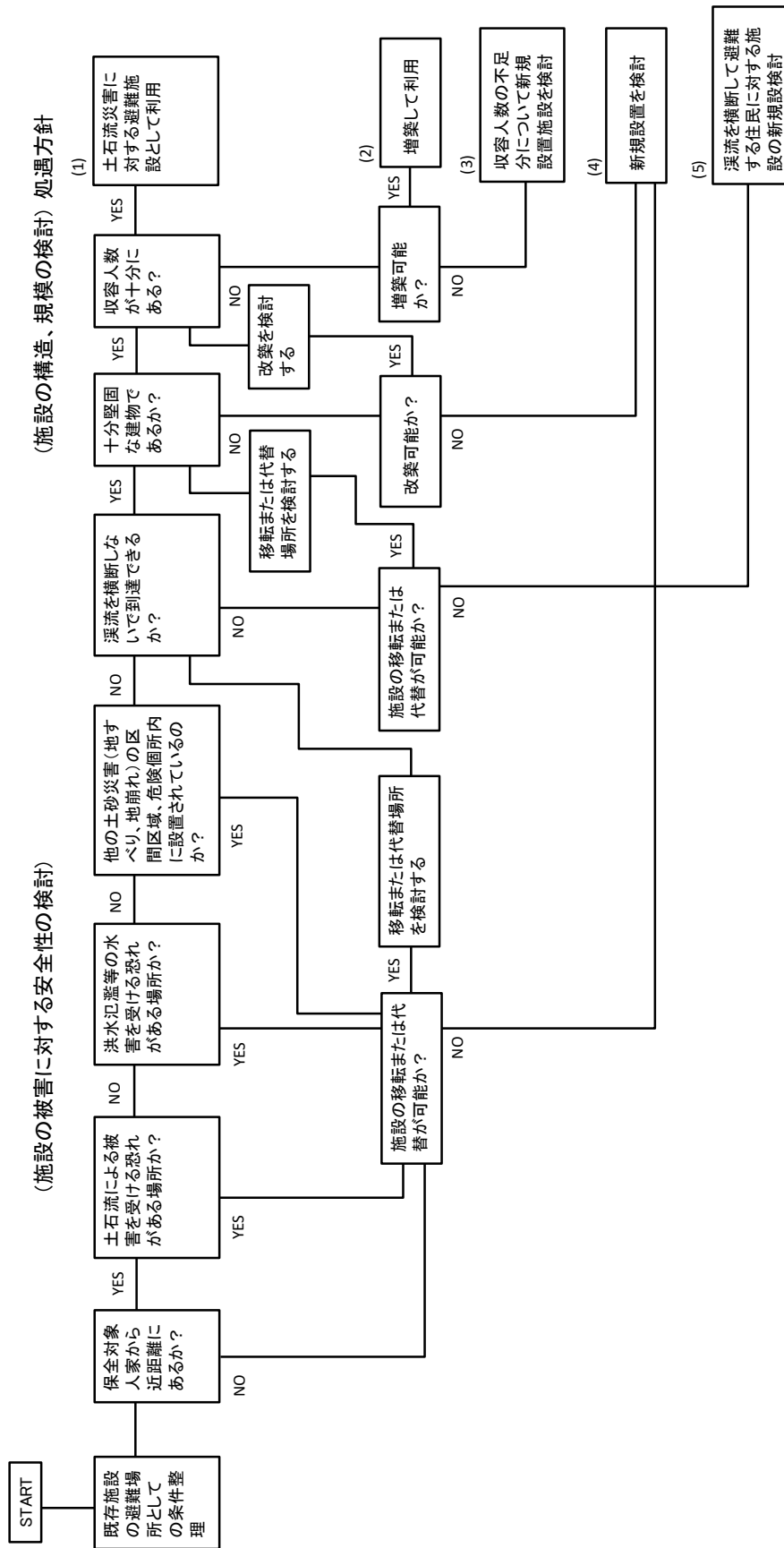
1-3 既存避難施設を土砂災害に対する指定緊急避難場所として利用する場合の適否

市町は、既存避難施設（小中学校、公民館、集会所等）が土砂災害に対する指定緊急避難場所としての利用が可能かどうかの適否を調査し、可能と判定されれば現状の形態もしくは施設の改良を施して利用する。既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法を次頁に示す。

1-4 指定緊急避難場所設置のための現行制度

土砂災害を対象とした指定緊急避難場所として利用できる施設を設置するために適用可能な現行制度を提示した（参考資料参照）。

既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法



2 避難路の選定および周知

2-1 避難路の選定

市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。

- ① 次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。
 - ・急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所（がけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている）
 - ・土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域
 - ・地すべり危険区域および地すべり危険箇所
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・河川の氾濫等による浸水の想定される区域（防災関係機関により公表された浸水実績図などを参考とする）
 - ・高潮等により被害を被る恐れのある区域
- ② 避難路を選定して、状況に応じた利用を考える。

2-2 避難路の周知

市町は、選定した避難路を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

2-3 避難路の維持

市町は、選定した避難路には誘導標識、誘導灯等を設けてその維持に努める。

第8節 避難指示等の判断・伝達

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 避難指示等の対象となる建物・人

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は、一部地域を除き市町村単位で発表され、避難指示等は一定の地域からなる発表単位毎に発令されることが多いが、避難が必要な建物は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性がある区域の建物である。

なお、事前に、区域内の世帯数、人口、建物棟数については把握しておく必要がある。

2 避難指示等の発令単位

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する必要がある。

発令単位は、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ区分等の判断情報の入手性ととも、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定めることが必要である。

3 避難指示等を判断する情報および収集方法

3-1 防災気象情報

急傾斜地の崩壊や土石流が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示発令は土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

また、市町長が避難指示等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難指示等の発令を行えるよう、長崎県と長崎地方気象台は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、メッシュ単位の土砂災害危険度判定結果など市町内における危険度の地域差と広がり分かる詳細な分布図や土砂災害発生の危険度の推移が分かるスネーク曲線等を長崎県河川砂防情報システム（ナックス）を通じ提供する。

その他、関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があるが、これらの防災気象情報についても、平成17年4月1日から運用を開始している長崎県河川砂防情報システム（ナックス）により入手することが可能である。

なお、地すべり、火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難指示等の判断・伝達を行う（深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難である）。

3-2 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言

市町は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができるため、災害発生の危険性が高まった場合などには、躊躇することなく助言を求めることは非常に有効である。

4 避難指示等の発令判断基準設定の考え方

4-1 高齢者等避難

高齢者等避難の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

(発令基準の例)

- ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合
- ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

4-2 避難指示

避難指示の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

(発令基準の例)

- ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

4-3 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に避難が必要な状況が夜間や早朝になった場合でも、躊躇することなく避難指示等は発令するものとする。

4-4 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

なお、市町は、避難指示等の解除に際し、判断が難しい場合などについては、国や県に助言を求めることができる。

5 土砂災害の発生が予想される際の体制

土砂災害の発生が想定される際の市町における防災体制の設置、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町の規模、発生する可能性のある災害の種類や頻度等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は、夜間や休日における一般的な例示である。

(段階設定の例)

① 第1次防災体制（災害準備体制）

防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

・大雨注意報が発表された場合

② 第2次防災体制（災害注意体制）：高齢者等避難を発令するかどうかの段階管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断する体制とする。

防災気象情報等を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

・管内の雨量観測所の累積雨量が〇〇mmを超えた場合

③ 第3次防災体制（災害警戒本部設置）：高齢者等避難を発令した段階首長あるいは首長代理が登庁し、避難指示の発令を判断できる体制とする。

専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。

要配慮者用の指定緊急避難場所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

・大雨警報が発表された場合

④ 第4次防災体制（災害対策本部設置）：避難指示を発令した段階あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

・土砂災害警戒情報が発表された場合

※ 災害が切迫・発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

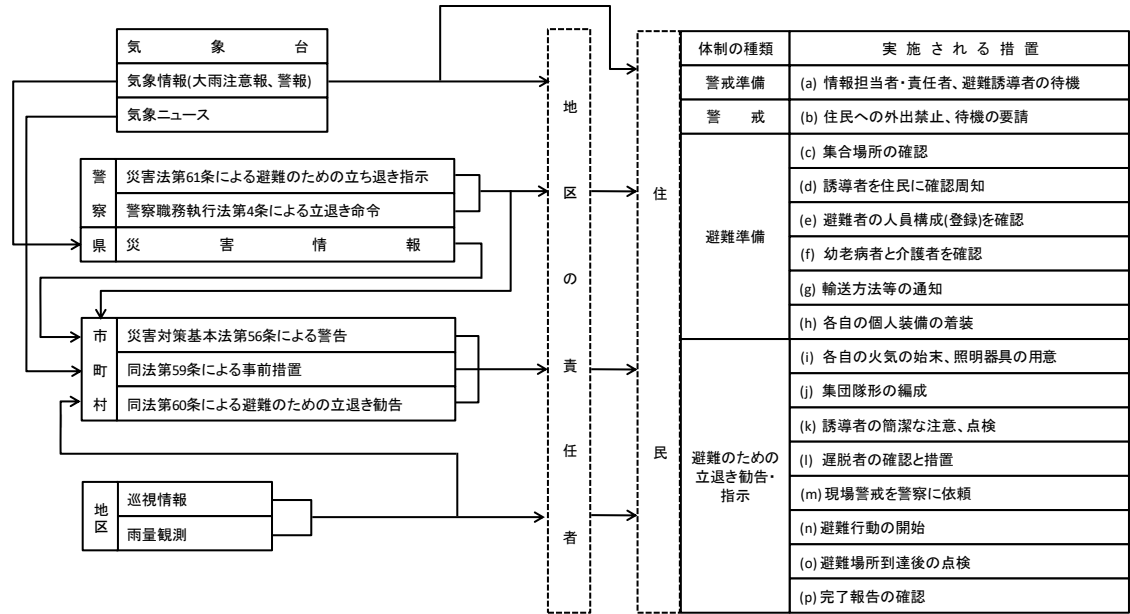
6 情報の伝達方法

市町は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。ただし、市町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

第7章 土砂災害防止計画

また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達出来るようその施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所など危険区域周辺における雨量情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

警戒避難に関する情報伝達の一例



第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

市町は、土砂災害の危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を出水期前(梅雨期前、台風期前)または全国的に実施される土砂災害防止月間、がけ崩れ防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

1 防災知識の普及

1-1 一般住民を対象とした防災知識の普及

市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

- ・市町が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。（ハザードマップの作成例を以降に示す）。
- ・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。
- ・有線放送の利用。
- ・市町による土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所である旨の現地表示の実施。
- ・市町による広報車の巡回。

1-2 児童を対象とした防災知識の普及

市町は、児童を対象として下記の活動を行う。

- ・児童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開。
- ・市町教育委員会に諮り、副読本等の教材を作成する。

1-3 意識高揚のための事業等の実施

- ・防災に関する演習の実施。
- ・土砂災害防止に功労のあった人の表彰。

2 防災業務に服務する市町防災関係職員に対する周知徹底

市町は、市町防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土石流危険渓流等の危険箇所および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。

3 防災訓練

土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に対する住民等の関心、理解及び危機意識の向上を図る必要があり、長崎県と市町は協力して土砂災害に対して住民等を啓発するため、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努める

ものとする。

また、避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するなど実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

3-1 土砂災害に対する防災訓練の目的

市町が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- ・土砂災害に対する市町の防災体制づくりの推進を図る。
- ・土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- ・関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況について的確に判断できるようにする。

3-2 訓練参加機関

市町が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市町防災担当機関、消防団、警察署、NTT、電力株式会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

3-3 想定する気象

市町は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

3-4 防災訓練の内容

市町が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、次の内容について行うものとする。

① 土砂災害の発生を予想する訓練

市町防災担当者は、土砂災害警戒情報を補足する情報の利用、雨量状況、土砂災害危険区域の状況等から、土砂災害の発生を予想する。また、土砂災害危険区域周辺の状況等を関係住民より伝達入手する訓練

② 土砂災害危険区域に対する巡視訓練

市町防災担当者および地元住民が、異常な状況の早期発見のため、土砂災害危険区域を巡視する訓練

③ 情報伝達訓練

①および②によりがけ崩れや土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係住民に対し、市町防災担当者が、予報、警報及び避難の指示ならびに勧告の伝達を行う訓練

④ 災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市町防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練

⑤ 避難訓練

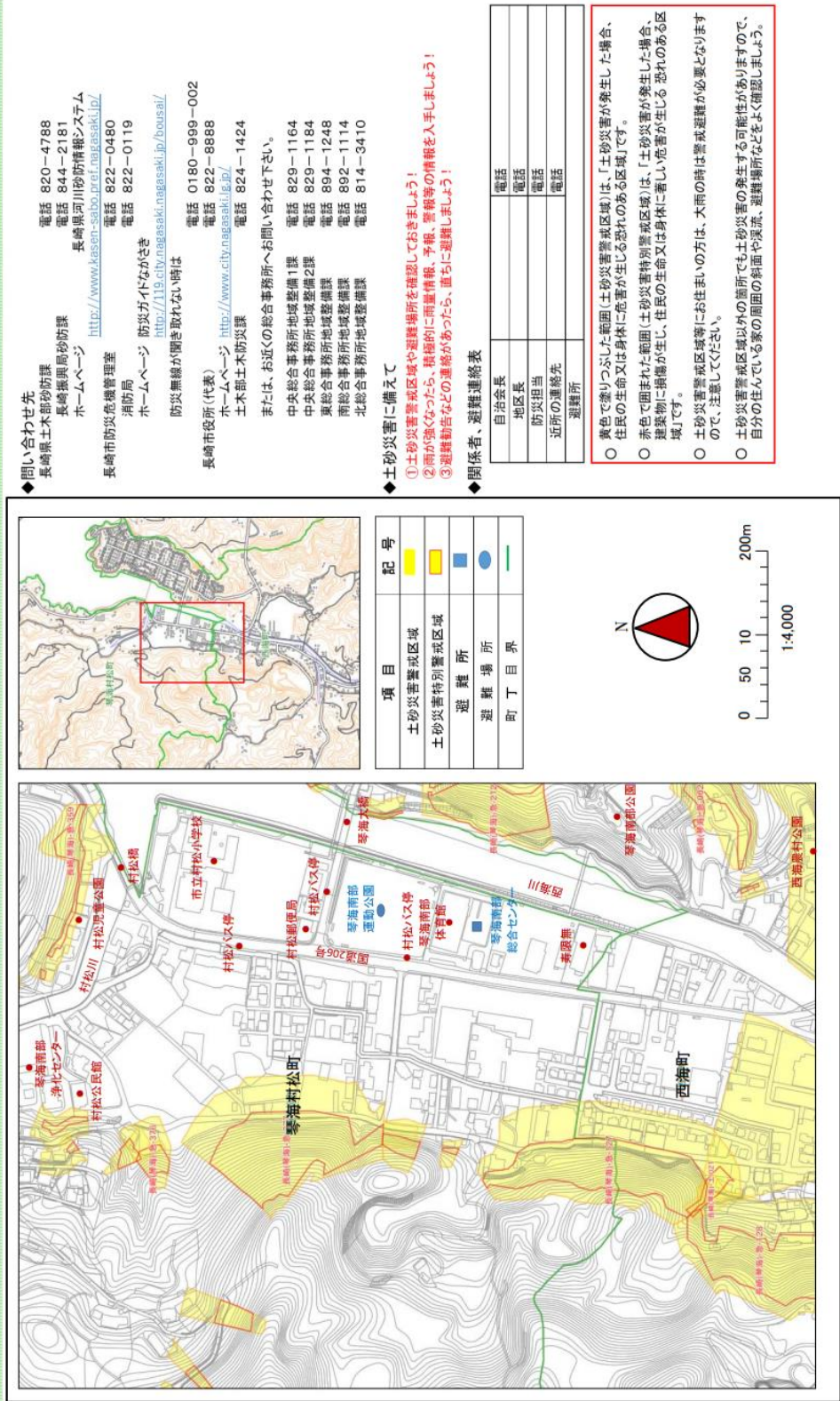
関係住民が安全に避難出来るよう、市町防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する訓練

⑥ 関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練

- ・ 非常用品等の点検
- ・ 降雨状況の確認と市町防災担当者への伝達
- ・ 土砂災害危険区域の状況確認と市町防災担当者への伝達
- ・ 避難方法の確認
- ・ 避難路、避難場所の確認
- ・ 市町防災担当者、消防団員等の誘導による避難
- ・ 要配慮者施設における要配慮者の避難
- ・ 在宅の要配慮者の避難
- ・ 避難の声かけ、安全の確認

土砂災害ハザードマップ

琴海村松町(1/10)地区



土砂災害警戒区域等が指定されている区域の土砂災害ハザードマップ（長崎市の例）

第10節 土砂災害予防計画

(農村整備課：森林整備室：砂防課：建築課)

1 予防計画のあらまし

1-1 砂防事業（砂防課）

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

本県は地質的に、また地形的に土石流発生危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

一方、火砕流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの約1.7億m³と推定される火山噴出物は今もなお不安定な状況で堆積しており、早期復興へ向けて急ピッチで国直轄事業における砂防堰堤、導流堤等の砂防工事が行われ、令和2年度末をもって事業概成したところである。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、堰堤工、遊砂地工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で土石流対策が実施されてきたものの、その整備率は全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を積極的に進めていく必要がある。

また、今後もハード面の施設による土砂災害予防を進めると共に長崎県河川砂防情報システム（ナックス）による防災関連情報の提供をはじめとするソフト面の対策の充実を図り、地域住民の警戒体制や避難誘導體制等の確立を図る。

1-2 治山事業（森林整備室）

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。そのため、危険地区を調査した結果に基づき、各市町に対し、当該市町の区域に係る山地災害危険地区を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。また、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

なお、災害発生危険性の高い地区については、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、順次計画的に進める。

1-3 地すべり対策事業（砂防課、農村整備課、森林整備室）

地すべり対策事業は、地すべり等防止法に基づき国土交通省、林野庁、農水省の補助事業として防止事業を進めている。地すべり対策は地質調査、観測が不可欠であり、対策事業は長期にわたることが多い。対策工法としては、抑制工（地表水排除工、地下水排除工、排土工、押え盛土

工等）と抑止工（杭工、アンカー工等）を実施している。

1-4 急傾斜地崩壊対策事業（砂防課）

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の急傾斜地危険箇所は非常に多く、対策事業として県による国庫補助事業と市町による県費補助事業にて実施しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。

今後ハード対策の一層の促進を図るとともに危険箇所の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト対策を確立する必要がある。

1-5 宅地造成対策（建築課）

平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。（昭和41年3月20日から適用）。

また、不良宅地の現地調査を行い、宅地造成等規制法の工事規制区域内においては、宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、工事規制区域外においても、建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課）

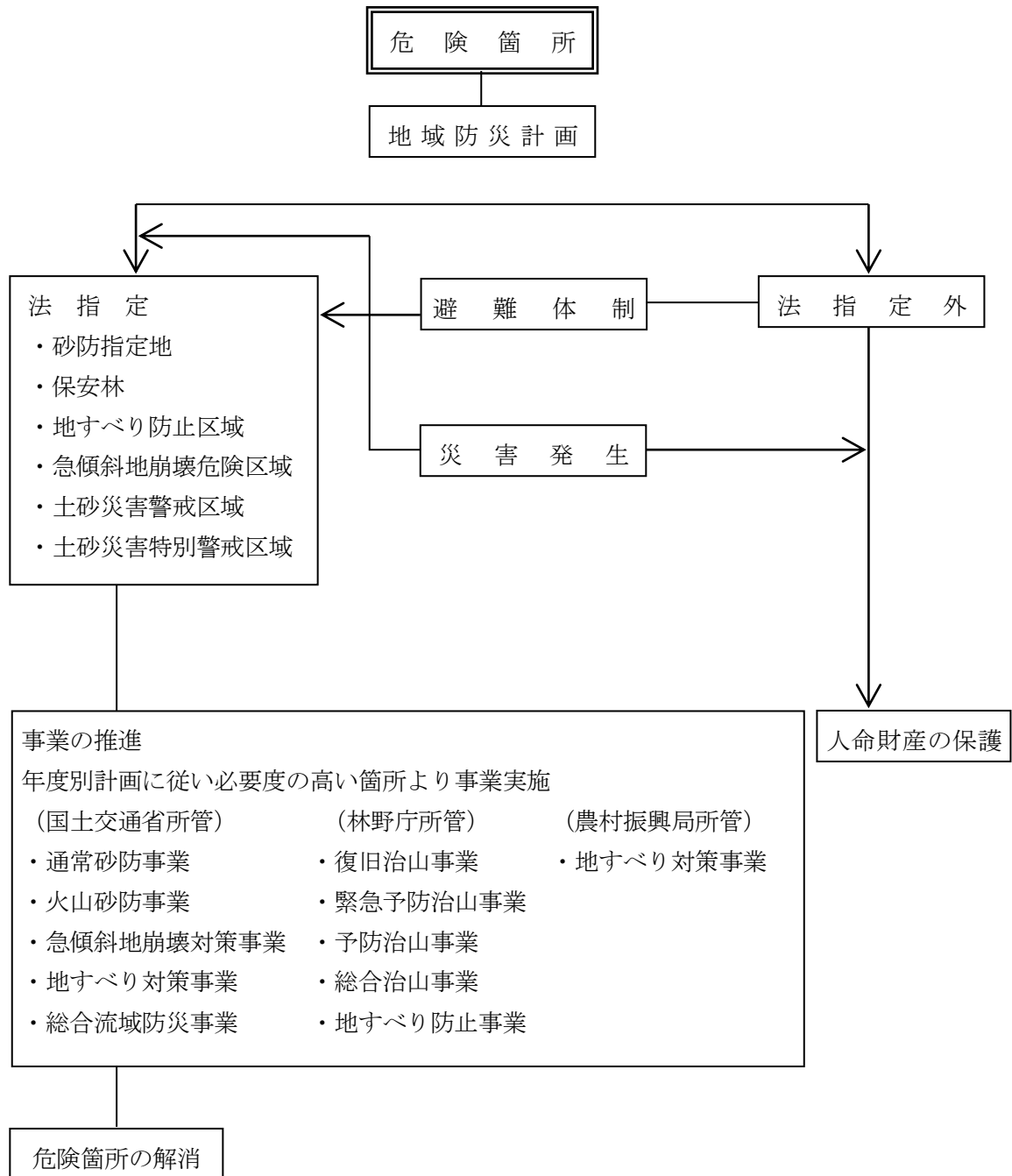
この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。

これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和3年度末までに32,176箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。

なお、基礎調査にあたっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど計画的な調査の実施に努める。また、基礎調査を実施するにあたっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町の関係部局との連携・協力体制を強化する。

2 土砂災害事業の事務処理

下表に基づき事務を処理する。



第7章 土砂災害防止計画

2-1 砂防事業・治山事業

砂防事業と治山事業の区分

	砂防事業	治山事業
一 般	主な工法 砂防堰堤工 溪流保全工 砂防指定地	主な工法 治山ダム工 山腹工 保安林
土 石 流	土石流危険溪流 砂防指定地	山地災害危険地 保安林
両 者 の 調 整	扇状地 堆砂域 流掃域 山頂 要調整 砂防 治山 砂防・治山連絡調整会議にて調整	

主な治山事業

事業		事業内容	
一般治山事業	山地治山事業	復旧治山	山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る
		予防治山	山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する
		水土保持治山	山土災害危険地の集中した地域や水土保持機能に高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に実施する
	防災林整備事業	保安林整備 (保安林改良、保育等)	保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を実施する
		保安林管理道整備	治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の開設・改良を実施する
		防災林造成	風倒木、山火事等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する
	水源地域等保安林整備事業	水源地域整備	水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的に実施する
		共生保安林整備統合補助（生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然景観保全治山）	快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るため、防災機能発揮が必要とされる地域における森林の総合的な整備を実施する
災害関連緊急治山等事業 (災害関連緊急治山、災害関連緊急地すべり防止)		災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復旧整備を実施する	
林地崩壊防止事業		「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する	
地すべり等防止事業		地すべり等による山地、農地、河川、公共施設等の被害防止、軽減するために防止工事を行う	

2-2 地すべり対策事業

(1) 地すべり防止区域

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、以下の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林部 (森林整備室)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農林部 (農村整備課)
エ ア～ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

① 指定の手続

- 1 主務大臣が関係都道府県知事（住民）の意見を聞く。
- 2 関係主務大臣が相互に協議する。
- 3 官報に指定土地の範囲を告示する。

② 指定の基準

面積基準

- ・市街化区域でない地域の地すべり地域にあつては、面積が5 h a 以上のもの。
- ・市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）の地すべり区域にあつては2 h a 以上のもの。

一般基準

面積基準のほか、おおむね次の1以上に被害を及ぼすおそれがあること。

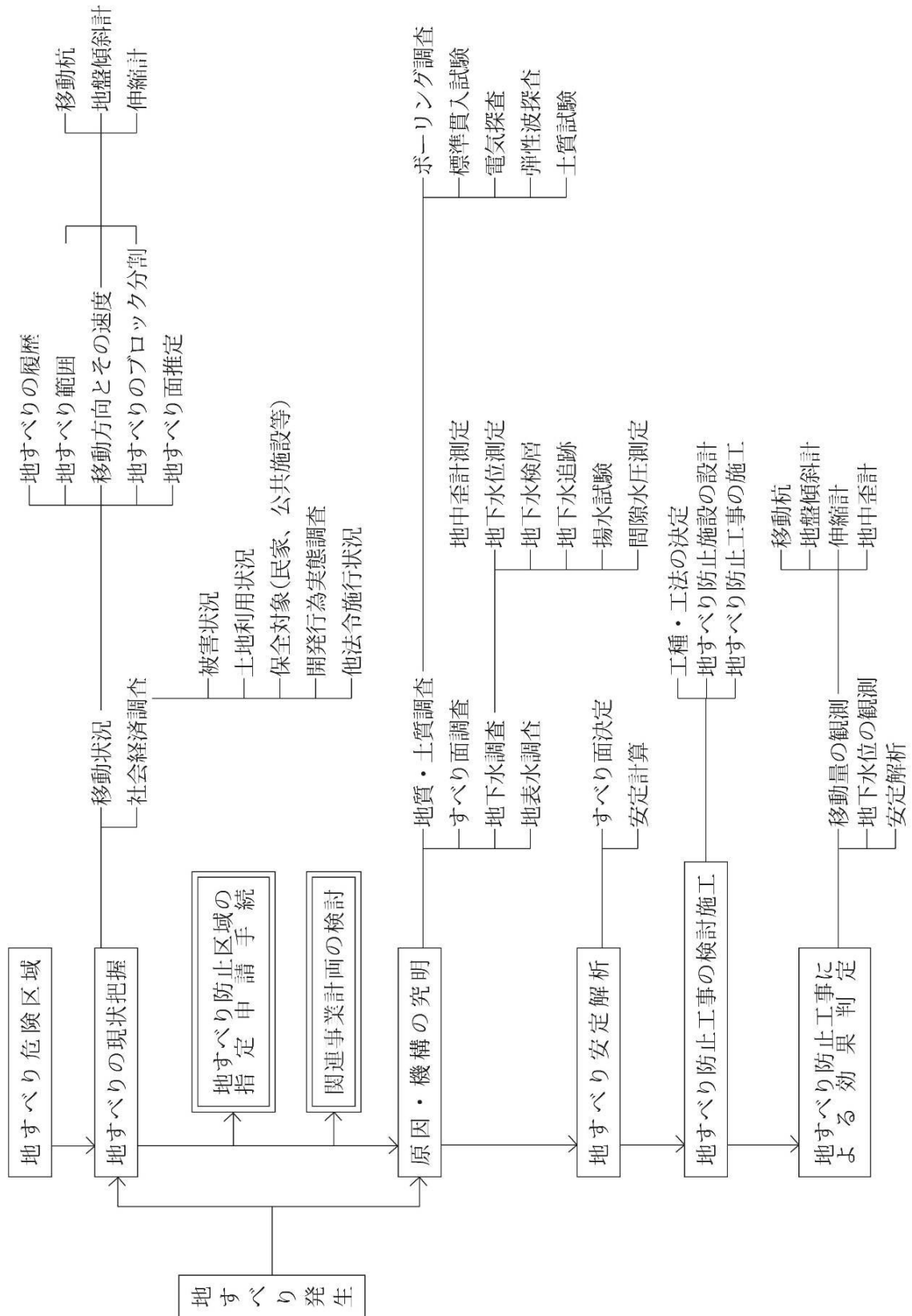
- 1 準用河川以上及びこれに準ずる規模の河川
- 2 鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む）以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なもの
- 3 官公署、学校、病院等の公共施設のうち重要なもの
- 4 貯水量3万m³以上のため池、関係面積100 h a 以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500 h a 以上の林道
- 5 人家10戸以上
- 6 農地10 h a 以上

その他

1 家屋移転のため特に必要がある場合

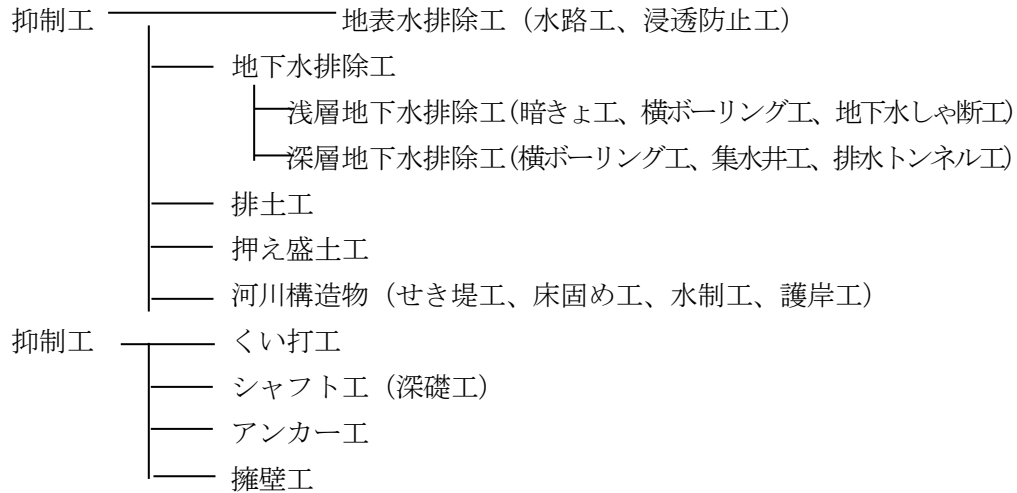
(2) 地すべり対策事業

地すべり対策として防止工事を行うまでは、下記のような手順を経ることとなる。



地すべりの発生原因とその仕組みを知り、抑制工の抑止工の工法（下図参照）を適切に組み合わせることによって、効果的に地すべりを抑える。

地すべり防止工法の種類



代表的工法の説明

- 水路工……………水路によって地域内の表流水や雨水をすみやかに集水して地域外に排除する。
- 横ボーリング工……………地中に設置したパイプによって比較的浅い位置の地下水を排除する。
- 集水井工……………井戸とボーリング工によって深い位置の地下水を集中的に排除する。
- 排土工……………主として地すべり頭部の土塊を除去する。
- 押え盛土工……………地すべり末端部に土砂を盛って抑える。
- くい打工……………杭を地すべり面より下部に届くように打込み、地すべり面の抵抗を強める。
- 擁壁工……………壁体構造物によって地すべり推力に抵抗させる。

2-3 急傾斜地崩壊対策事業

2-3-1 急傾斜地崩壊対策事業の体系

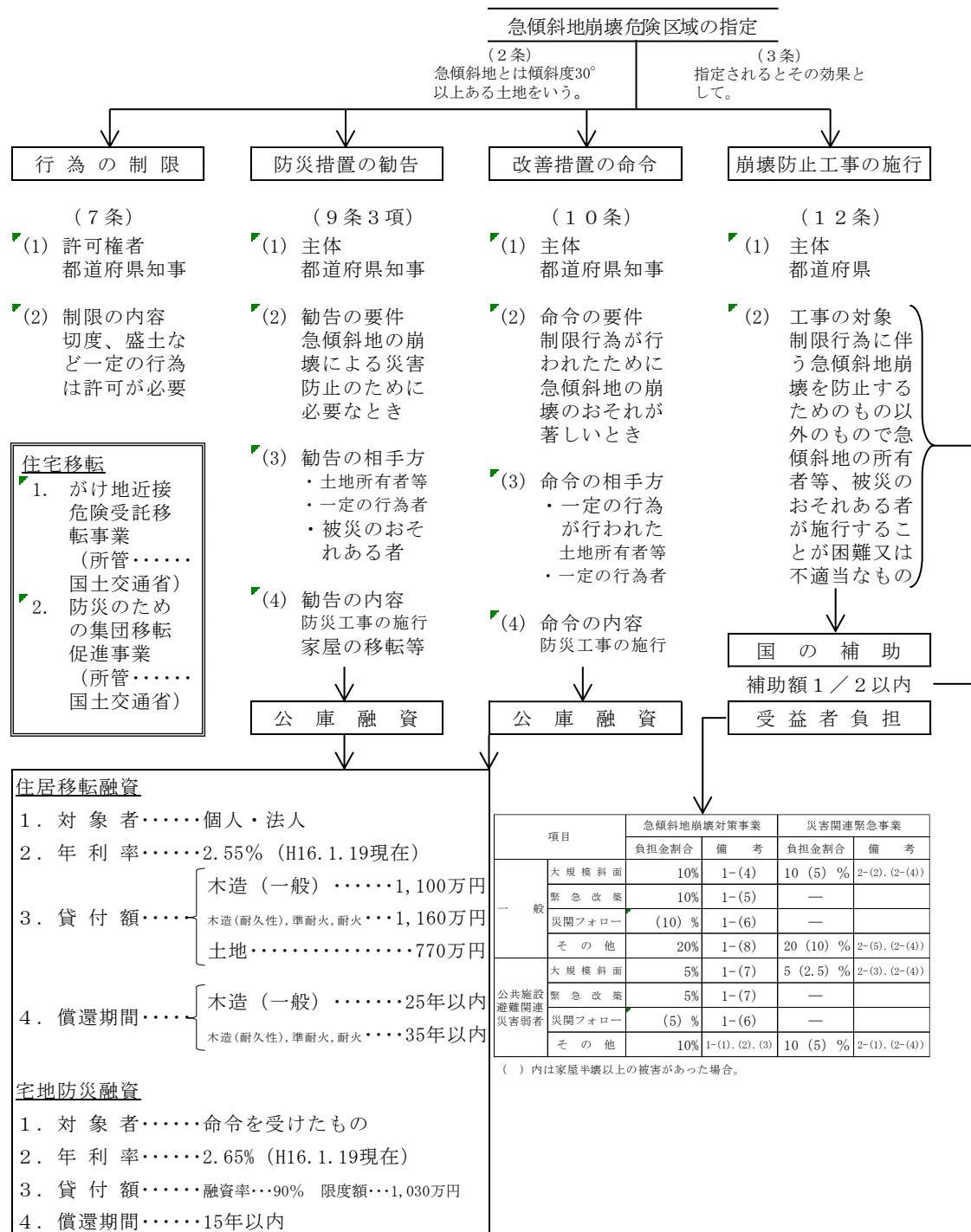
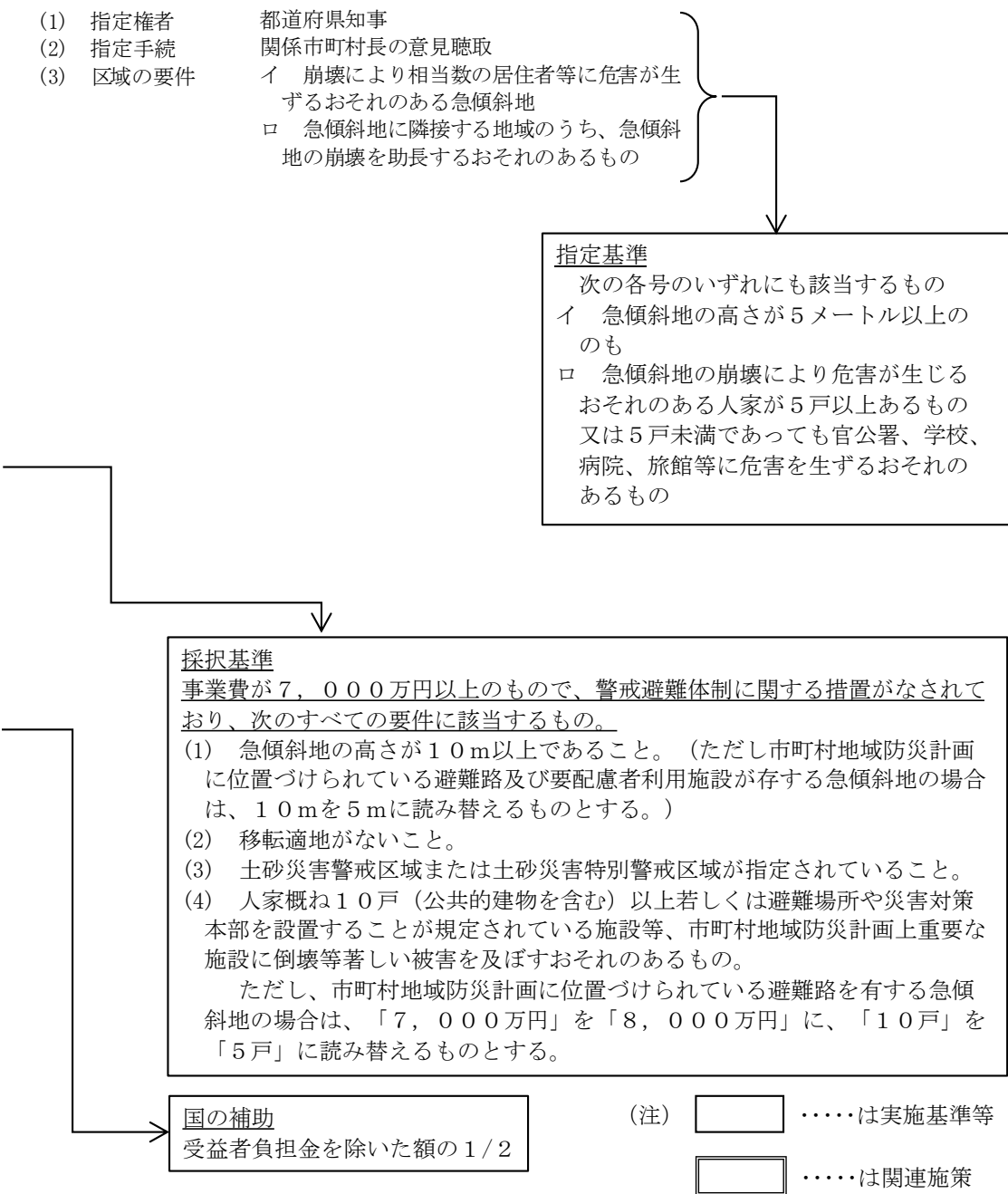
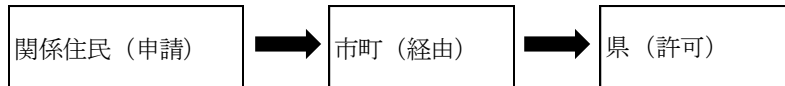


図-6 法律概要図



2-3-2 急傾斜地に関する関係機関と住民との協議

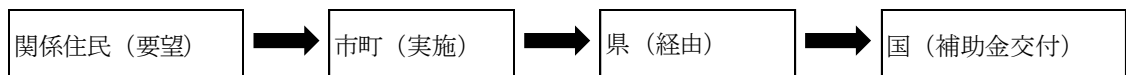
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可関係



- ・ 警戒避難関係



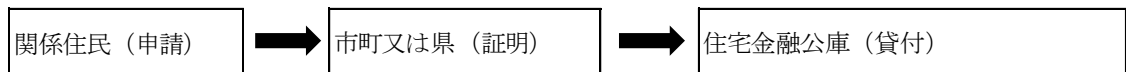
- ・ 住宅移転補助



- ・ 急傾斜地崩壊防止工事



- ・ 住宅移転や防災工事のための資金貸付



2-3-3 急傾斜に対する住民の留意事項

危険な急傾斜地	防 災 措 置
・ 亀裂がある。 ・ オーバーハングしている。 ・ 勾配30度、高さ5m以上ある。 ・ 表土があつい。 ・ 割目がある。 ・ 浮石が多い。 ・ 湧水がある。 ・ 表流水が集中する。	・ がけの上や途中にある大木を切る。 ・ がけに亀裂などがある場合は、ビニール等でおおい雨水がしみ込まないようにする。 ・ 不安定な土塊をとり去る。 ・ がけの下部に崩れやすいところがあったら柵や石積みをする。 ・ 家庭排水、雨水を流すための水路を作る。 ・ 雨水ががけにあふれ出さないよう、水路の掃除をする。 ・ 現在ある防止構造物に異常があったら修理をする。

長崎県における土砂災害危険箇所

長崎県下の土砂災害、山地災害の危険箇所等について以降に示す。

国土交通省所管

(箇所)

種別	I	II	III	計
区分				
土石流危険渓流	2,785	2,129	1,282	6,196
急傾斜地崩壊危険箇所	5,121	3,376	369	8,866
地すべり危険箇所	1,169			1,169
計	9,075	5,505	1,651	16,231

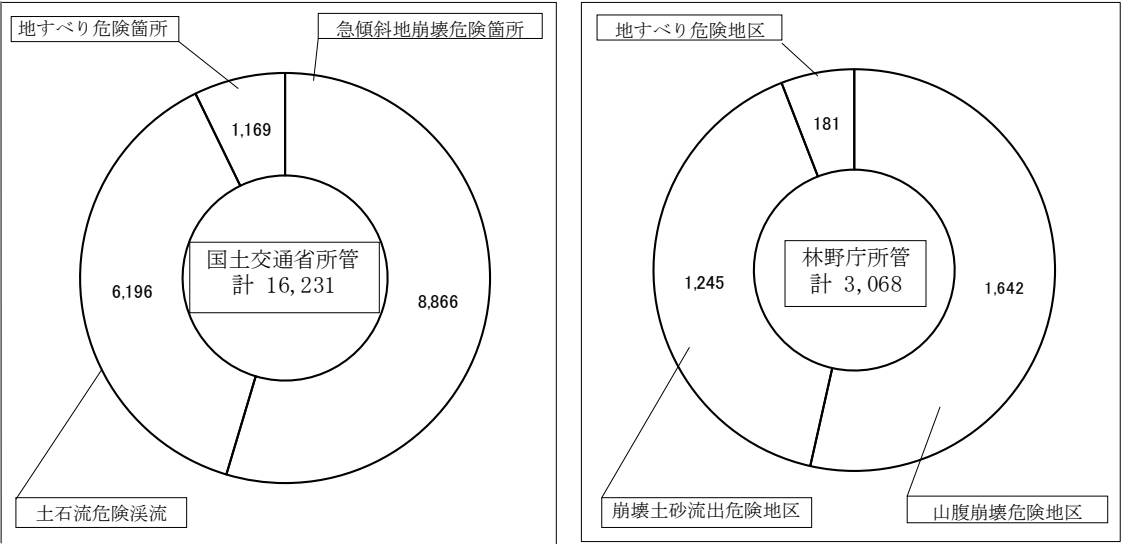
※各危険箇所毎の詳細な状況については、別途、危険箇所一覧表、危険箇所図等参照のこと。
※上表中、「土石流危険渓流」において、「Ⅰ」：保全対象人家5戸以上等の渓流、「Ⅱ」：保全対象人家1～4戸の渓流、「Ⅲ」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（平成15年公表）。
上表中、「急傾斜地崩壊危険箇所」において、「Ⅰ」：保全対象人家5戸以上の箇所、「Ⅱ」：保全対象人家1～4戸の箇所、「Ⅲ」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（平成15年公表）。
上表中、「地すべり危険箇所」については、今般の発表に含まれないことから、平成11年公表データを掲載した。
従って「～」の分類に相当するデータがない。

林野庁所管

(地区)

ランク	A	B	C	計
区分				
山腹崩壊危険地区	1,017	363	262	1,642
崩壊土砂流出危険地区	545	489	211	1,245
地すべり危険地区	133	28	20	181
計	1,695	880	493	3,068

※平成29年度末現在
※上表中、ランク「A」、「B」、「C」は、被災危険度（人家戸数、公共施設道路等）と荒廃危険度（大中小）の組み合わせにより判定。



農村振興局所管

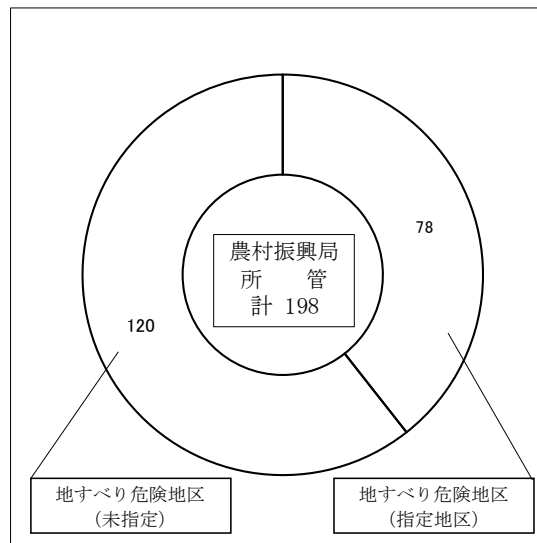
(地区)

危険度 区分	A	B	C	計
地すべり危険地区（指定地区）	3	75	-	78
地すべり危険地区（未指定）	50	68	2	120
計	53	143	2	198

※令和2年4月時点

※地すべり危険地区（指定地区）、危険度 A:工事中 B:工事完了 C:移動休止
平成21年3月調査

※地すべり危険地区（未指定）、危険度 A:高い B:やや高い C:注意を要する



第7章 土砂災害防止計画

土砂災害警戒区域の指定状況

以下、土砂災害警戒区域等の指定状況を示す。

① 令和3年度までの土砂災害警戒区域等指定状況

告示年月日	市 町 村	種別			合計
		土石流	がけ崩れ	地すべり	
H16.12.17	長 崎 市	13 (12)	57 (47)		70 (59)
H18.3.24	長 崎 市	48 (39)	127 (124)		175 (163)
H18.5.19	長 崎 市	40 (29)	129 (129)		169 (158)
H19.9.14	長 崎 市	85 (76)	205 (203)		290 (279)
H19.12.28	長 崎 市	19 (17)	127 (119)		146 (136)
H20.3.21	長 崎 市	51 (45)	180 (175)		231 (220)
H20.3.28	長 崎 市	26 (25)	112 (110)		138 (135)
H20.3.28	新 上 五 島 町	2 (2)	2 (2)		4 (4)
H21.3.13	長 崎 市	40 (37)	89 (81)		129 (118)
H21.3.24	諫 早 市	35 (35)	62 (62)		97 (97)
H21.3.24	大 村 市	9 (9)	65 (63)		74 (72)
H21.3.31	佐 世 保 市	18 (17)	131 (129)		149 (146)
H21.4.10	長 崎 市	33 (27)	73 (68)		106 (95)
H21.4.10	長 崎 市	18 (17)	149 (117)		167 (134)
H21.12.18	大 村 市	2 (2)	151 (146)		153 (148)
H22.3.12	佐 世 保 市	5 (5)	87 (82)		92 (87)
H22.3.19	佐 世 保 市	8 (8)	94 (94)		102 (102)
H22.3.26	長 崎 市	26 (24)	68 (68)		94 (92)
H22.4.9	諫 早 市	65 (62)	174 (157)		239 (219)
H22.4.9	長 崎 市	54 (52)	194 (190)		248 (242)
H22.4.16	長 崎 市	36 (35)	89 (85)		125 (120)
H23.2.18	佐 世 保 市	19 (19)	309 (280)		328 (299)
H23.3.25	長 崎 市	21 (21)	140 (136)		161 (157)
H23.3.25	諫 早 市	85 (75)	312 (301)		397 (376)
H23.3.29	長 崎 市	23 (23)	126 (121)		149 (144)
H23.5.27	長 崎 市	32 (30)	165 (163)		197 (193)
H24.3.23	大 村 市	19 (19)	174 (174)		193 (193)
H24.3.23	佐 世 保 市	38 (37)	576 (549)		614 (586)
H24.3.30	佐 世 保 市	70 (69)	254 (252)		324 (321)
H24.4.10	佐 世 保 市	28 (26)	301 (288)		329 (314)
H24.6.22	長 崎 市	3 (3)	84 (78)		87 (81)
H24.6.26	長 崎 市	15 (15)	101 (96)		116 (111)
H24.7.6	長 崎 市	16 (16)	167 (162)		183 (178)
H24.8.10	諫 早 市	43 (43)	113 (105)		156 (148)
H24.9.28	諫 早 市	14 (14)	236 (228)		250 (242)
H24.11.20	長 崎 市	20 (20)	95 (89)		115 (109)
H25.1.11	長 崎 市	31 (27)	159 (154)		190 (181)
H25.3.12	長 崎 市	26 (24)	158 (154)		184 (178)
H25.3.22	対 馬 市	7 (6)	47 (46)		54 (52)
H25.6.28	長 崎 市	16 (16)	133 (126)		149 (142)
H25.9.6	長 崎 市	28 (28)	117 (107)		145 (135)
H25.11.5	諫 早 市	15 (14)	348 (300)		363 (314)
H25.11.5	五 島 市	59 (51)	112 (109)		171 (160)
H25.12.6	長 崎 市	10 (10)	104 (104)		114 (114)
H26.2.28	壱 岐 市	12 (10)	285 (263)		297 (273)
H26.3.7	対 馬 市	29 (27)	86 (85)		115 (112)
H26.3.14	佐 世 保 市	28 (28)	287 (284)		315 (312)
H26.3.25	佐 世 保 市	41 (40)	320 (313)		361 (353)
H26.3.28	長 崎 市	26 (24)	127 (124)		153 (148)
H26.3.28	佐 世 保 市	31 (29)	146 (146)		177 (175)
H26.3.28	新 上 五 島 町	42 (37)	87 (70)		129 (107)
H26.4.15	長 崎 市	1 (1)	1 (1)		2 (2)
H26.4.15 (解除)	長 崎 市	-1 (-1)	-1 (-1)		-2 (-2)
H26.5.27	長 崎 市	13 (10)	112 (108)		125 (118)
H26.6.24	佐 世 保 市	4 (4)	242 (224)		246 (228)
H26.6.27	佐 世 保 市		1 (1)		1 (1)
H26.6.27 (解除)	佐 世 保 市		-1 (-1)		-1 (-1)
H26.7.11	長 崎 市	18 (16)	120 (114)		138 (130)
H26.7.18	長 崎 市	17 (17)	75 (68)		92 (85)
H26.7.22	長 崎 市	7 (7)	70 (62)		77 (69)
H26.12.5 (解除)	長 崎 市		-1 (-1)		-1 (-1)
H27.3.3	壱 岐 市		176 (160)		176 (160)
H27.3.13	対 馬 市	54 (54)	173 (173)		227 (227)
H27.3.20	佐 世 保 市	5 (5)	344 (339)		349 (344)
H27.3.20	新 上 五 島 町	11 (8)	32 (30)		43 (38)
H27.3.24	南 島 原 市		152 (142)		152 (142)
H27.3.27	諫 早 市	63 (53)	240 (230)		303 (283)
H27.3.27	五 島 市	30 (28)	89 (87)		119 (115)

第7章 土砂災害防止計画

告示年月日	市 町 村	種別			合計
		土石流	がけ崩れ	地すべり	
H27.4.24	佐 世 保 市		1		1
H27.4.24	長 崎 市		1 (1)		1 (1)
H27.4.24 (解除)	長 崎 市		-1 -(1)		-1 -(1)
H27.10.27	佐 世 保 市		1 (1)		1 (1)
H27.10.27 (解除)	佐 世 保 市		-1 -(1)		-1 -(1)
H27.12.18	諫 早 市	16 (12)	144 (142)		160 (154)
H28.1.15	南 島 原 市	7 (7)	145 (138)		152 (145)
H28.3.4	新 上 五 島 町	49 (47)	61 (58)		110 (105)
H28.3.4	新 上 五 島 町	44 (42)	55 (55)		99 (97)
H28.3.22	壱 岐 市	1 (1)	145 (142)		146 (143)
H28.3.22	対 馬 市	159 (154)	504 (504)		663 (658)
H28.3.22	佐 世 保 市	13 (12)	105 (101)		118 (113)
H28.3.25	南 島 原 市	21 (21)	326 (316)		347 (337)
H28.3.25	五 島 市	123 (116)	244 (240)		367 (356)
H28.3.25	時 津 町	47 (45)	690 (669)		737 (714)
H28.3.25	長 崎 市	5 (5)	109 (105)		114 (110)
H28.3.29	大 村 市	43 (41)	207 (203)		250 (244)
H28.10.14	新 上 五 島 町	48 (43)	74 (74)		122 (117)
H28.12.2	諫 早 市		11 (10)		11 (10)
H29.1.6	佐 世 保 市		31 (27)		31 (27)
H29.1.6	佐 世 保 市		2 (2)		2 (2)
H29.1.6 (解除)	佐 世 保 市		-2 -(2)		-2 -(2)
H29.1.6	佐 世 保 市		3 (3)		3 (3)
H29.1.6 (解除)	佐 世 保 市		-4 -(4)		-4 -(4)
H29.1.27	五 島 市	76 (74)	108 (108)		184 (182)
H29.2.14	壱 岐 市		208 (205)		208 (205)
H29.2.28	壱 岐 市	15 (15)	255 (250)		270 (265)
H29.3.3	佐 世 保 市	12 (12)	223 (211)		235 (223)
H29.3.7	対 馬 市	49 (47)	104 (104)		153 (151)
H29.3.10	平 戸 市	1 (1)	90 (89)		91 (90)
H29.3.17	東 彼 杵 町	9 (8)	71 (71)		80 (79)
H29.3.17	波 佐 見 町	23 (21)	89 (89)		112 (110)
H29.3.17	川 棚 町	3 (3)	114 (114)		117 (117)
H29.3.21	西 海 市	6 (6)	96 (96)		102 (102)
H29.3.24	松 浦 市		68 (65)		68 (65)
H29.3.24	佐 々 町	7 (7)	72 (72)		79 (79)
H29.4.28	南 島 原 市	36 (34)	430 (430)	5	471 (464)
H29.5.19	五 島 市	1 (1)	31 (31)		32 (32)
H29.6.13	新 上 五 島 町	112 (105)	220 (215)		332 (320)
H29.8.25	長 崎 市	5 (5)	90 (90)		95 (95)
H29.12.15	諫 早 市	16 (16)	287 (281)		303 (297)
H30.2.6	長 与 町	39 (35)	596 (595)		635 (630)
H30.2.6	南 島 原 市	18 (17)	170 (170)	6	194 (187)
H30.3.6	川 棚 町	31 (30)	164 (164)		195 (194)
H30.3.13	対 馬 市	70 (63)	311 (310)		381 (373)
H30.3.16	波 佐 見 町	56 (56)	144 (144)		200 (200)
H30.3.27	東 彼 杵 町	24 (19)	251 (246)		275 (265)
H30.3.27	西 海 市	32 (31)	249 (247)		281 (278)
H30.3.27	五 島 市	42 (42)	156 (155)		198 (197)
H30.3.27	壱 岐 市	11 (7)	696 (690)		707 (697)
H30.3.30	佐 々 町	37 (35)	126 (126)		163 (161)
H30.3.30	松 浦 市	40 (40)	368 (366)		408 (406)
H30.3.30	平 戸 市	6 (5)	162 (157)		168 (162)
H30.4.27	雲 仙 市	39 (33)	278 (272)		317 (305)
H30.5.15	平 戸 市		45 (45)		45 (45)
H30.7.20	大 村 市		1 (1)		1 (1)
H30.7.20 (解除)	大 村 市		-1 -(1)		-1 -(1)
H30.7.20	諫 早 市		1 (1)		1 (1)
H30.7.20 (解除)	諫 早 市		-1 -(1)		-1 -(1)
H30.7.31	長 崎 市	56 (47)	288 (287)		344 (334)
H30.10.2	長 崎 市		1 (1)		1 (1)
H30.10.2 (解除)	長 崎 市		-1 -(1)		-1 -(1)
H30.10.19	新 上 五 島 町	134 (121)	308 (305)		442 (426)
H31.1.18	長 崎 市	32 (30)	387 (387)		419 (417)
H31.3.12	松 浦 市	37 (30)	300 (291)	45	382 (321)
H31.3.12	対 馬 市	53 (52)	108 (105)		161 (157)
H31.3.12	長 崎 市	13 (9)	119 (119)		132 (128)
H31.3.15	佐 世 保 市	13 (13)	55 (55)		68 (68)

第7章 土砂災害防止計画

告示年月日	市町村	種別			合計
		土石流	がけ崩れ	地すべり	
H31. 3. 15	波佐見町	115 (114)	264 (263)	10 (0)	389 (377)
H31. 3. 15	諫早市	33 (32)	284 (276)		317 (308)
H31. 3. 22	五島市	92 (90)	157 (156)		249 (246)
H31. 3. 22	西海市	30 (18)	206 (192)		236 (210)
H31. 3. 22	壱岐市	3 (3)	298 (295)		301 (298)
R1. 7. 5	諫早市	10 (6)	254 (231)	9 (0)	273 (237)
R1. 7. 5	対馬市	123 (119)	315 (315)		438 (434)
R1. 7. 5	小値賀町		27 (25)		27 (25)
R1. 7. 5	大村市		1 (0)	3 (0)	4 (0)
R1. 7. 5	新上五島町	56 (36)	141 (141)		197 (177)
R1. 7. 5	雲仙市	19 (14)	95 (89)		114 (103)
R1. 8. 2	大村市		4 (3)		4 (3)
R1. 8. 2 (解除)	大村市		-4 (-4)		-4 (-4)
R1. 8. 2	諫早市	3 (0)	25 (20)		28 (20)
R1. 8. 2 (解除)	諫早市	-3 (-3)	-23 (-23)		-26 (-26)
R1. 8. 23	佐世保市	2 (2)	59 (56)		61 (58)
R1. 9. 6	長崎市	1 (1)	87 (81)		88 (82)
R1. 11. 1	新上五島町			19 (0)	19 (0)
R1. 11. 1	対馬市			95 (0)	95 (0)
R2. 1. 21	南島原市			39 (0)	39 (0)
R2. 1. 21	雲仙市			41 (0)	41 (0)
R2. 1. 21	大村市			16 (0)	16 (0)
R2. 1. 21	諫早市			59 (0)	59 (0)
R2. 1. 21	佐世保市	36 (34)	157 (157)		193 (191)
R2. 2. 14	佐世保市		1 (0)		1 (0)
R2. 2. 14 (解除)	佐世保市		-1 (-1)		-1 (-1)
R2. 3. 6	壱岐市	1 (1)		54 (0)	55 (1)
R2. 3. 10	佐世保市	31 (30)	462 (453)		493 (483)
R2. 3. 10	西海市	51 (42)	371 (357)		422 (399)
R2. 3. 17	平戸市	87 (81)	305 (280)		392 (361)
R2. 3. 17	佐世保市	211 (201)	663 (656)		874 (857)
R2. 3. 27	佐世保市			240 (0)	240 (240)
R2. 3. 27	平戸市			167 (0)	167 (0)
R2. 3. 27	松浦市			64 (0)	64 (0)
R2. 3. 27	西海市			79 (0)	79 (0)
R2. 3. 27	佐々町			13 (0)	13 (0)
R2. 3. 27	東彼杵町			9 (0)	9 (0)
R2. 3. 27	川棚町			8 (0)	8 (0)
R2. 3. 27	波佐見町			12 (0)	12 (0)
R2. 3. 31	壱岐市	7 (4)	118 (106)		125 (110)
R2. 3. 31	南島原市	13 (10)	31 (30)		44 (40)
R2. 6. 5	島原市	10 (4)	35 (35)		45 (39)
R2. 6. 5	雲仙市	37 (31)	153 (151)		190 (182)
R2. 7. 3	五島市	79 (72)	154 (152)	26 (0)	259 (224)
R2. 7. 3	新上五島町	135 (124)	361 (361)		496 (485)
R2. 9. 18	長崎市			171 (0)	171 (0)
R2. 9. 18	長与町			4 (0)	4 (0)
R2. 9. 18	時津町			8 (0)	8 (0)
R3. 3. 15	長崎市		3 (3)		3 (3)
R3. 3. 15 (解除)	長崎市		-1 (-1)		-1 (-1)
R3. 3. 12	対馬市	121 (112)	340 (338)		461 (450)
R3. 3. 26	対馬市	63 (63)	191 (189)		254 (252)
R4. 1. 14	佐世保市		-11 (-11)		-11 (-11)
R4. 3. 22	対馬市	29 (29)	79 (79)		108 (108)
合計		4, 827 (4, 464)	26, 147 (25, 384)	1, 202 (0)	32, 176 (29, 848)

※ () は土砂災害特別警戒区域

第11節 土砂災害復旧計画

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土 石 流	砂防指定地	・ 災害関連緊急砂防事業 ・ 砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・ 砂防設備災害復旧事業	・ 砂防法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	・ 災害関連緊急治山事業 ・ 治山激甚災害対策特別緊急事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業	・ 森林法
急 傾 斜 地 崩 壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩壊危険区域	・ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	・ 災害関連緊急治山事業 ・ 林地崩壊対策事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業	・ 森林法
地 す べ り	地 す べ り 防 止 区 域	・ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・ 災害関連緊急地すべり防止事業 ・ 地すべり防止施設災害復旧事業	・ 地すべり等防止法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法